

大分県次世代育成支援行動計画

おおいた子ども・子育て 応援プラン

～子育て満足度日本一を目指して～

第4期計画



大分県



はじめに

「子育て満足度日本一」を目指して

子どもは地域の宝であり、未来を拓く存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の地域社会の担い手を育成するための未来への投資でもあります。

本県では平成 21 年度から、「子育て満足度日本一」の実現を掲げ、様々な施策を粘り強く展開してきました。こうした取組の効果もあって、子育て世帯が理想とする子どもの数は、近年徐々に上昇し、令和元年度は 2.88 人へと増加しています。また、令和 2 年に、民間調査機関が発表した「育児ストレスが少ない都道府県ランキング」で、本県は女性が全国 1 位、男性が 2 位と、うれしい評価をいただいたところです。

しかしながら、依然として、本県にとって最大の課題は、急速に進む少子高齢化、人口減少であり、如何にして出生数の減少に歯止めをかけるかが問われていることから、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、様々な面から、さらなる取組が求められています。

このような中、「おおいた子ども・子育て応援プラン」を改定し、令和 6 年度までの 5 か年を対象とする新たな計画を策定しました。

新たな計画では、引き続き「子育て満足度日本一の実現」を念頭に置きつつ、「一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる“温かい社会”」を「めざす姿」とし、地域社会全体で子どもの育ちを喜び、子育てを支え合う地域共生社会を構築していくことを明確にしました。また、施策の展開に当たっては、家庭のみならず、地域、企業、学校、行政機関等、様々な主体がつながりながら、結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援を行っていきます。子どもから高齢者まで、多世代が交流できる場づくりや、住民相互の支え合い活動を積極的に推進し、県民総参加による「子育て満足度日本一」の大分県づくりを全力で進めてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員の皆様をはじめ、プラン策定に当たり貴重なご意見をお寄せいただきました県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

大分県知事 広瀬 勝貞

目 次

計画の策定に当たって	1
I 総論編	
第1章 子ども・子育ての現状	6
第2章 前期計画（第3期）の進捗状況	17
第3章 計画の基本的な考え方・施策体系	23
第4章 計画の評価体系	25
第5章 計画の推進に当たって	30
II 各論編	
第1章 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり	35
第1節 社会全体の意識づくり	
第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり	
第3節 男女共同参画に関する意識づくり	
第2章 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	43
第1節 結婚、妊娠・出産への支援	
第2節 若者の就労支援	
第3章 子どもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり	49
第1節 子どもや母親の健康づくり	
第2節 思春期からの健康づくり	
第3節 子どもの病気への支援	
第4節 食育の推進	
第4章 子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援	59
第1節 地域子育て支援サービスの充実	
第2節 幼児期の教育・保育の環境整備	
第3節 子育て支援者の育成	
第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	
第5節 子育て支援のネットワークづくり	

第5章 子育ても仕事もしやすい環境づくり	73
第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進	
第2節 男性の育児参画の推進	
第3節 女性の就労支援	
第6章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	81
第1節 児童虐待に対する取組の強化	
第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実	
第3節 子どもの貧困対策の推進	
第4節 ひとり親家庭への支援	
第5節 障がい児への支援	
第6節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応	
第7節 在住外国人の親と子どもへの支援	
第7章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	101
第1節 「しんけん遊ぶ子」の育成をめざす幼児教育の充実	
第2節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり	
第1項 確かな学力の育成	
第2項 豊かな心の育成	
第3項 健康・体力づくりの推進	
第4項 信頼される学校づくりの推進	
第3節 家庭や地域の教育力の向上	
第8章 子どもにとって安全・安心なまちづくり	115
第1節 子育てしやすい生活環境づくり	
第2節 安心して外出できる環境づくり	
第3節 子どもを交通事故から守る環境づくり	
第4節 子どもを犯罪から守る環境づくり	
Ⅲ 子ども・子育て支援法第62条に基づく事項	125
Ⅳ 資料編	143

(参考) 本計画で使用する用語について

○児童	おおむね 18 歳未満の者
○児童生徒	小学生、中学生及び高校生
○生徒	中学生及び高校生
○青少年	小学生からおおむね 18 歳未満の者
○少年	おおむね 20 歳未満の者

計画の策定に当たって.....

1 計画策定の趣旨

(次世代育成支援対策推進法)

急速な少子化の進行は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化の問題は私たちが取り組まなければならない重要な課題です。

このため、核家族化や都市化の進行に伴う家庭や地域の子育て力の低下も踏まえ、国においては、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めることが必要との認識のもと、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定されました。

この法律では、国や地方公共団体、事業主等が、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間に於いて、集中的かつ計画的に推進することとされました。その後、同法は平成 26 年 4 月に改正され、有効期限が令和 6 年度末まで 10 年間延長されています。

(子ども・子育て支援新制度)

また、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月からスタートしました。

令和元年 10 月からは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの利用料の無償化、0 歳から 2 歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象とした利用料の無償化がスタートしています。

(まち・ひと・しごと創生法)

平成 26 年 11 月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。同法は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することを目的としています。

また、都道府県には、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成するため、地域の実情に応じた施策を策定して実施することが求められています。

(持続可能な開発目標 (SDGs))

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、持続可能な開発目標 (SDGs) は、令和 12 年を年限とする、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分のものとして、統合的に解決することを目指しています。

地球上の誰一人取り残さないことを基本方針としている SDGs の理念は、本プランと軌を一にするものであり、本プランの取組を通じて、持続可能な社会の実現を図ります。

(大分県次世代育成支援行動計画)

これらの動きを踏まえ、県では、大分県次世代育成支援行動計画として、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン」を、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「新おおいた子ども・子育て応援プラン」を、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン(第 3 期計画)」を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会を「めざす姿」として設定するとともに、「子育て満足度日本一」の実現を基本目標に、幅広い施策に取り組んできました。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の地域社会の担い手を育成するための重要な未来への投資でもあります。

このため、引き続き、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支援を行い、「一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会～子育て満足度日本一～」の実現をめざす、「おおいた子ども・子育て応援プラン(第 4 期計画)」を策定し、家庭や地域、学校、企業等とつながりながら、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県づくりに取り組みます。

2 計画の性格

この計画は、次に掲げる性格を有します。

- (1) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 9 条第 1 項に基づく都道府県行動計画
- (2) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 62 条第 1 項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (3) 平成 26 年 6 月 17 日付け雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく母子保健計画
- (4) 大分県長期総合計画の部門計画

3 計画の期間

この計画は、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 年間を計画期間とします。

4 県民意見等の反映

この計画の策定に当たっては、以下のとおり、子育てや子育て支援を担う県民のみなさんの意見を広く聴く機会を設けるとともに、いただいた意見について計画への反映に努め、県庁ホームページ等で情報公開するなど、策定過程の公表に努めました。

(1) 「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」等の実施

県や市町村が実施する保育サービス等へのニーズや満足度を把握するため、市町村との連携により、小学生以下の子どもを持つ家庭を対象とした「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」を平成 30 年度に実施し、保育サービス等の目標を設定する上での基礎データとして活用しました。

また、小学生以下の子どもを持つ家庭を対象とした「子ども・子育て県民意識調査」を実施し、施策や目標設定に当たっての基礎データとして活用しました。

(2) 「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員からの意見

計画の策定に当たっては、公募委員をはじめ、学識経験者や関係機関・団体の代表等からなる「おおいた子ども・子育て応援県民会議」に、骨子案検討の段階から意見を聴くとともに、一部委員については、計画案の作成作業を行う「計画策定ワーキンググループ」に参画いただきました。

(3) 「県民意見募集(パブリックコメント)」の実施

計画の素案に対する意見を広く聴くため、令和元年 12 月 11 日から令和 2 年 1 月 10 日にかけて、「県民意見募集(パブリックコメント)」を実施しました。

I 総論編

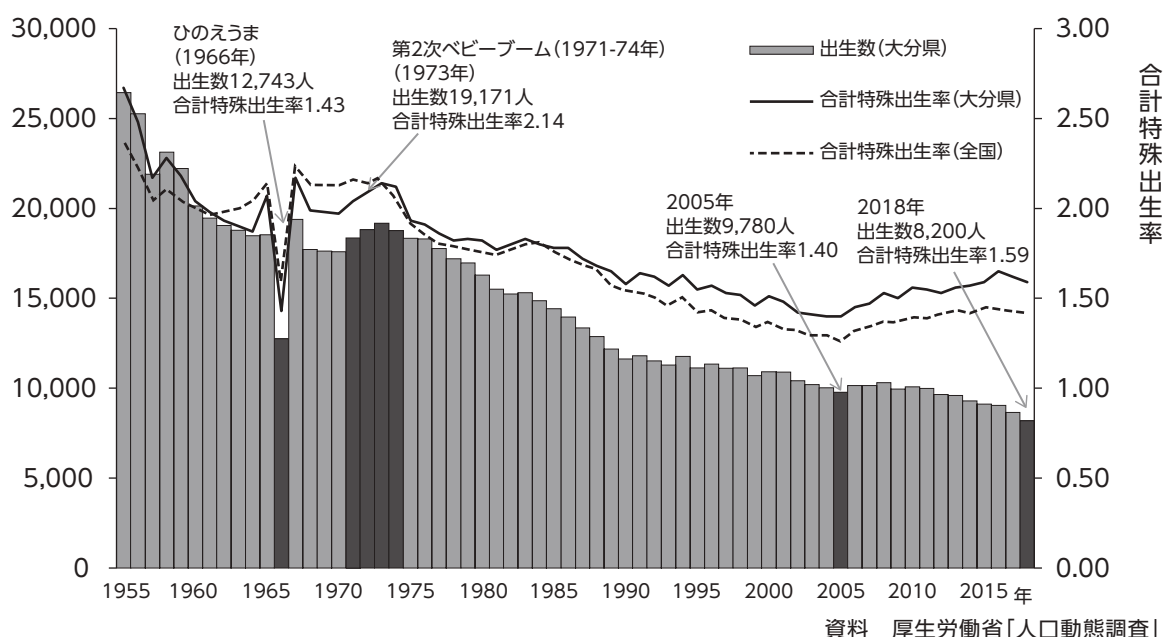
第1章 子ども・子育ての現状

第1節 少子化の現状と見通し

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

本県の年間の出生数は、第2次ベビーブーム期は約1万9千人でしたが、その後減少傾向が続き、2005年(平成17年)に初めて1万人を割り込み、2018年(平成30年)には8,200人まで落ち込んでいます。また、合計特殊出生率についても2004年(平成16年)、2005年(平成17年)に過去最低の1.40となり、その後、徐々に上昇し、2016年(平成28年)には22年ぶりの1.6台となりましたが、2018年(平成30年)には再び1.6台を割り込み1.59となりました。

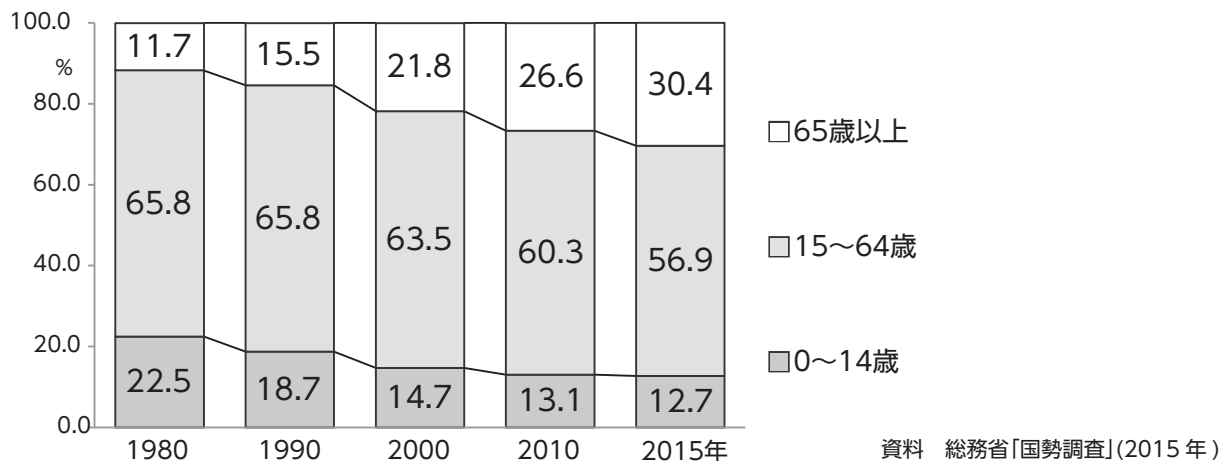
(図1) 出生数と合計特殊出生率の推移(大分県・全国)



(2) 人口構造の変化

出生数の減少に伴い、県の総人口に占める子どもの割合は年々減少しており、2015年(平成27年)には県の人口に占める14歳以下の割合は12.7%となっています。

(図2) 人口構造(年齢構成)の推移(大分県)



(図 3)市町村別 14 歳以下の人口

	計	男	女		計	男	女
大分市	64,526	32,837	31,689	杵築市	3,292	1,700	1,592
別府市	12,788	6,512	6,276	宇佐市	6,495	3,292	3,203
中津市	11,302	5,752	5,550	豊後大野市	3,555	1,806	1,749
日田市	8,048	4,164	3,884	由布市	4,174	2,152	2,022
佐伯市	7,392	3,733	3,659	国東市	2,545	1,298	1,247
臼杵市	3,961	2,056	1,905	姫島村	155	97	58
津久見市	1,540	805	735	日出町	3,910	2,001	1,909
竹田市	1,922	1,002	920	九重町	974	494	480
豊後高田市	2,413	1,279	1,134	玖珠町	1,673	867	806
				県全体	140,665	71,847	68,818

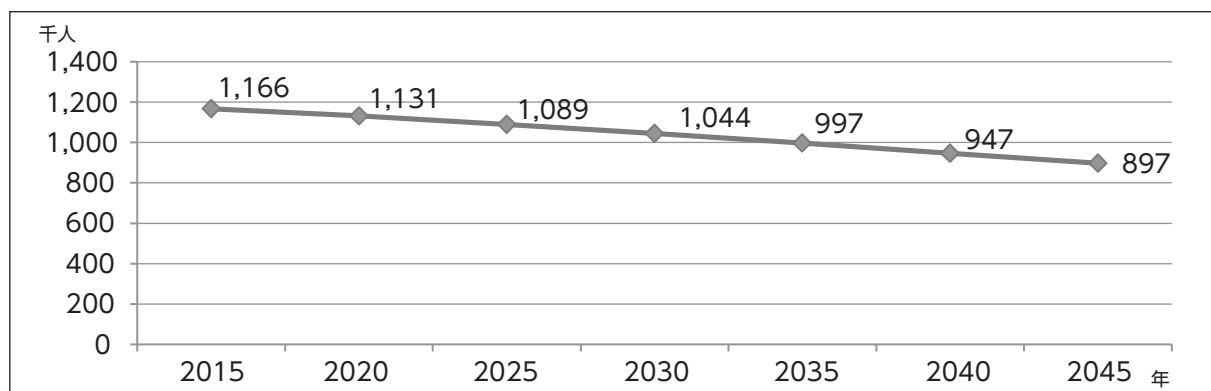
資料 大分県「人口推計(年報)」(2018 年 10 月分)

(3) 将来の人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所が 2018 年(平成 30 年)に作成した日本の地域別将来推計人口によると、2045 年(令和 27 年)の本県人口は約 89 万人まで減少することが見込まれています。(2015 年(平成 27 年)比▲23.1%)

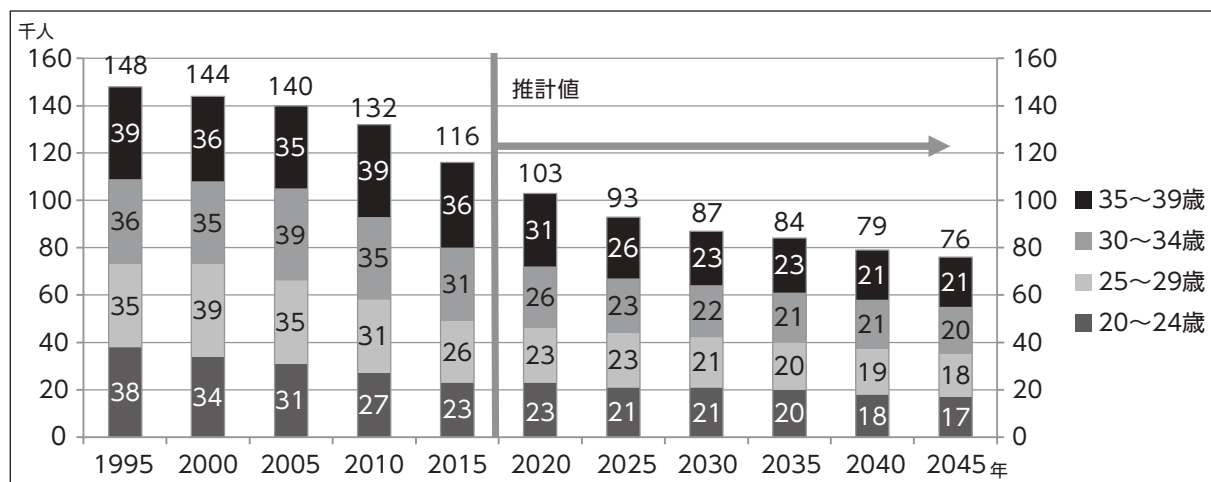
特に、20 歳代、30 歳代の女性人口の急減少の影響は大きく、希望する人が家庭を築き、子どもを生み育てることができる社会の早期実現を図ることが急務です。

(図 4) 将来人口推計(大分県)



資料 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30(2018)年)

(図 5) 20～39 歳の女性人口の推計(大分県)



資料：(2015 年まで) 総務省「国勢調査」
(2020 年以降) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018 年)

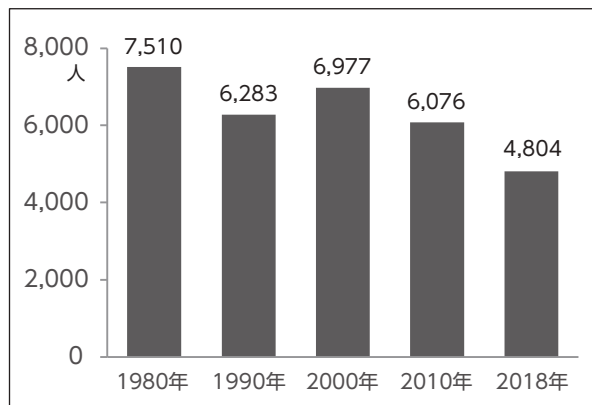
第2節 結婚、妊娠・出産をめぐる状況

(1) 未婚化・晩婚化の進行

本県における婚姻数は年々減少し、50歳時未婚率(45～49歳と50～54歳の未婚率の平均)は、男性が21.9%、女性が14.2%と、この35年間で男性は約11.5倍、女性は約3.8倍に増えています。独身にとどまっている理由は、男女共(25～34歳)に「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

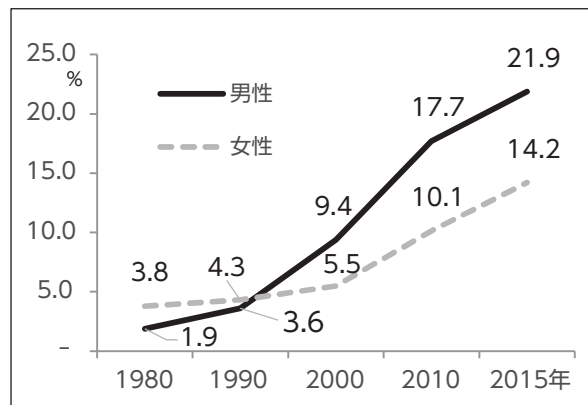
また、平均初婚年齢も男性が30.4歳、女性が29.0歳と年々晩婚化の傾向が高まっており、これに伴い女性が出産する年齢も上昇しています。

(図6) 婚姻数の推移(大分県)



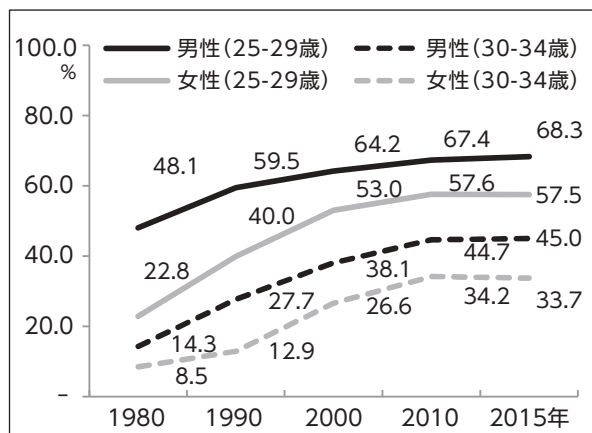
資料 厚生労働省「人口動態調査」

(図7) 男女別50歳時未婚率の推移(大分県)



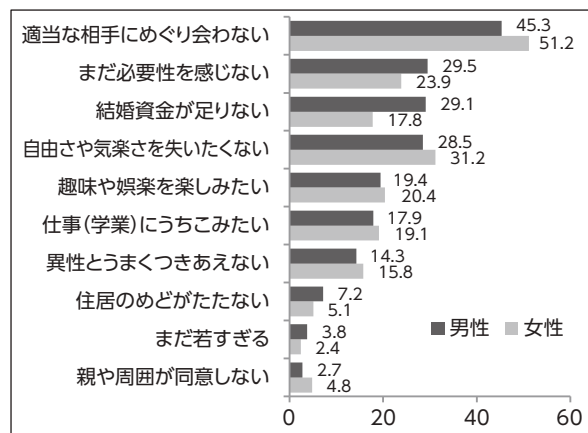
資料 総務省「国勢調査」

(図8) 男女別年代別未婚率の推移(大分県)



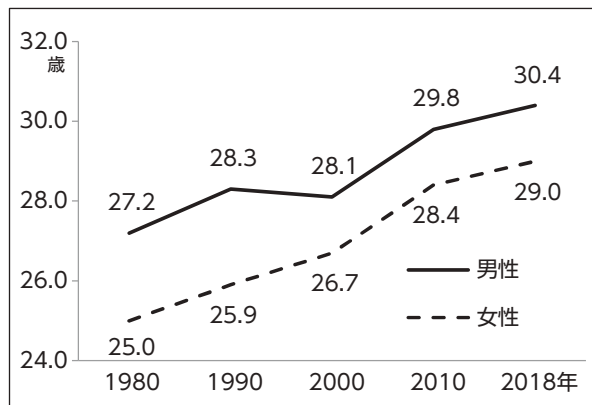
資料 総務省「国勢調査」

(図9) 独身にとどまっている理由(25～34歳)(全国)



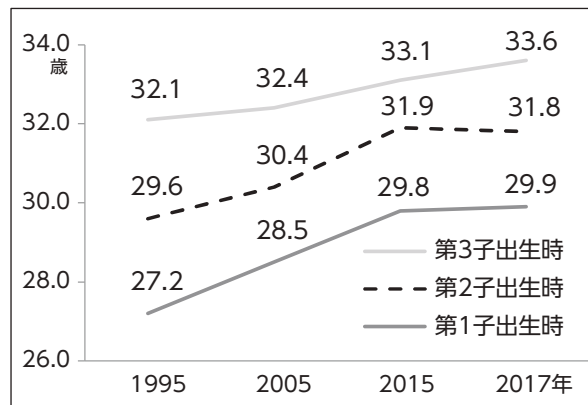
資料 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)

(図10) 平均初婚年齢の推移(大分県)



資料 厚生労働省「人口動態調査」

(図11) 出生順位別母の平均年齢の推移(大分県)



資料 厚生労働省「人口動態調査」

(2)理想とする子ども数

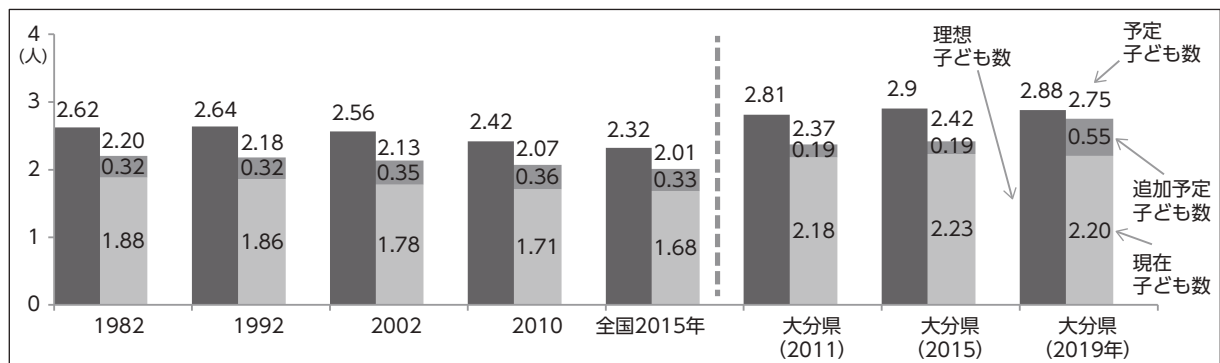
国立社会保障・人口問題研究所が2015年(平成27年)に実施した「第15回出生動向基本調査」によると、夫婦にとっての理想的な子どもの数(平均理想子ども数)は、2.32人であるのに対して、実際に持つつもりの子どもの数(平均予定子ども数)は2.01人となり、いずれも年々低下傾向にあります。

一方で、県が2019年度(令和元年度)に実施した「子ども・子育て県民意識調査」によると、県内在住の夫婦の平均理想子ども数は、2.88人、平均予定子ども数は2.75人となっています。

なお、理想子ども数と予定子ども数が異なる理由として、最も多いのは経済的な問題ですが、高年齢で生むことへのためらいや、欲しいけれどもできないという理由も見受けられます。

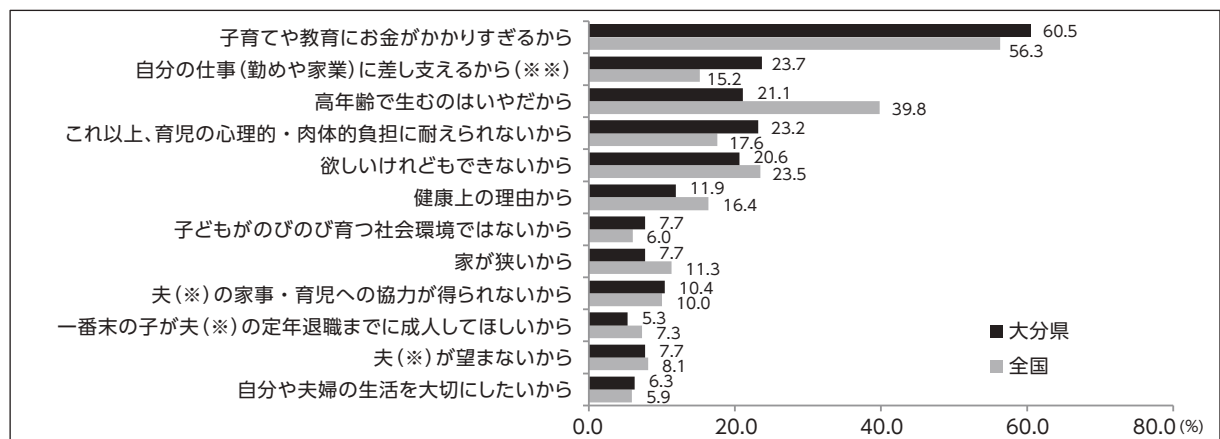
「第15回出生動向基本調査」によると、全国的には「不妊を心配したことがある」と回答した夫婦が35%いました。

(図12) 夫婦の平均理想子ども数と平均子ども数の推移(大分県・全国)



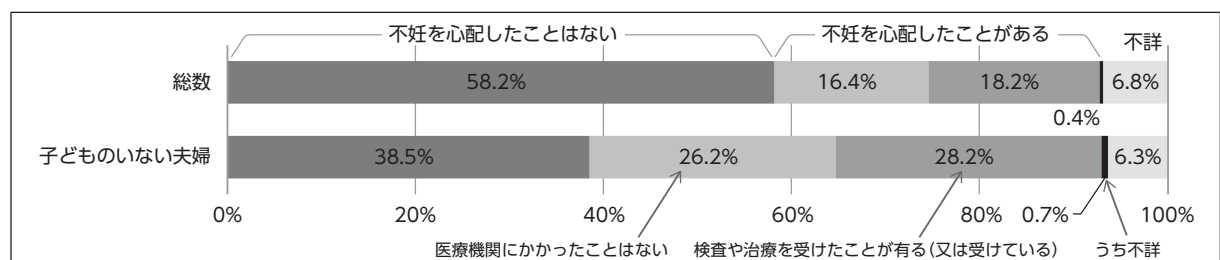
資料 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)、大分県「子ども・子育て県民意識調査」(2019年度)

(図13) 理想子ども数と予定子ども数が異なる理由(大分県・全国)



資料 (大分県)大分県「子ども・子育て県民意識調査」(2019年度)、(全国)国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)
大分県の調査においては、(※)部分の「夫」を「夫(妻)」と、(※※)部分の問いを「自分の仕事(勤めや家業)が忙しいから」と表記

(図14) 不妊の心配と治療経験(全国)



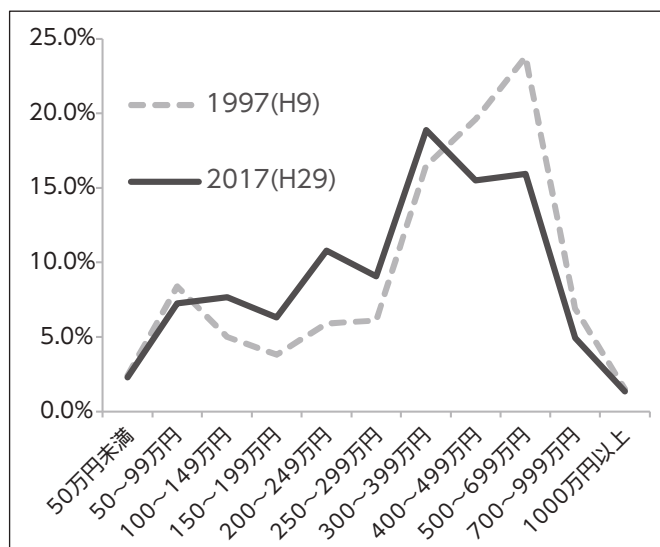
資料 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)

(3) 若者の就労状況

子育て世代(30歳代)の収入状況は、年収400万円～699万円の雇用者の割合が大きく減少し、2017年(平成29年)には300万円台の雇用者が最も多くなっています。

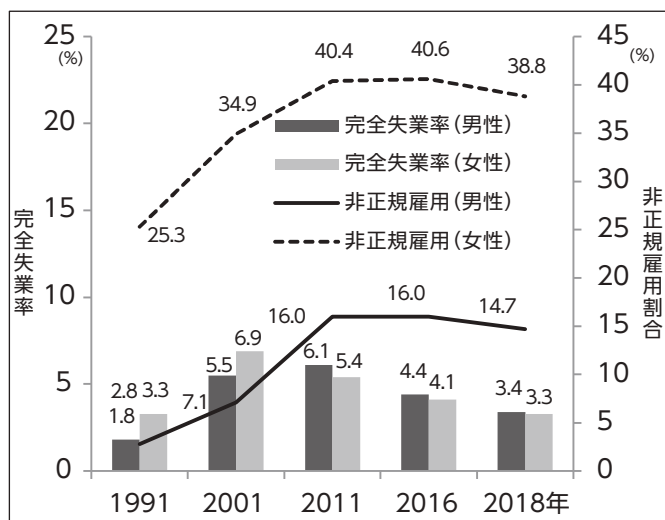
若年者(25～34歳)の完全失業率は近年男女ともに低下しているものの、非正規雇用割合についてみると、男女ともに1990年代から2000年代前半にかけて上昇傾向にあり、2010年代に入るとおおむね横ばいで推移しています。

(図15) 30歳代の収入階級別雇用者構成の推移(全国)



資料 総務省「就業構造基本調査」

(図16) 25～34歳の収入階級別雇用者構成の推移(全国)



資料 総務省「労働力調査特別調査」「労働力調査」

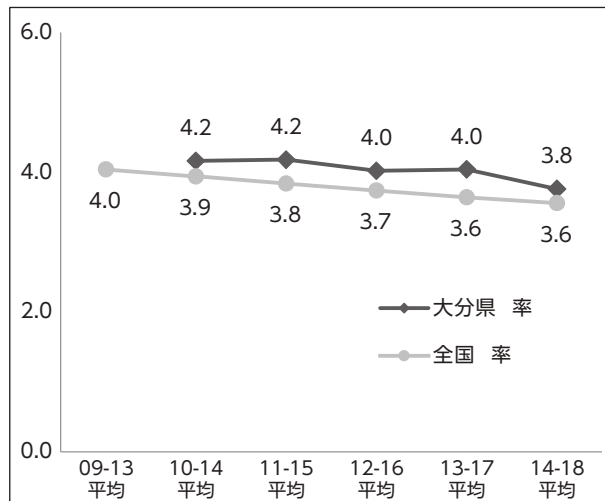
- 注：1. 非正規雇用割合については、2001(平成13)年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」(1～3月平均)による。調査月(2001年までは各年2月、2002年以降は1～3月平均の値)が異なることから、時系列比較には注意を要する。
2. 労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011年の数値は補完的に推計した値(2005年国勢調査基準)である。

(4) 母子の健康について

県の周産期死亡率は、減少傾向にはありますが、全国と比較してやや高い率で推移しています。

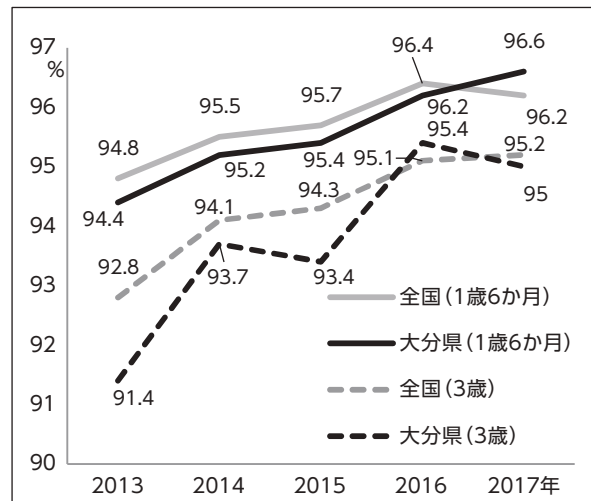
また、母子保健法に基づく乳幼児健康診査(1歳6か月、3歳)の受診率については、概ね改善している一方、むし歯のない子どもの割合については、改善傾向にあるものの、3歳、12歳児共に全国水準を下回っています。

(図17) 周産期死亡率の推移(過去5年平均)
(大分県・全国(人口千対))



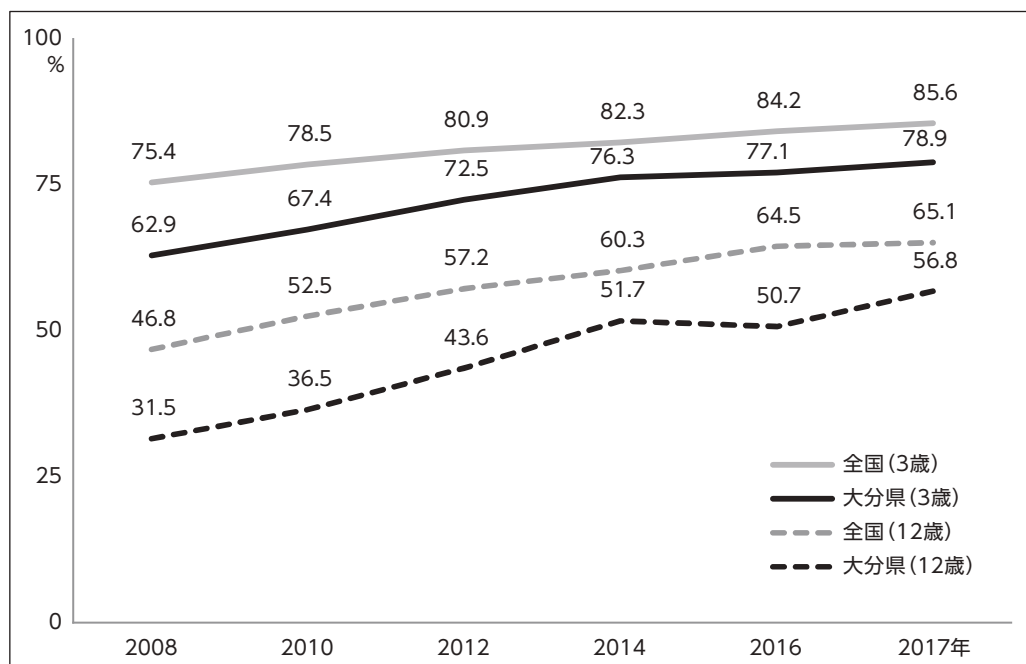
※周産期死亡率=(年間の妊娠満22週以後の死産数)+(年間の生後1週間未満の早期新生児死亡数)/(年間の出生数)+(年間の妊娠満22週以後の死産数)×1,000
資料 厚生労働省「人口動態調査」

(図18) 乳幼児健康診査(1歳6か月、3歳)の受診率の推移(大分県・全国)



資料 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

(図19) むし歯のない子ども(3歳・12歳)の割合の推移



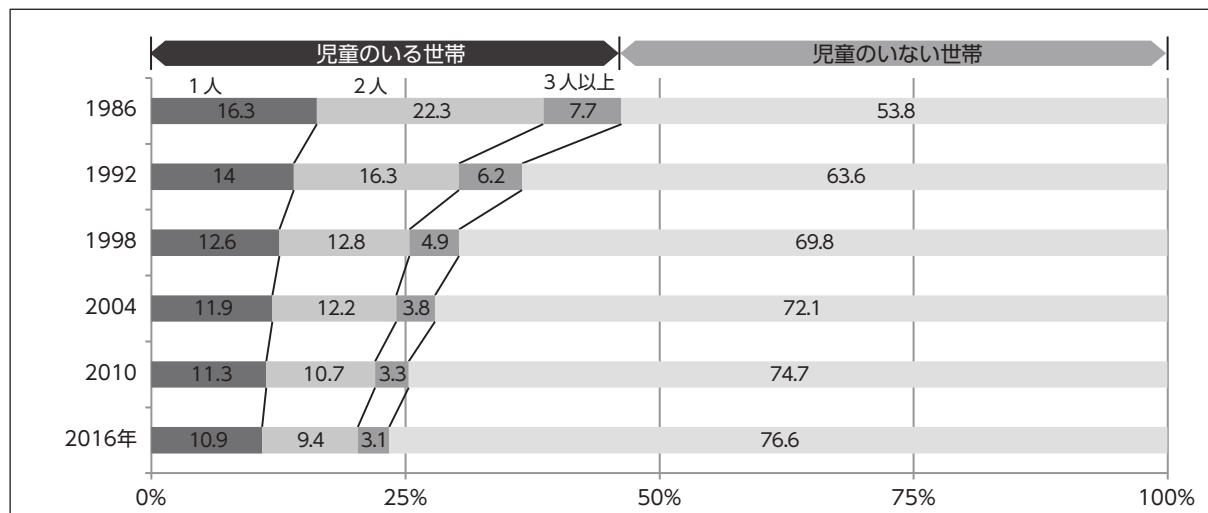
資料 (3歳) 厚生労働省調べ、(12歳) 文部科学省「学校保健統計調査」

第3節 子育てをめぐる状況

(1) 家族形態の変容

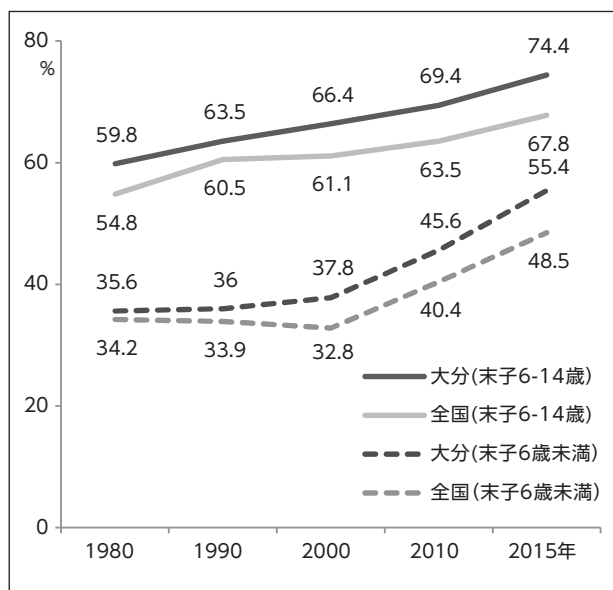
子どものいる世帯は1980年代には約半数を占めていましたが、2016年（平成28年）には25%を下回っています。一方で、共働き世帯やひとり親世帯は増加しており、家族形態の多様化が進んでいることから、1人ひとりの子どもに合ったきめ細かな育ちの支援が求められています。

(図20) 児童の有無別にみた世帯の構成割合の推移(全国)



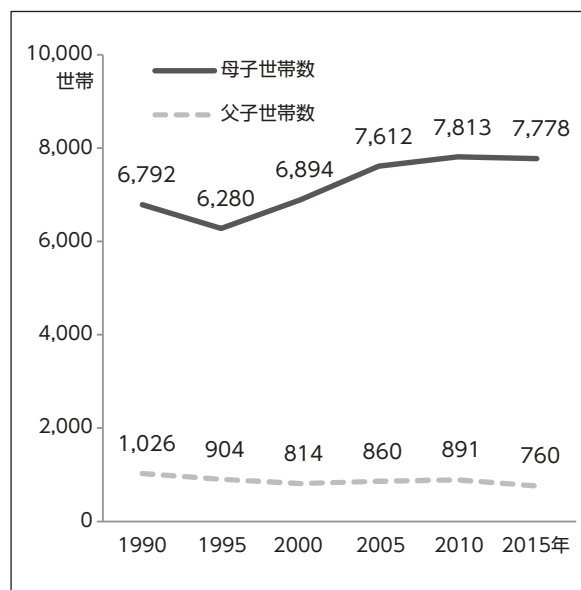
資料 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図21) 子どものいる世帯のうち共働き世帯の割合の推移(大分県・全国)



資料 総務省「国勢調査」

(図22) ひとり親世帯数の推移(大分県)



資料 総務省「国勢調査」

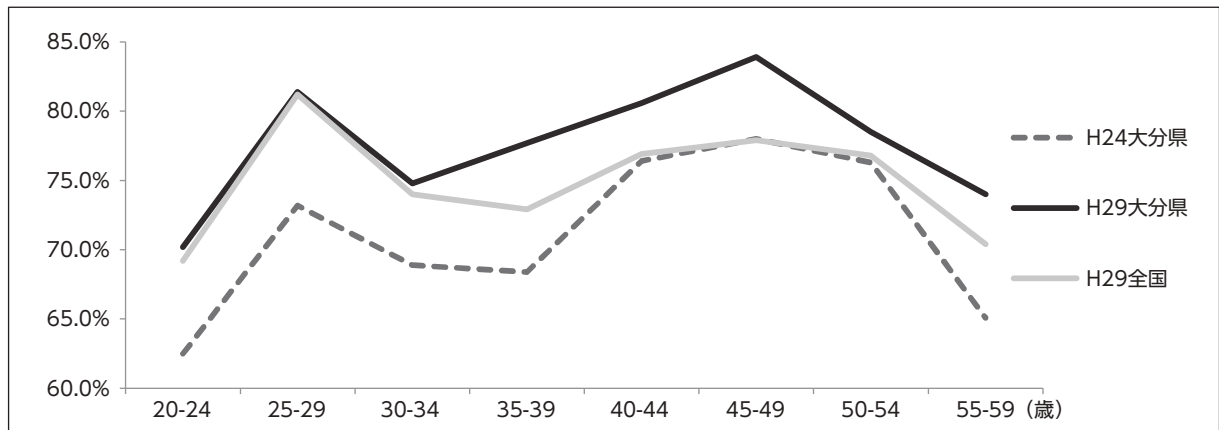
(2) 家庭と仕事の両立

子どものいる共働き世帯が増加しており、県内の女性の就業状況をみると、いわゆるM字カーブの底(30歳代)は5年前に比べ高くなっています。

夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況をみると、両者には正の関係性がみられます。

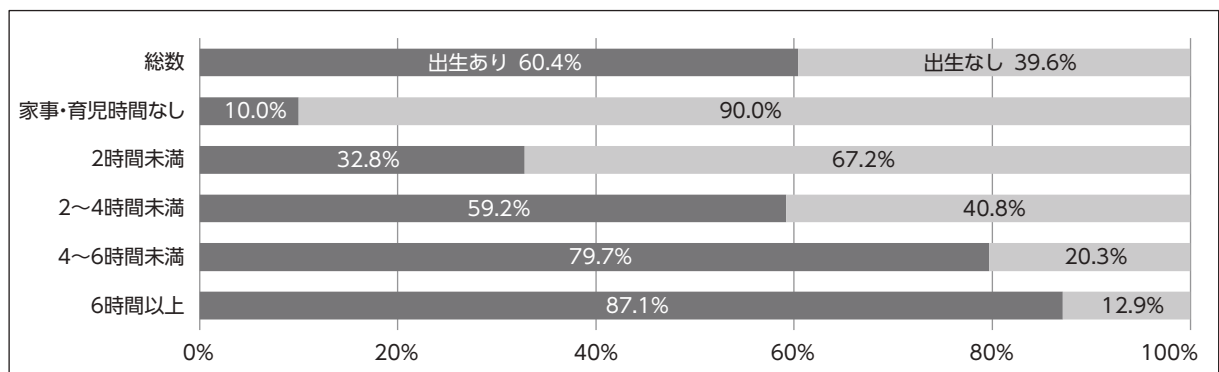
6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は、妻に比べ大幅に少ない状況です。

(図23) 女性の就業状況(大分県・全国)



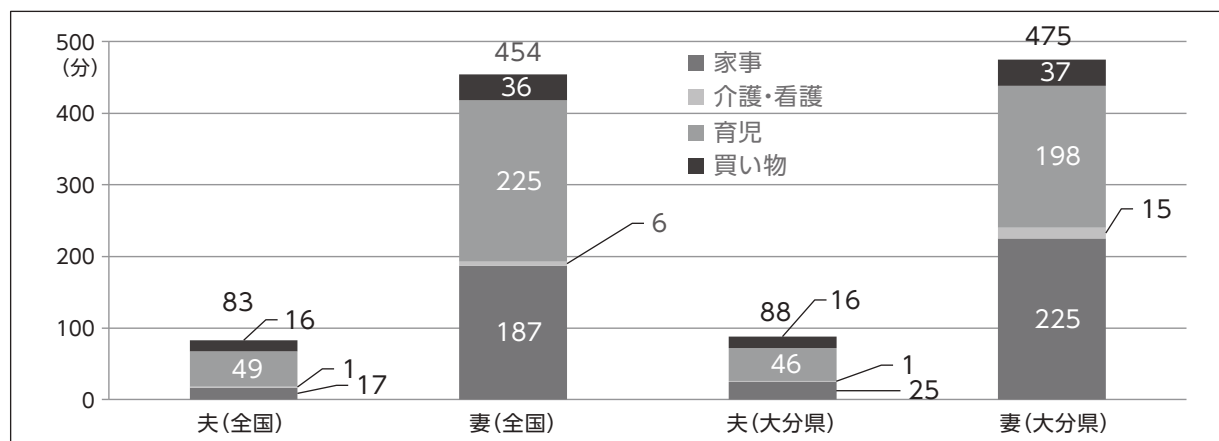
資料 総務省「就業構造基本調査」

(図24) 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況(全国)



資料 厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」

(図25) 6歳未満の子供を持つ世帯の家事・育児関連時間(大分県)



資料 総務省「社会生活基本調査」(2016年)

(3) 就学前、就学後の児童の状況

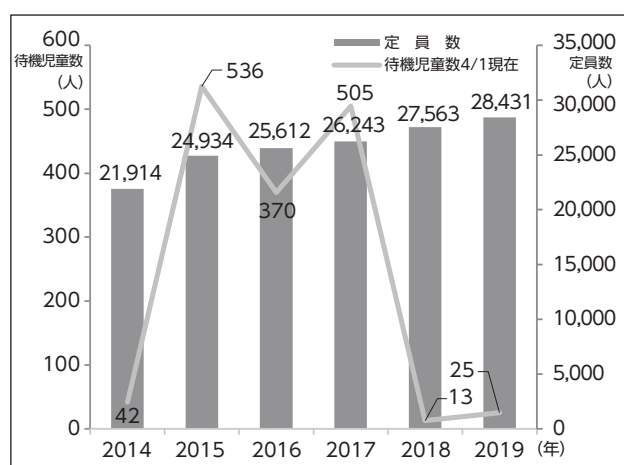
共働き世帯の増加等により、就学前の保育所や就学後の放課後児童クラブを利用する子どもの数は年々増えています。待機児童数については、保育所は25人(2019年4月現在)、放課後児童クラブは44人(2019年5月現在)となっています。令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化の影響を注視していく必要があります。

2019年(平成31年)の「全国学力・学習状況調査」によると、小学6年生・中学3年生の学力の状況は年々改善が見られ、全国平均を上回っています。「全国体力・運動能力等調査」においても、小学5年生、中学2年生の体力は男女共に改善しており、いずれも全国10位以内に入っています。

小・中学校の不登校児童生徒数は、2018年度(平成30年度)は1,599人で前年度から244人の増加となっています。

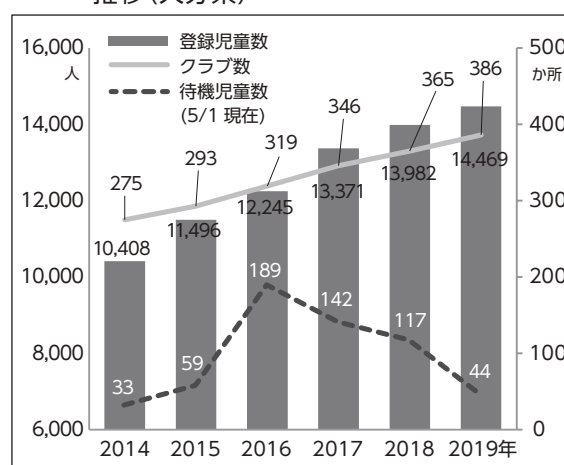
また、いじめの認知件数(小・中・高・特別支援学校)は、早期解決を図ることを目的に積極的な認知に取り組んできた結果、2018年度(平成30年度)は11,356件となり、前年度から5,863件の増加となっています。

(図26) 保育所待機児童数の推移(大分県)



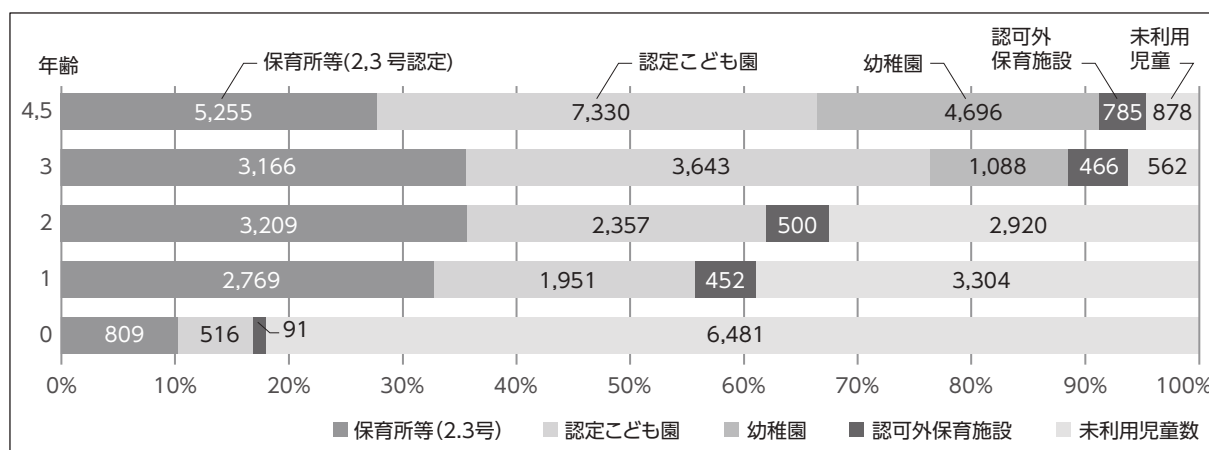
資料 厚生労働省発表資料

(図27) 放課後児童クラブ登録児童、待機児童数の推移(大分県)



資料 大分県

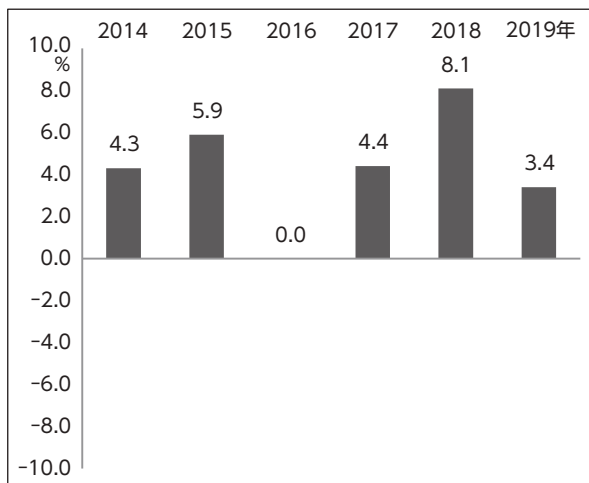
(図28) 就学前児童の現状



資料 大分県(2019年)

(図29、30) 全国学力・学習状況調査における平均正答率の推移(大分県平均と全国平均との差)

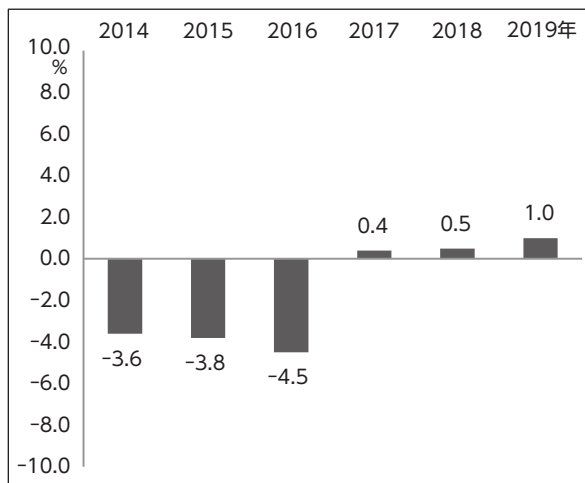
●小学6年生



資料 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※国語 A 基礎・B 活用(以下同)、算数 A・B の 4 項目の平均正答率合計(2015、2018 年はこれに理科を含)全国平均を 0 とする。2019 年は A・B 区分無の国、算 2 項目の合計

●中学3年生

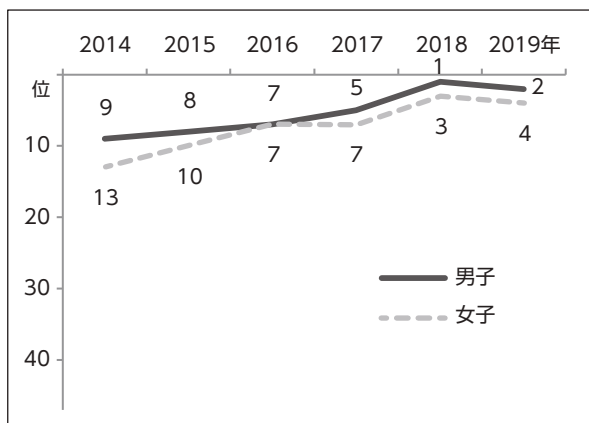


資料 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※国語 A 基礎・B 活用(以下同)、数学 A・B の 4 項目の平均正答率合計(2015、2018 年はこれに理科を含)全国平均を 0 とする。2019 年は A・B 区分無の国、数、英 3 項目の合計

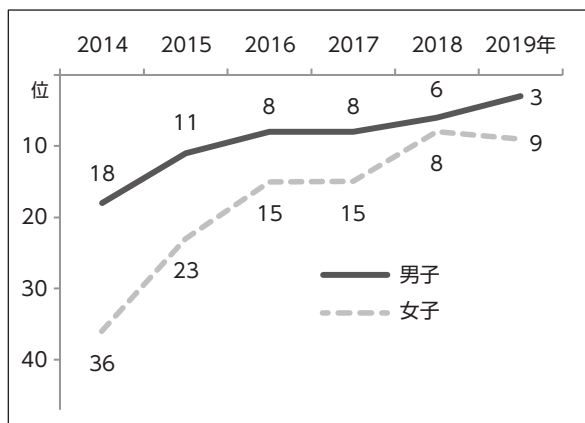
(図31、32) 全国体力・運動能力等調査における体力合計点の全国順位の推移(大分県)

●小学5年生



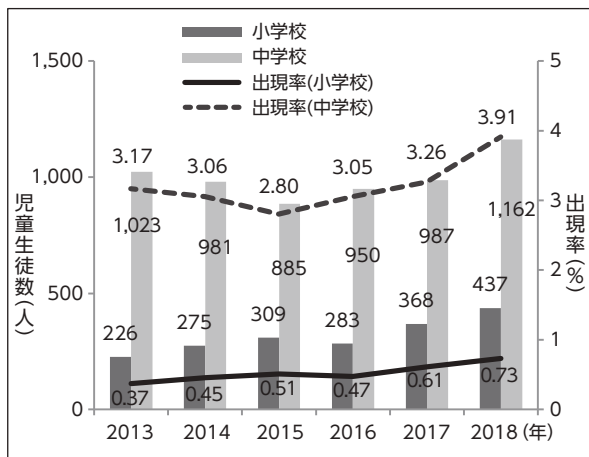
資料 文部科学省「全国体力・運動能力等調査」

●中学2年生



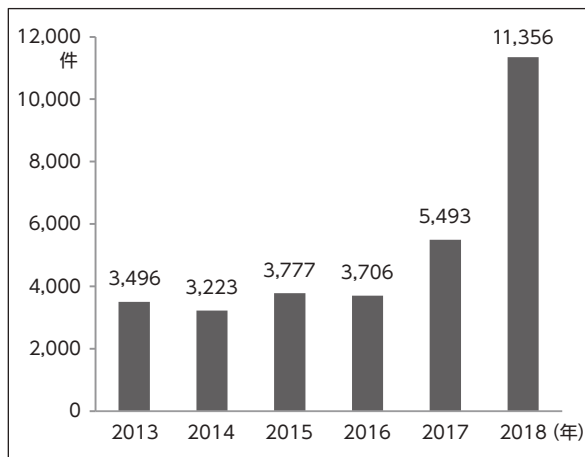
資料 文部科学省「全国体力・運動能力等調査」

(図33) 不登校児童生徒数と出現率の推移(大分県)



資料 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(図34) いじめの認知件数の推移(大分県)



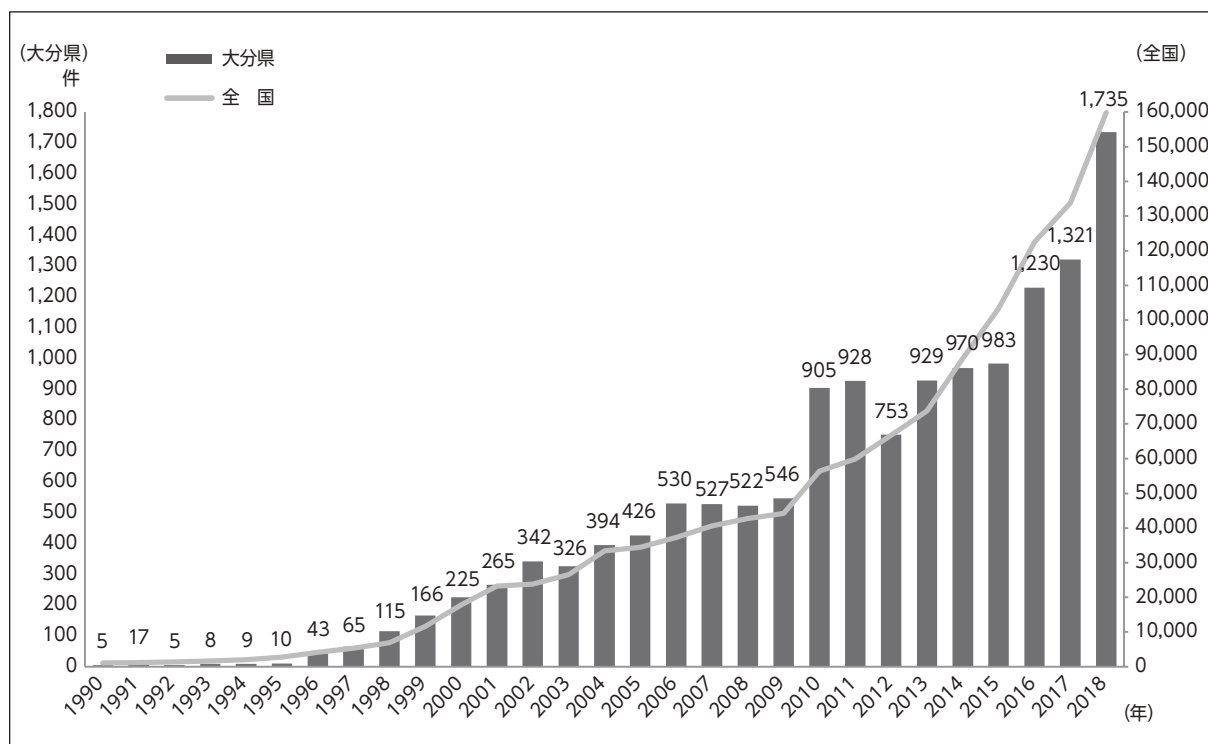
資料 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の総件数)

(4) 児童虐待の現状

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が施行された2000年(平成12年)ごろから急増しています。

大分県の対応件数は、2010年(平成24年)に急増した後は、ほぼ横ばいで推移していましたが、近年、再び増加傾向にあります。

(図35) 虐待相談対応件数の推移(大分県・全国)



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

第2章 前期計画（第3期）の進捗状況

平成27年度から令和元年度まで実施した第3期計画の進捗状況は以下のとおりです。

（個別事業ごとの評価）

第3期計画では、個別の事業ごとの進捗状況を評価するため、「子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり」、「地域における子育ての支援」など7つの基本施策ごとに、合計88項目の数値目標を設定しました。（別表 第3期計画における個別事業ごとの評価）

令和元年度末には、目標値を上回っている指標（「達成」）が36項目、目標値を90%以上達成している指標（「概ね達成」）は31項目となっており、合計67項目（76.1%）が達成の見込みです。未達成項目のうち、主な概況は以下のとおりです。

No.22「利用者支援事業を実施している市町村数」（達成率70.6%）

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦の個別ニーズに合わせた相談対応や情報提供を行う寄り添い型の支援事業です。この事業を実施していない市町村は、他の手段で相談業務等に取り組んでいることもあり、目標値には達成しませんでした。

No.24「子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合」（達成率59.3%）

個別の事業については、実施していない市町村もあるため、全体的には周知が十分ではないため、目標値には達しませんでした。市町村事業の充実と合わせて、おおいた子育てほっとクーポン事業の実施等により、サービスの周知に努めていきます。

No.38「児童家庭支援センター数」（達成率60.0%）

児童家庭支援センターは、児童虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、市町村での設置が制度化され、家庭やその他からの子どもに関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談等に応じる施設です。第3期計画期間中に1か所増え3か所となりましたが目標値には達しませんでした。児童相談所の体制強化をはじめ、引き続き児童虐待に対する取組の強化を進めます。

No.41「大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数（2回以上面接）」（達成率55.0%）

近年、有効求人倍率が高く、センター登録者が減少していることに加え、各市の母子・父子自立支援員でも自立支援プログラムを策定できるよう体制を整えたことから、目標値には達しませんでした。今後は、市町村への巡回相談を行うなど、ひとり親家庭に対してセンターの周知を図っていきます。

No.44「大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数」（達成率51.7%）

近年、有効求人倍率が高く、センター登録者が減少していることに加え、求人企業とのミスマッチ等により就業に結びついていないケースが多いことから、目標値には達しませんでした。今後は、企業訪問や商工観光労働部との連携により、事業主に対してひとり親家庭の就業促進について、より一層理解を求め、登録企業の増加を図り、センター登録者の就業を支援していきます。

No.46「発達相談支援につながった未就学児数（累計）」（達成率71.0%）

計画では、全ての市町村で5歳児健診等が実施されることを前提に目標を設定していましたが、県内5歳児の半数以上を占める大分市・別府市・姫島村で実施されていないことから目標を達成できませんでした。より早期の気づきと支援につなげるために、県では、アセスメントツールの活用推進や、発達障がい児支援コーディネーターによる支援調整、支

援の専門家である発達障がい者支援専門員の養成、家族支援の一環であるペアレントメンターの養成、ペアレントプログラムの推進等、多面的に取り組んでいます。

No.48、No.49「不登校児童生徒の出現率」

(小学校、中学校)(達成率38.4%(小学校)、71.4%(中学校))

小・中学校の不登校児童生徒の出現数は約 1,600 人と増加傾向にあり、目標値には達していませんでした。不登校児童生徒の支援や未然防止の取組を推進するため、各学校に教育相談コーディネーターを、各地域の拠点校 22 校に支援・助言を行う「地域児童生徒支援コーディネーター」を配置し、魅力ある学校づくりを促進し、不登校の未然防止対策を強化していきます。

No.83「大分あったか・はーと駐車場協力施設数」(達成率75.6%)

新たに出店する商業施設等にご協力いただくことを想定し、福祉のまちづくり条例で「車いす使用者用駐車施設」の設置義務がある概ね 1,000 平方以上の建築物（特別特定施設）の届出件数を基に目標値を設定しましたが、届出件数がこの 5 年間で 2 割以上減少していることもあり、協力施設数の達成率も 75.6%にとどまりました。

一方、妊産婦の方への利用者証の交付件数は年間 466 件（H25 年度）から 1,008 件（H30 年度）へと倍増しており、妊産婦の方への周知と利用は着実に進んでいるところ です。

(総合的な評価)

第3期計画では、子育て満足度日本一に向けた取組を分かりやすく評価するため、総合的に計画の効果を測る指標として、10 項目を設定しました。(別表 前期計画(第3期)における個別事業ごとの評価)

10 項目の指標のうち、指標①の「子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合」を始めとする 7 項目で、計画策定時の基準値（平成 27 年 3 月末時点）の順位を上回っています。その中でも、指標③の「保育所等待機児童数」については、「待機児童数ゼロ」をめざし、施設整備等に取り組んだ結果、令和元年度には 25 人となり、全国順位も 20 位から 12 位へと上昇しました。

一方、指標⑤の「6 歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」をはじめとする 3 項目は、平成 27 年 3 月末時点の全国順位より下がりました。

全体の達成率は、平成 27 年 3 月末時点の 67.9%から令和 2 年 3 月末時点では 78.5%と 10.6 ポイント増加し、全国順位も 15 位から 5 位へ上昇しています。

めざす姿の具体像ごとの達成状況は以下のとおりです。

1 地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる

①「子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合」、②「住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合」については、ともに、平成 26 年度末と比較して割合が上昇しています。県では、引き続き、社会全体で子育てを支える意識づくりを推進します。

2 必要なときに子育て支援サービスを利用することができる

③「保育所等待機児童数」については、前述のとおりですが、保育需要の増加に伴い、平成 29 年度には 500 人を超える状況となっていました。保育所等の新設・増設により定員増を図ったことにより、25 人まで減少しています。今後、幼児教育の無償化等に伴い更なるニーズが予想されることから、引き続き、保育所等の定員拡大等を図ります。

④「子ども 1 人当たりの医療費・保育料等助成額」については、全国的な順位は 10 位か

ら 20 位に下がりました。医療費助成額については、流行性の疾患もあり、助成額の多少で比較することが適切かどうかを、検討する必要があると考えています。保育料については、令和元年 10 月から、県と市で 0 ～ 2 歳児の第 2 子以降の保育料が無料となる取組を行っており、引き続き、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、互いに喜びを感じることができる

⑤「6 歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」については、平成 26 年度に比べ 2 分増加しましたが、全国順位は 7 位から 12 位となりました。

一方、⑥「25 ～ 44 歳女性の就業率」は、6.9 ポイント上昇し、78.6%となりました。引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性の育児参画を推進していきます。

4 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる

⑦「合計特殊出生率」は、平成 26 年以降上昇し、平成 28 年、29 年は 1.6 台まで回復しましたが、平成 30 年は 1.59 となりました。順位は、平成 26 年度と比較し、2 位上がっています。⑧「妊娠・出産について満足している者の割合」は、7 割から 8 割に上昇したものの、順位は 3 位下がりました。引き続き結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、子育てしやすい環境づくりを推進します。

5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

⑨「自分にはよいところがあると思う」、⑩「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」と答えた子どもの割合は、第 3 期計画期間中に、毎年、着実に割合を増やすことができました。児童生徒の挑戦意欲を育むためには、学校生活のあらゆる場で児童生徒に自ら選択・決定する機会を与えることが重要です。同時に、例えその選択・決定の結果が不本意なものとなっても真摯に受け止める態度を育てていくことも必要です。このような指導を通じて、児童生徒が進んで学び、自らの考えと責任をもって、課題に挑戦し、解決しようとする力を育てる学校運営への支援を充実していきます。

別表 前期計画(第3期)における個別事業ごとの評価

基本施策	No.	指 標	基準値	令和元年度末 目標値	令和元年度 実績(見込)	達成率	達成状況
1 子どもの 成長と子育てをみんな で支える意 識づくり	1	体験的参加型による人権学習を実施した児童生徒数の割合	85.8%	100%	93.2%	93.2%	概ね達成
	2	人権教育推進のファシリテーター養成数(累計)	191人	240人	248人	103.3%	達成
	3	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	14.4%	30%	令和2年 4月公表予定	—	—
	4	管理的職業従事者に占める女性の割合	5.8%	7.5%	8.0% (H27国勢調査)	106.7%	達成
2 地域にお ける子育て の支援	5	地域子育て支援拠点の設置数	66か所	74か所	73か所	98.6%	概ね達成
	6	ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数	10市町村	16市町村	16市町村	100.0%	達成
	7	一時預かり実施保育所数	145か所	167か所	160か所	95.8%	概ね達成
	8	ショートステイ事業実施市町村数	9市町村	17市町村	17市町村	100.0%	達成
	9	トワイライトステイ事業実施市町村数	5市町村	9市町村	9市町村	100.0%	達成
	10	放課後児童クラブ数	273か所	323か所	386か所	119.5%	達成
	11	条例で定める児童1人あたりのスペースを確保している 放課後児童クラブの割合	60.4%	100%	77.7%	77.7%	
	12	教育・保育施設定員数(1号認定)	19,444人	17,425人	17,087人	98.1%	概ね達成
	13	教育・保育施設定員数(2号認定)	21,914人	16,299人	14,722人	90.3%	概ね達成
	14	教育・保育施設定員数(3号認定)		14,235人	12,841人	90.2%	概ね達成
	15	認定こども園数	33か所	177か所	143か所	80.8%	
	16	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育 (一時預かり)実施施設数	97か所	148か所	180か所	121.6%	達成
	17	病児・病後児保育実施施設数	15か所	31か所	31か所	100.0%	達成
	18	保育コーディネーター養成数	85人	300人	490人	163.3%	達成
	19	放課後児童支援員研修の受講者数(累計)	243人	1,300人	1,278人	98.3%	概ね達成
	20	地域子育て支援拠点職員研修の受講者数(のべ年間)	388人	444人	368人	82.9%	
	21	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数	124人	192人	308人	160.4%	達成
	22	利用者支援事業を実施している市町村数	1市町村	17市町村	12市町村	70.6%	
	23	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	6,407件	50,000件	63,828件	127.7%	達成
	24	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	54.5%	100%	59.3%	59.3%	
	25	放課後児童クラブと放課後チャレンジ教室が連携する 小学校区の割合	24.9%	100%	86.9%	86.9%	
	26	総合型地域スポーツクラブの会員数	15,614人	18,100人	17,509人	96.7%	概ね達成
3 子育ても 仕事もしや すい環境づ くり	27	次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定 (くるみんマーク認定)企業数	14社	44社	30社	68.2%	
	28	男性の子育て支援事業を実施している市町村数	15市町村	18市町村	17市町村	94.4%	概ね達成
	29	働きたい女性のための託児サービス利用件数	219件	235件	235件	100.0%	達成
	30	若者層(35歳未満)就職率	37.0%	40%	39.0%	97.5%	概ね達成
	31	新規高卒者の県内就職率	78.3%	82%	73.8%	90.0%	概ね達成
	32	(農業・林業・水産業)新規就業者数	300.8人/年	320人/年	336人/年	105.0%	達成
4 きめ細か な対応が必 要な子ども と親への支 援	33	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	11人	55人	85人	154.5%	達成
	34	里親等委託率	28.1%	33.3%	33.1%	99.4%	概ね達成
	35	里親登録数	127組	161組	180組	111.8%	達成
	36	児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	47.3%	79.9%	65.7%	82.2%	
	37	地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	6か所	15か所	12か所	80.0%	
	38	児童家庭支援センター数	2か所	5か所	3か所	60.0%	
	39	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数	9人	52人	88人	169.2%	達成
	40	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	444件	463件	510件	110.2%	達成
	41	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援 プログラムの作成件数(2回以上面接)	84件	100件	55件	55.0%	
	42	ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率	94.3%	98%	95.6%	97.6%	概ね達成
	43	ひとり親家庭の18歳の子どもの在学率	75.3%	82.1%	97.6%	118.9%	達成
	44	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	111件	120件	62件	51.7%	

基本施策	No.	指 標	基準値	令和元年度末 目標値	令和元年度 実績(見込)	達成率	達成状況
4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	45	母子家庭自立支援給付金利用者の就職・進学率	92.3%	95%	85.7%	90.2%	概ね達成
	46	発達相談支援につながった未就学児数(累計)	407人	628人	446人	71.0%	
	47	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	27.1%	33%	28.5%	86.4%	
	48	不登校児童生徒の出現率(小学校)	0.37%	0.28%	0.73	38.4%	
	49	不登校児童生徒の出現率(中学校)	3.17%	2.79%	3.91%	71.4%	
	50	いじめの解消率	84.4%	85.5%	84.4%	98.7%	概ね達成
	51	青少年自立支援センターの相談件数	1,763件	2,000件	1,750件	87.5%	
	52	外国語対応相談窓口開設時間数	21時間/月	78時間/月	171時間/月	219.2%	達成
5 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	53	出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数	10市町村	18市町村	18市町村	100.0%	達成
	54	特定不妊治療費の助成件数	1,158件	増加	増加	—	達成
	55	周産期死亡率	4.4出産千対	全国水準以下	3.0 (全国:3.3)	110.0%	達成
	56	妊娠11週以下での妊娠の届出率	89.5%	全国水準以上	92.4% (全国93.0)	99.4%	概ね達成
	57	全出生数中の低出生体重児の割合	9.1%	現状より低下	9.5% (全国9.4)	95.8%	概ね達成
	58	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	94.4%	全国水準以上	96.6% (全国96.2)	100.4%	達成
	59	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	91.4%	全国水準以上	95.0% (全国95.2)	99.8%	概ね達成
	60	むし歯のない3歳児の割合	72.5%	77%	78.9%	102.5%	達成
	61	むし歯のない12歳児の割合	44.1%	52%	50.5%	97.1%	概ね達成
	62	妊娠中の妊婦の喫煙率	4.9%	0.0%	2.9%	97.1%	概ね達成
	63	育児期間中の母親の喫煙率	8.7%	6%	8.7%	97.1%	概ね達成
	64	育児期間中の父親の喫煙率	44.3%	30%	43.1%	81.3%	
	65	十代の人工妊娠中絶率	7.3人口千対	全国水準以下	5.2(全国4.8)	92.3%	概ね達成
	66	小児の重症患者を受け入れる二次救急医療圏の整備率	83.3%	83.3%	83.3%	100.0%	達成
	67	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)	91.4%	96.4%	89.4%	92.7%	概ね達成
	68	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)	89.5%	94.5%	88.2%	93.3%	概ね達成
	69	おおいた食育人材バンクの「食文化」分野登録者数	50人	60人	75人	125.0%	達成
6 子どもの生きる力を はぐくむ教育の推進	70	思考力・判断力・表現力等が身に付いている児童生徒の割合の全国比(小学生)	98.9%	103.4%	103.0%	99.6%	概ね達成
	71	思考力・判断力・表現力等が身に付いている児童生徒の割合の全国比(中学生)	97.1%	100.5%	99.8%	99.3%	概ね達成
	72	1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合(小5)	89.6%	100%	93.5%	93.5%	概ね達成
	73	1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合(中2)	82.1%	100%	82.3%	82.3%	
	74	運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校男子)	56.7%	63.3%	73.3%	115.8%	達成
	75	運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校女子)	31.1%	40.7%	63.3%	155.5%	達成
	76	保育力向上研修会を受講した教諭・保育士等の数(のべ)	—	1,250人	1,277人	102.2%	達成
	77	教育庁チャンネルの動画再生数(累計)	270,000回	320,000回	1,085,392回	339.2%	達成
	78	大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数	—	10,000人/年	20,593人/年	205.9%	達成
	79	「協育」ネットワークの活用により子どもの学びを支える取組に参加した地域住民の割合	7.4%	8.6%	10.8%	125.6%	達成
7 子どもにとって安全・安心なまちづくり	80	バリアフリー化された県営住宅の割合	31.1%	34%	34.4%	101.2%	達成
	81	ユニバーサルデザイン出前授業受講者数(のべ)	25,523人	43,500人	40,762人	93.7%	概ね達成
	82	バリアフリーマップ登録施設数	2,905施設	3,200施設	3,061施設	95.7%	概ね達成
	83	大分あったか・はーと駐車場協力施設数	1,036施設	1,600施設	1,209施設	75.6%	
	84	1人あたりの都市公園等面積	12.8㎡	13.1㎡	13.4㎡	102.3%	達成
	85	法指定通学路における歩道等整備率(市町村道を除く)	71.9%	78%	77.2%	99.0%	概ね達成
	86	ゾーン30の設置箇所数	12か所	27か所	29か所	107.4%	達成
	87	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	854回	3,600回	5,246回	145.7%	達成
	88	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	81.8%	100%	96.4%	96.4%	概ね達成

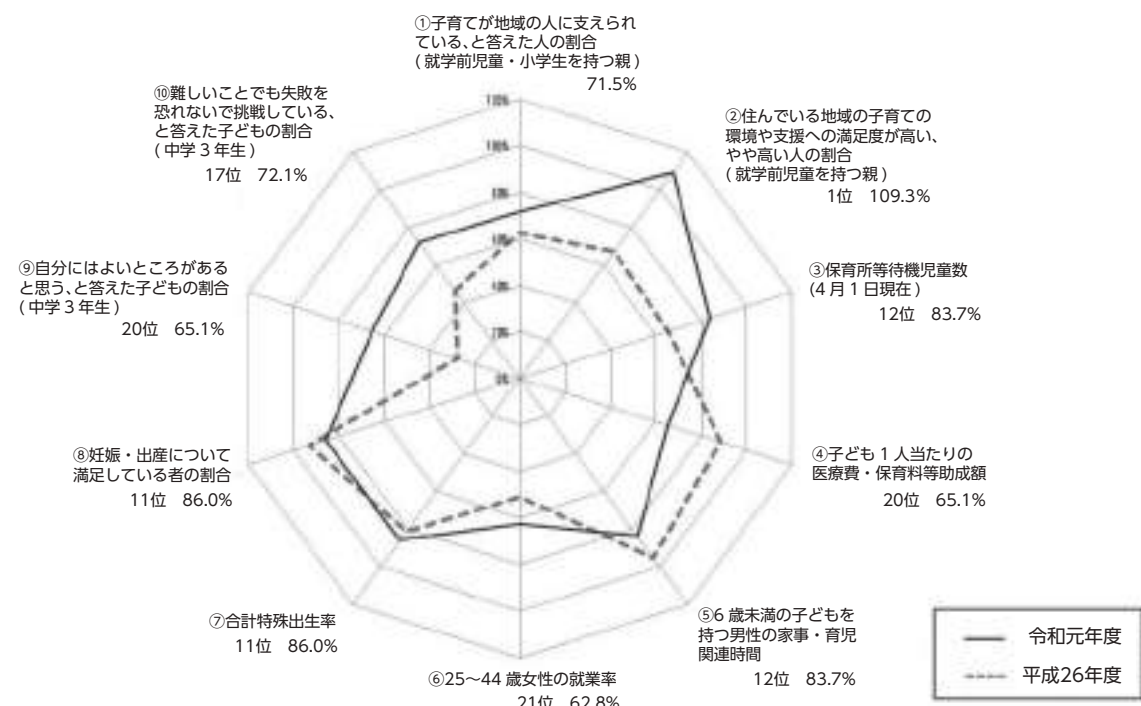
別表 前期計画（第3期）における総合的な評価

具体像	指 標	目標値 (令和元年度末)	基準値	現況値		参考データ	
			平成27年 3月末時点	令和2年 3月末時点 (見込み)	達成率	平成27年 3月末時点	令和2年 3月末時点 (見込み)
1 地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる	①子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合（就学前児童・小学生を持つ親）	100.0%	62.4%	71.5%	71.5%	62.4%	71.5%
	②住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合（就学前児童を持つ親）	全国トップレベル (5位)	19位	1位	109.3%	24.5%	54.2%
2 必要なときに子育て支援サービスを利用することができる	③保育所等待機児童数（4月1日現在）	全国トップレベル (5位)	20位	12位	83.7%	42人	25人
	④子ども1人当たりの医療費・保育料等助成額	全国トップレベル (5位)	10位	20位	65.1%	10,081円	9,512円
3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	全国トップレベル (5位)	7位	12位	83.7%	86分	88分
	⑥25～44歳女性の就業率	全国トップレベル (5位)	26位	21位	62.8%	71.7%	78.6%
4 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	⑦合計特殊出生率	全国トップレベル (5位)	13位	11位	86.0%	1.56	1.59
	⑧妊娠・出産について満足している者の割合	全国トップレベル (5位)	8位	11位	86.0%	71.8%	87.5%
5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑨自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合（中学3年生）	全国トップレベル (5位)	36位	20位	65.1%	65.7%	75.1%
	⑩難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している、と答えた子どもの割合（中学3年生）	全国トップレベル (5位)	28位	17位	72.1%	67.9%	71.7%

総合的な達成状況 ※指標①～⑩までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示（5位＝100%）		100.0%	67.9%	78.5%
うち、全国順位が出る指標の総合順位（指標①以外）		全国トップレベル (5位)	15位	5位

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート

※全国順位が出る指標は達成率で表示（5位＝100%）



第3章 計画の基本的な考え方・施策体系

【めざす姿】

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会

～子育て満足度日本一の実現～

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。保護者はもとより、社会全体が子育てを応援し、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる、温かい社会をめざします。また、子ども・子育て支援の取組を通じて、より多くの子どもの笑顔をはぐくみ、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓き、子育て満足度日本一の実現をめざします。

（めざす姿の具体像）

第4期計画では、「めざす姿」を、より具体的に、より分かりやすく表現するため、5つの具体像を設定しています。

- ①県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる
- ②希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- ③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- ④地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる
- ⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

【基本施策】

めざす姿の達成のため、次の8つの基本施策を設定します。

- ①子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり
- ②結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり
- ③子どもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり
- ④子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援
- ⑤子育ても仕事もしやすい環境づくり
- ⑥きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援
- ⑦子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進
- ⑧子どもにとって安全・安心なまちづくり

【基本姿勢】

本計画の実施に当たり、基本姿勢を以下のとおり設定します。

○様々な主体がつながる

家庭、地域、企業、学校、行政等、それぞれの主体が、相互に支え合い、機能的につながること
で、必要な方に必要な支援が行き渡る環境を整備します。

○子どもの育ちの支援

人が生まれながらにして持っている、成長する力や周囲に働きかける力を支援することにより、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育つことができる環境を整備します。

○結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援

結婚から、妊娠・出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく提供します。
また、保護者が子育ての責任を果たしつつ親として成長するとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境を整備します。

めざす姿

一人ひとりの子どもが
健やかに生まれ育つことができる温かい社会
～子育て満足度日本一の実現～

具体像

- ①県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる
- ②希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- ③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- ④地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる
- ⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

基本施策

- 1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり
- 2 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり
- 3 子どもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり
- 4 子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援
- 5 子育ても仕事しやすい環境づくり
- 6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援
- 7 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進
- 8 子どもにとって安全・安心なまちづくり

基本姿勢

- 様々な主体がつながる(家庭・地域・企業・学校・行政機関等)
- 子どもの育ちの支援
- 結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援

評価体系

- 個別事業ごとの評価指標
- 総合的な評価指標

第4章 計画の評価体系

めざす姿である「子育て満足度日本一」について、分かりやすく、かつ、きめ細かく評価するため、個別事業ごとの指標と総合的な指標を組み合わせた評価体系とします。

(1) 個別事業ごとの評価

個別事業の進捗状況进行评估するため、概ね全ての基本施策の各節ごとに88項目を選定しました。

(2) 総合的な評価

効果を図る指標として、子育て満足度に関する代表的な指標を設定し、子育て満足度日本一に向けた取組を分かりやすく評価することとしており、11項目を選定しました。

進捗状況の公表について

本計画の進捗状況については、県議会や「おおいた子ども・子育て応援県民会議」等において、毎年度フォローアップを行うとともに、県ホームページ等で公表します。

また、進捗状況の公表に合わせて、優良事例の紹介に努め、更なる取組の推進を図ります。

(1)個別事業ごとの評価

章	節・項	No.	指 標 名	単位	基準値		目標値 (R6年度)
						(年度)	
第1章 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり	(2)子どもの人権を尊重する意識づくり	1	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	93.2	H30年度	100
		2	人権問題講師団の活用回数	回	836	H30年度	600
	(3)男女共同参画に関する意識づくり	3	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	14.4	H26年度	30 (R2年度末目標)
		4	管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.3	H30年度	20
第2章 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	(1)結婚、妊娠・出産への支援	5	出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	1	H30年度	90
		6	特定不妊治療費の助成件数	件	1,203	H30年度	増加
	(2)若者の就労支援	7	若年層(45歳未満)就職率	%	41.6	H30年度	43
		8	新規高卒者の県内就職率	%	73.9	H29年度	82
		9	(農業・林業・水産業)新規就業者数	人/年	424	H30年度	479
第3章 子どもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり	(1)子どもや母親の健康づくり	10	周産期死亡率(過去5年間の平均)	出産千対	3.8	H30年度	全国水準以下 (H30全国3.6)
		11	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	92.4	H29年度	全国水準以上 (H29全国93.0)
		12	全出生数中の低出生体重児の割合	%	9.5	H29年度	全国水準以下 (H29全国9.4)
		13	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	96.6	H29年度	全国水準以上を維持 (H29全国96.2)
		14	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	95.0	H29年度	全国水準以上 (H29全国95.2)
		15	むし歯のない3歳児の割合	%	78.9	H29年度	80%以上
		16	むし歯のない12歳児の割合	%	50.5	H30年度	60%以上
		17	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	2.9	H29年度	0.0
		18	育児期間中の母親の喫煙率	%	8.7	H29年度	全国水準以下 (H29全国6.4)
		19	育児期間中の父親の喫煙率	%	43.1	H29年度	全国水準以下 (H29全国37.7)
	(2)思春期からの健康づくり	20	十代の人工妊娠中絶率	人口千対	5.2	H29年度	全国水準以下 (H29全国4.8)
	(3)子どもの病気への支援	21	小児の二次救急医療体制の整備率 (整備済医療圏数/医療圏数)	%	83.3	H30年度	83.3
	(4)食育の推進	22	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)	%	89.4	H30年度	91.9
		23	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)	%	88.2	H30年度	90.7
第4章 子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援	(1)地域子育て支援サービスの充実	24	地域子育て支援拠点を知っていると感じた就学前児童の親の割合	%	51.5	H30年度	100
		25	ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	46.8	H30年度	100
		26	一時預かり実施保育所数	か所	160	H30年度	176
		27	トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	9	H30年度	13
		28	放課後児童クラブ数	か所	386	R元年度	412
		29	指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	77.7	R元年度	100
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	30	教育・保育施設定員数(2号認定)	人	15,225	R元年度	16,007

章	節・項	No.	指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
第 4 章 子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援	(2) 幼児期の教育・保育の環境整備	31	教育・保育施設定員数(3号認定)	人	13,206	R元年度	16,431
		32	認定こども園数	か所	143	R元年度	177
		33	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	180	H30年度	208
		34	病児・病後児保育実施施設数	か所	31	R元年度	33
		35	保育コーディネーター養成数(累計)	人	490	H30年度	790
	(3) 子育て支援者の育成	36	放課後児童支援員・子育て支援員研修終了者数(累計)	人	1,248	H30年度	2,500
		37	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数	人	308	H30年度	438
	(4) 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	38	利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	12	R元年度	17
		39	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	63,828	H30年度	114,000
		40	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	65.3	H30年度	100
(5) 子育て支援のネットワークづくり	41	放課後児童クラブと連携する小学生チャレンジ教室の割合	%	78	H30年度	90	
第 5 章 子育ても仕事もしやすい環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	42	おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認定企業数	社	287	R元年度	637
		43	女性の育児休業取得率	%	94.6	H30年度	100
	(2) 男性の育児参画の推進	44	男性の育児休業取得率	%	6.8	H30年度	国の目標以上 (現状13%:R2)
	(3) 女性の就労支援	45	女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍推進宣言企業数(累計)	社	155	H30年度	230
第 6 章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	(1) 児童虐待に対する取組の強化	46	子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	市町村	4	R元年度	18
		47	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	85	H30年度	185
	(2) 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実	48	家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合	%	33.1	H30年度	38
		49	里親登録数	組	180	H30年度	230
		50	児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	65.4	H30年度	100
		51	地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	12	R元年度	14
		52	児童家庭支援センター数	か所	3	R元年度	4
		53	児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	1	1R元年度	3
		54	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	88	H30年度	138
		(3) 子どもの貧困対策の推進	55	生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	93	H30年度
	56		生活保護世帯に属する子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	80.2	H30年度	97.9
	57		児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	100	H30年度	100
	58		児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	H30年度	100
	(4) ひとり親家庭への支援	59	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	510	H30年度	470
		60	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	55	H30年度	77

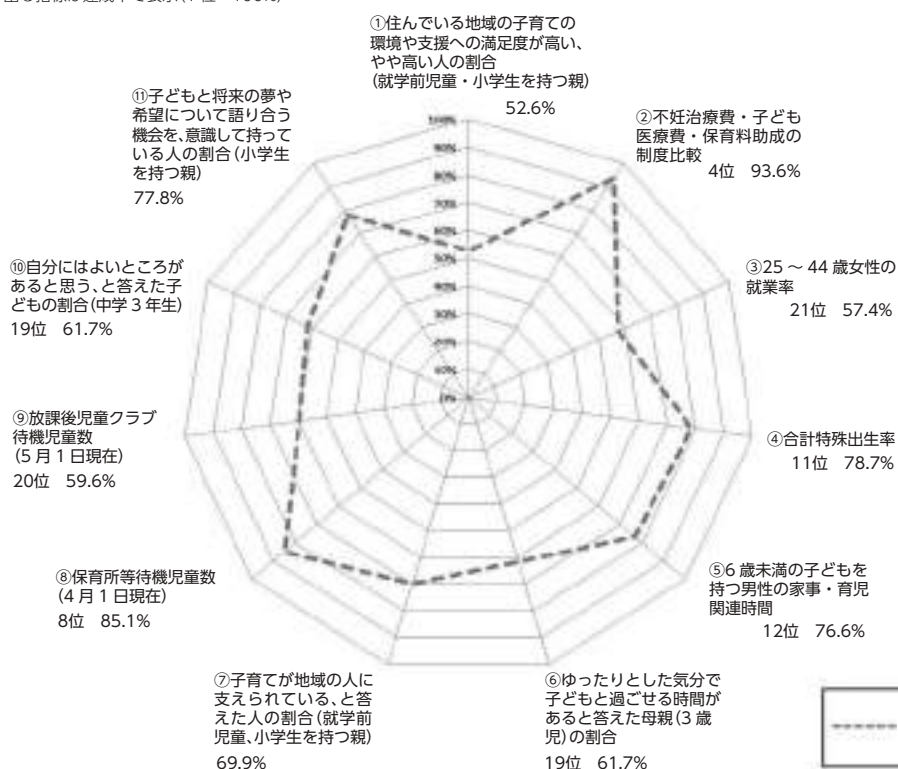
章	節・項	No.	指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
第6章 きめ細かな 対応が必要 な子どもと 親への支援	(4)ひとり親家庭 への支援	61	ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率	%	95.6	H30年度	98
		62	ひとり親家庭の18歳の子どもの在学率	%	97.6	H30年度	82.1
		63	大分県母子家庭等就業・自立支援センター 登録者の就業件数	件	62	H30年度	72
		64	母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の 家庭の割合	%	83.7	H30年度	77.7
		65	母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得の ために修学した人の就職率	%	85.7	H30年度	100
	(5)障がい児への 支援	66	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就 労率	%	28.5	H30年度	33
	(6)いじめ・不登校 やひきこもりへの 対応	67	不登校児童生徒の出現率の全国との比(小学校)	%	104.3	H30年度	100
		68	不登校児童生徒の出現率の全国との比(中学校)	%	107.1	H30年度	100
		69	いじめの解消率	%	84.4	H30年度	90
		70	青少年自立支援センターの相談件数	件	1,750	H30年度	2,000
第7章 子どもの生 きる力をは ぐくむ教育 の推進	(1)「しんけん遊び」の育 成をめざす幼児教育の充実	71	幼児教育アドバイザー養成研修の修了者数(累計)	人	0	R元年度	90
	(2)ー①確かな学 力の育成	72	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	102.2	H30年度	105
		73	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	99.8	H30年度	102
	(2)ー②豊かな心 の育成	74	1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 (小5)	%	6.1	H30年度	1
		75	1ヶ月に1冊以上本を読まない児童生徒の割合 (中2)	%	17.4	H30年度	7
	(2)ー③健康・体 力づくりの推進	76	運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の 割合(小学生 男子)	%	73.3	H30年度	74.5
		77	運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の 割合(小学生 女子)	%	63.3	H30年度	64.5
	(2)ー④信頼され る学校づくりの推進	78	学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域と の協議の実施率(小・中学校)	%	87.2	H29年度	100 (R5)
	(3)家庭や地域の 教育力の向上	79	大分県立美術館の体験学習などに参加する 子どもの数	人/年	20,593	H30年度	14,000
		80	「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民 の数	万人	10.7	H30年度	11
第8章 子どもにと って安全・安心 なまちづくり	(1)子育てしやすい 生活環境づくり	81	県営住宅住戸内バリアフリー整備戸数の割合	%	34.1	H30年度	35
	(2)安心して外出 できる環境づくり	82	バリアフリーマップ登録施設数	施設	3,061	H30年度	3,300
		83	大分あったか・はーと駐車場協力施設数	施設	1,209	H30年度	1,500
		84	1人あたりの都市公園等面積	m ²	13.4	H29年度	13.6
	(3)子どもを交通 事故から守る環境 づくり	85	県管理道における法指定通学路の歩道整備率	%	77.2	H30年度	80
		86	通学路合同点検の実施回数(累計)	回	15	H30年度	75
	(4)子どもを犯罪 から守る環境づく り	87	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	1,197	H30年度	3,600
		88	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等による インターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%	96.4	H30年度	100

(2) 総合的な評価

具体像	指標	目標値 (R6年度末)	基準値 (H30年度末)	参考 (H30年度末)
1 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる	①住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100%	52.6%	—
2 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	②不妊治療費・子ども医療費・保育料助成の制度比較	1位	4位	—
	③25～44歳女性の就業率	1位	21位	78.6%
	④合計特殊出生率	1位	11位	1.59
3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	1位	12位	88分
	⑥ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親(3歳児)の割合	1位	19位	72.0%
4 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる	⑦子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合(就学前児童、小学生を持つ親)	100%	69.9%	—
	⑧保育所等待機児童数(4月1日現在)	1位	8位	13人
	⑨放課後児童クラブ待機児童数(5月1日現在)	1位	20位	117人
5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑩自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)	1位	19位	80.2%
	⑪子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、意識して持っている人の割合(小学生を持つ親)	100%	77.8%	—
総合的な達成状況 ※指標①～⑪までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示(1位=100%)		100%	70.4%	
うち、全国順位が出る指標の総合順位 (指標①、⑦、⑪以外)		1位	5位	

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート

※全国順位が出る指標は達成率で表示(1位=100%)



第5章 計画の推進に当たって

この計画を着実に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取組を進めていくことが大切です。

そのためには、県民一人ひとりが、次世代育成支援の必要性等について深く理解し、自身の問題として主体的に取り組むことが何より大切です。この計画がそのための指針として活用され、県内に自主的な取組の輪が広がることを期待します。

第1節 家庭や地域、学校、企業等の役割

①家庭の役割

家庭は、子どもを養育する基本的な場です。愛情あふれる温かい雰囲気の中で、家族一人ひとりが子育てについて責任を持ち、お互いに助け合うことにより、子どもを一人の人間として尊重し守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせることが必要です。

②地域の役割

地域は、子どもの社会性や自主性を養う場です。子育て家庭に、より身近な場であることから、住民が相互に助け合うとともに、ボランティアやNPOなどの人材をはじめ、既存の設備や自然環境といった地域の資源を活用し、子どもの健やかな育ちや子育てを支援するための仕組みづくりを推進していくことが必要です。

③学校等の役割

認定こども園、幼稚園、保育所及び学校は、子どもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所です。様々な体験活動を通じて、社会の一員として必要な習慣や規範を身につけさせるとともに、家庭や地域と連携し、子どもが自らの存在を実感できるよう、その個性に応じた教育等を行うことが必要です。

④企業等（事業主）の役割

子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するためには、家庭や地域のみならず職場のあり方も極めて重要です。

事業主は、次世代育成支援対策の成否が将来の企業等の存立にも影響する自らの問題であることを認識し、就労環境の整備などの取組を積極的に推進していくことが必要です。

また、次世代育成支援対策推進法において、常時雇用する労働者が101人以上の事業主について、次世代育成支援のための行動計画（一般事業主行動計画）策定及び届出が義務づけられています。100人以下の事業主についても、策定が努力義務とされています。

第2節 県の役割

①集中的・計画的な推進

次世代育成支援対策は、県政において早急に取り組むべき最重要課題であり、この計画に沿って、集中的かつ計画的に推進します。

また、庁内の関係部局が連携を密にし、各種施策を総合的に推進するとともに、毎年度、計画の進捗状況等についての点検・評価を実施します。

②市町村との連携

次世代育成支援対策のための行政施策の多くは、県民に最も身近な市町村によって実施されており、市町村における主体的な施策の実施が重要であり、県には、各施策が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適正な援助を行うことが求められています。

そのため、県は、市町村と密接な連携を図りつつ、各市町村において策定された行動計画の推進を積極的に支援し、県全域での取組の底上げを図ります。

③国との連携等

次世代育成支援対策を推進するためには、子育てと仕事の両立を図るための働き方の見直しや、子育てに係る経済的負担の軽減など、国において制度の改善や必要な財源措置等を行うことが重要です。

県は、国に対し、地域の実情等について適宜情報発信するとともに、全国知事会等あらゆる機会を通じて、必要な提言や要望等を行います。

④県民参加と情報公開

次世代育成支援対策が全県的な広がりの中で展開されるよう、おおいた子ども・子育て応援県民会議において、一般公募で選ばれた方のほか、子どもの保護者や、子ども・子育て支援に関する事業に従事している方、学識経験者等を委員に任命して、幅広い県民の意見を取り込みながら、計画の推進を図ります。

また、この計画の内容や毎年度の進捗状況、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」の委員からの意見等について、県庁ホームページ「大分県次世代育成支援のページ」で公表するなど、情報公開に努めます。

Ⅱ 各論編

》 第 1 章 《

子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり

第 1 節 社会全体の意識づくり

第 2 節 子どもの人権を尊重する意識づくり

第 3 節 男女共同参画に関する意識づくり

》第1章 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

1 めざす姿

- ・子どもや子育て中の保護者等に声をかけ、気遣う温かなふれあいがどこにでもあります。
- ・若い世代が、子どもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。
- ・子どもも大人も、みんなが、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。

2 具体的な取組

- ①子どもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、全ての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深め、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪を拡げることができるよう、「おおいた子育て満足度日本一」推進期間等を通じて、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。
- ②子どもや若者が、出産や子育てを通じて喜びを感じることができるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。
- ③「大分県人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。

トピック

スポーツ組織連携事業 ～人権サッカー教室～

株式会社大分フットボールクラブと協力し、県民への知名度や集客力が高いプロチーム「大分トリニータ」の選手やコーチを県内の小学校に派遣し、若年層を対象に人権尊重思想の普及高揚に努めています。

プロサッカー選手と一緒にプレーする機会を通じて、青少年の健全育成をめざし、楽しみながらチームワークの大切さや他人を思いやることの大切さを学び、人権を守る心を育てる取組を行っています。サッカー教室のあとは、交流会を行い、人権擁護委員のお話を聞き、選手と一緒に給食を食べ楽しい時間を過ごします。



トピック

おおいた子育て満足度日本一推進期間

核家族化や共働き世帯の増加、地域との関係の希薄化等で、子育てに対する不安感や孤立感を抱える親は少なくありません。県民全体で子育てを応援する機運を盛り上げ、子育て家庭の肉体的・心理的負担を和らげる取組が重要です。

そこで、9～11月を「おおいた子育て満足度日本一」推進期間と定めて、9月の県民フォーラムを皮切りに、企業や各種団体と連携した子育て応援イベントの開催を通じて、企業や社会全体が子育てに優しい環境づくりを目指しています。



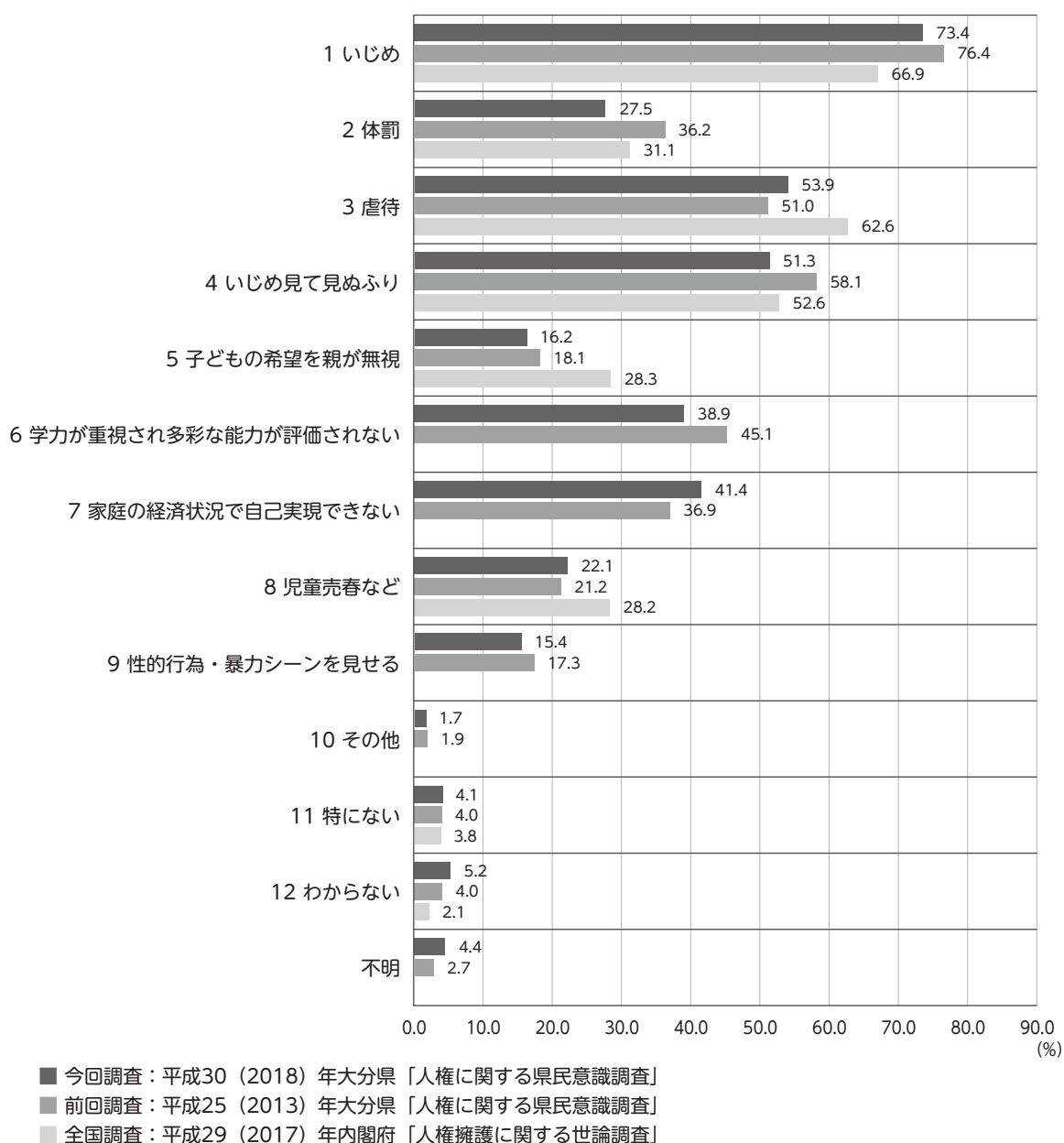
令和元年度の
県民フォーラムの様子

平成30(2018)年度人権に関する県民意識調査結果について

大分県では、5年に1回「人権に関する県民意識調査」を実施しています。大分県民の人権に関する意識の現在の状況を把握するとともに、過去の調査との変化を調べること、また、全国調査との比較を行い、今後の人権啓発活動等への活用を図ることを目的としています。

「子どもの人権」について、「現在どのような人権問題があると思うか」という質問に対し、「いじめを受けること」と答えた県民が最も多く、次いで「虐待を受けること」が多くなっています。

子どもの人権に関することでのどのような人権問題があるか



》第1章 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり

第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり

1 めざす姿

- ・子どもが、「自分の権利」について、学校や地域できちんと学ぶことができます。
- ・子どもが、自分も他者も大切にすることを大切にすることができます。
- ・大人が、子どもの意見や気持ちを尊重し、子どもとの対話を大切にします。

2 具体的な取組

(1) 子どもの権利についての普及・啓発

- ①子どもを権利の主体として位置付けた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨や、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。
- ②子どもが、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設け、子どもの保護や支援に当たっては、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。
- ③子どものしつけに際して保護者が体罰を加えることのないよう、子育てに体罰は不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に努めます。
- ④いじめや虐待等子どもの現状について、認識を深めるとともに子どもを社会全体で守る環境づくりに努めます。

(2) 子どもの人権に関する学習の推進

- ①子どもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル（技能）や態度の育成を図ります。
- ②子どもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。

(3) 子どもの自尊感情の醸成

学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることでできるよう、また、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。

※「人権尊重の3視点」とは、児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点であり、「わかる授業」の成立のための視点です。「自己存在感を持たせる支援」、「共感的関係を育成する支援」、「自己選択・決定の場の設定」の3つの視点に立ち、学習を進めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 （R6年度）
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	93.2	H30年度	100
人権問題講師団の活用回数	回	836	H30年度	600

トピック

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)について

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年、国連総会において全会一致で採択されたものです。日本では、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准、同年5月22日から効力が発生しています。

この条約では、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約の締結国が負うべき義務を明らかにしています。この中で、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、「最善の利益」が実現されるため、子どもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、意見表明の自由や表現の自由、思想・良心の自由など多くの権利を子どもに保障しています。

(児童の権利に関する条約) 第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

トピック

「児童福祉法の理念」について

平成28年の児童福祉法の改正によって、「児童福祉法の理念」についての規定が、昭和22年の制定以来初めて見直され、子どもが権利の主体であること、子どもの意見が尊重されること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確になりました。

(児童福祉法)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

トピック

親権者による体罰の禁止が法律に明記されました

児童虐待防止対策を強化するため、令和元年(2019年)に、児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、令和2年(2020年)4月から施行されます。

改正法では、親権者等が子どものしつけに際して体罰を加えることを禁止しました。「体罰」の定義は、今後、厚生労働省の指針で示される予定です。

(児童虐待の防止等に関する法律) 第14条

1 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

》第1章 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

1 めざす姿

- ・「男は仕事、女は家庭」など固定的な性別役割分担意識が解消され、お互いの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できます。
- ・男性も女性も、共に家事や育児に参画し、共に喜びと責任を分かち合って心豊かに暮らすことができます。
- ・男性も女性も、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。

2 具体的な取組

- ①家庭・地域・働く場での固定的な性別役割分担の是正を図るための意識啓発を行います。
- ②男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性の家事や育児のスキルアップを図る取組を推進します。
- ③家庭・地域・働く場での女性の活躍を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	14.4	H26年度	30 (令和2年度末目標値※)
管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.3	H30年度	20

※令和6年度目標値については、令和2年度「大分県男女共同参画審議会」等で審議の上、設定を行う。

トピック

男女共同参画推進の取組について

県内の自治会における女性会長の割合は3.2%（令和元年度）にとどまるなど、女性の社会参画は十分には進んでいません。

男性と女性が家庭で、学校で、地域で、働く場でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、県民一人ひとりの取組が必要です。

そこで、毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、県民の意識を深めるための啓発事業として、街頭キャンペーンや男女共同参画週間行事を開催しています。

また、男女共同参画をテーマとした「講演会」「ワークショップ」「映画上映会」「パネル展示」等も開催しています。



「アイネス男女共同参画フェスタ」講演会

トピック

女性の活躍推進の取組について

多様性に富んだ活力ある地域社会を構築するためには、女性の活躍推進が必要です。

働く場における女性の活躍を推進するため、経済団体と県が連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、県内事業所に「女性活躍推進宣言」を働きかけています。

この宣言は、各事業所が、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、採用、登用などについて、それぞれの状況に応じた取組目標を宣言するものです。

宣言作成や取組を後押しするため、専門家（社会保険労務士やキャリア・コンサルタント）を派遣し、事業所のそれぞれの実情に応じた支援を行っています。

また女性の登用や働きやすい職場づくりに積極的に取り組み、その成果が認められる事業者に「おおいた女性活躍推進事業者表彰」を行い、その取組を公表しています。



「H30 年度おおいた女性活躍推進事業者表彰」

【ホームページ】<https://www.pref.oita.jp/site/sankaku-jyoseikaigi/>

女性が輝くおおいた推進会議 で検索

育児ストレスが少ない都道府県ランキングで 大分県(女性)が全国1位!

ダイヤモンド・オンラインで、令和2年1月に「育児ストレスが少ない都道府県ランキング」が発表され、大分県(女性)が全国1位になりました。

この調査は、一般社団法人ストレスオフ・アライアンスが、平成31年3月に全国14万人の男女を対象にインターネットで調査し、各県別に並べたもので、女性が1位、男性は2位という好成績となりました。

これからも、男女が共に子育てを行い、それを社会が応援する「子育て満足度日本一」の大分県を目指していきます。

育児ストレスが少ない都道府県ランキング【完全版】

育児ストレスが少ない
都道府県ランキング【女性】

順位	都道府県	「ワンオペ・ストレス」度数
1	大分県	-54.7
2	島根県	-55.5
3	福井県	-56.6
4	香川県	-56.6
5	鳥取県	-56.8
6	沖縄県	-57.2
7	長野県	-57.2
8	山梨県	-57.3
9	宮崎県	-58.7
10	神奈川県	-59.0
11	三重県	-59.0
12	奈良県	-59.1
13	広島県	-59.1
14	熊本県	-59.3
15	岩手県	-59.7
16	山口県	-60.0
17	静岡県	-60.1
18	京都府	-60.6
19	群馬県	-60.6
20	東京都	-60.7
21	山形県	-60.7
22	愛知県	-60.9
23	鹿児島県	-61.2
24	徳島県	-61.5

女性:1位

25	宮城県	-61.9
26	岡山県	-62.0
27	岐阜県	-62.1
28	大阪府	-62.1
29	福岡県	-62.4
30	青森県	-62.6
31	埼玉県	-62.9
32	北海道	-63.1
33	千葉県	-63.1
34	和歌山県	-64.0
35	栃木県	-64.1
36	兵庫県	-64.3
37	佐賀県	-64.3
38	長崎県	-64.3
39	滋賀県	-64.5
40	愛媛県	-64.6
41	新潟県	-65.0
42	高知県	-65.6
43	秋田県	-66.2
44	福島県	-66.2
45	石川県	-66.5
46	茨城県	-69.0
47	富山県	-69.0

育児ストレスが少ない
都道府県ランキング【男性】

順位	都道府県	「ワンオペ・ストレス」度数
1	沖縄県	-63.3
2	大分県	-64.6
3	福岡県	-65.5
4	島根県	-65.5
5	佐賀県	-65.9
6	鳥取県	-65.9
7	鹿児島県	-66.4
8	熊本県	-66.4
9	奈良県	-66.7
10	京都府	-66.7
11	宮崎県	-66.8
12	香川県	-67.0
13	秋田県	-67.2
14	新潟県	-67.3
15	長崎県	-67.8
16	山形県	-67.9
17	滋賀県	-68.4
18	東京都	-68.6
19	三重県	-68.7
20	大阪府	-68.9
21	兵庫県	-69.2
22	岡山県	-69.2
23	長野県	-69.3
24	埼玉県	-69.4

男性:2位

25	千葉県	-69.5
26	静岡県	-69.7
27	徳島県	-69.7
28	福井県	-69.9
29	神奈川県	-70.0
30	山梨県	-70.1
31	栃木県	-70.5
32	北海道	-70.5
33	宮城県	-70.8
34	和歌山県	-70.8
35	岩手県	-71.1
36	広島県	-71.1
37	青森県	-71.1
38	茨城県	-71.9
39	愛媛県	-71.9
40	高知県	-72.5
41	富山県	-72.8
42	福島県	-72.8
43	岐阜県	-73.5
44	愛知県	-73.5
45	石川県	-74.1
46	群馬県	-74.3
47	山口県	-75.1

※ダイヤモンド・オンライン記事「育児ストレスが少ない都道府県ランキング【完全版】(2020.1.27掲載)」から大分県作成

》 第2章 《

結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり

第1節 結婚、妊娠・出産への支援

第2節 若者の就労支援

第1節 結婚、妊娠・出産への支援

1 めざす姿

- ・子どもが、愛情あふれる温かい雰囲気の中で、生命の大切さや親になることによる喜びと責任について、実感を持って学び、考えることができます。
- ・結婚を希望する若い世代がパートナーと出会い、家庭を築くことができます。
- ・男女共に、妊娠や出産、自身のからだ（生殖機能）について、正しい知識を得ることができます。
- ・不妊に悩む人たちが安心して相談できることで精神的な負担が軽減され、また、不妊治療にかかる経済的な負担についても軽減されます。

2 具体的な取組

(1) 次代の親の育成

①次代の親になるための意識の醸成

- ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及・啓発を進めます。
- イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。
- ウ これから子どもを持つことを希望する夫婦が、子育てやキャリア、人生等のライフプランを共有し、その実現を後押しするための啓発講座等を行います。

②若者の自立への支援

- ア 社会的に自立して子育てや家庭づくりを男女が共同して行えるよう、就業体験やボランティア等、青少年を対象とした体験活動の充実を図ります。
- イ 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、授業料負担の軽減を図る高等学校等就学支援金の支給、低所得世帯への高校生等奨学給付金の給付、及び経済的理由により修学が困難な生徒に対する奨学金の貸与により、修学を支援します。
なお、高等学校等就学支援金の支給を受けてもなお授業料負担の残る私立高校生の世帯に対しては、授業料の減免により支援を行います。
- ウ 工科短期大学校では学卒者等を対象に、高等技術専門校では学卒者、離転職者等を対象に、技術や技能を習得し、インターンシップ等を通して働くことの意義等を理解してもらうことにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。

(2) 結婚支援の充実

- ①個人の意思を尊重しつつ、結婚や家庭を持つことによる喜び等を啓発します。
- ②OITA えんむす部出会いサポートセンターを運営し、お見合いサービスを提供するとともに、結婚につながる丁寧なサポートを行います。また、NPO や企業・団体、市町村等と連携し、多様な出会いの場を提供します。

(3) 妊娠・出産に係る相談支援サービス等の充実

- ①妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援のため、妊娠期からのサポートが可能な「子育て世代包括支援センター」、身近な地域で子育てを応援する「地域子育て支援拠点」、子ども家庭全般に係る業務を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」等が連動する取組を推進します。

- ②これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊、不育、男性不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、出前講座や女性の健康アプリ等を利用した周知を行います。

(4) 不妊に悩む人への支援

- ①「大分県不妊専門相談センター」の周知と専任助産師、生殖医療専門医師、生殖心理カウンセラー（公認心理師）、胚培養士の配置により相談体制の充実を図り、相談内容に応じた丁寧な対応を行い、不妊・不育に悩む人たちの精神的負担の軽減に努めます。
- ②不妊治療に伴う経済的負担を軽減し、子どもを生みたい人が生むことができるような環境づくりを推進するため、不妊治療を行った夫婦を対象にした治療費の一部助成など、経済的支援を行います。
- ③不妊治療と仕事の両立を支援するため、経済界と連携し、不妊・不育に対する理解促進のための普及啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	1	H30年度	90
特定不妊治療費の助成件数	件	1,203	H30年度	増加

トピック

結婚を本気で希望する若者を応援！ 「OITAえんむす部出会いサポートセンター」

OITAえんむす部出会いサポートセンターでは、結婚を希望する若者を対象とした、会員制のお見合いサービスを提供しています。

【所在地】大分市高砂町2番50号 【電話】097-578-7777

【ホームページ】<http://www.oita-enmusubu.com> で検索

<http://www.oita-enmusubu.com>



トピック

大分県不妊専門相談センター(hopeful)

県不妊専門相談センターでは、不妊や不妊治療にお悩みの方々やそのご家族に、専任助産師による相談のほかに、生殖医療専門医や生殖心理カウンセラー、胚培養士等による専門相談をお受けしています。

【電話】097-586-6368(直通) 080-1542-3268(携帯)

【電話相談】火曜日～土曜日 10:00～16:00

【メール】hopeful@oita-u.ac.jp (相談を随時受付)



正しい知識を持って、ライフデザインを考えよう!

若い世代の皆さんが自分の人生を自分で決めるためには、早い時期から、妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を持ってライフデザインを考えることが大切です。

県では、妊娠、出産、子育てについて分かりやすく解説した啓発パンフレットを作成し、配布しています。啓発パンフレットを活用していただき、ライフデザインを考えるきっかけとしていただけることを願っています。

【啓発パンフレットのご紹介】

①「今 伝えたい! いつかは子どもを…と考えているあなたたちへ」

妊娠、不妊、からだのことについて、マンガで分かりやすく解説しています。

県が行うライフデザイン出前講座(無料)でも教材として使用されています。



②「未来へ」、「motto未来へ」

マンガやコラムで、ライフデザインを描く大切さを2冊にわたり解説しており、特に大学生が主人公のマンガは、多くの学生に読んでいただきたい一冊です!



③「おおいたライフデザインガイドブック」

婚活のポイントや結婚・子育てに関する県内のロールモデルなどを掲載しており、ライフデザインの参考となる内容が盛りだくさんです。冊子のライフプランシートを用いて、あなたの人生を描いてみませんか?



【『ルナルナ』×大分県 特設ページを開設!】

大分県内の妊娠を望む夫婦をサポートすることを目的として、女性の健康情報サービス『ルナルナ』アプリ内に大分県特設ページを設け、妊活、不妊・不育などに関する相談窓口や助成金の情報を無料で提供しています。

【便利な機能】

①県や各市町村の不妊治療費助成金制度

※簡単な情報(住所・所得)を入力するだけで、
利用可能な助成制度を自動的に案内

②不妊に関する相談窓口の紹介

③県内の特定不妊治療費助成指定医療機関情報



第2節 若者の就労支援

1 めざす姿

- ・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用を開拓します。
- ・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。
- ・早い段階からの職業体験等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事を考えることができます。
- ・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。

2 具体的な取組

- ①様々な業種をバランスよく企業誘致することで、進出企業と地場企業の共生・発展を図り、雇用の場の創出に努めます。
- ②「ジョブカフェおおいた」において、就職相談や企業情報の提供、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。
- ③児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。また、児童生徒が自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする態度や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。
- ④学生の頃からキャリアプランの一つとしての「起業」を認識してもらうためのセミナーなどを実施します。
- ⑤農林水産業への理解を深めるため、小・中・高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、技術の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
若年者(45歳未満)就職率	%	41.6	H30年度	43
新規高卒者の県内就職率	%	73.9	H29年度	82
(農業・林業・水産業)新規就業者数	人/年	424	H30年度	479

トピック

「ジョブカフェおおいた」について

ジョブカフェおおいたは、概ね49歳以下の若年者の県内就職を支援するために、県が設置した機関です。大分市の本センターをはじめ、県下4市（別府市、中津市、日田市、佐伯市）に「サテライトオフィス」を設置しています。

（主な業務内容）

- 就職相談・企業情報・求人情報の提供
- 就職に係るバランス診断
- 企業見学会
- 就職支援セミナー



ジョブカフェおおいた（本センター）



名称	場所	TEL(下段FAX)	開所時間
ジョブカフェおおいた 本センター	大分市中央町3-6-11 (ガレリア竹町内)	(097)533-8878 (097)533-8667	月～土 9:30～18:00 (祝日、年末年始除く)
別府サテライト	別府市中央町7-8 (別府商工会議所内)	(0977)27-5988 (0977)26-2232	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
中津サテライト	中津市殿町1383-1 (中津商工会議所内)	(0979)22-1207 (0979)22-1207	月～金 8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)
日田サテライト	日田市三本松2-2-16 (日田商工会議所内)	(0973)23-6898 (0973)23-6899	月～金 8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)
佐伯サテライト	佐伯市内町1-7 (仲町商店街内)	(0972)23-8730 (0972)23-8732	月～金 8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)

トピック

地域で活躍する若者を育成している農業大学校！！

県立農業大学校では、地域農業の担い手育成を目指し、必要な知識と技術を習得できる実践的な教育に取り組んでいます。

農学部は、高等学校からの進学者が多く、作物や園芸、畜産などの各コースで専門的な講義とICTなど先進技術を取り入れた実習を行っています。卒業生は、修業年数2年以上の専門課程の卒業生である「短大2卒」の扱いとなり、「専門士」及び「大分県農業士」の称号が付与されます。



緑あふれる農場で実習する農大生

研修部は、社会人等を対象に、基礎的な栽培技術が習得できる「就農準備研修」を実施し、就農を後押ししています。また、トラクターの免許や危険物取扱者などの資格も取得できます。

農業大学校で学んだ方々は、自ら農業を始めるほかにも、農業法人や農業団体に就職し、県下各地で産地や地域を牽引するリーダーとして活躍しています。

》 第3章 《

子どもの健やかな成長と母親の 健康を支える環境づくり

第1節 子どもや母親の健康づくり

第2節 思春期からの健康づくり

第3節 子どもの病気への支援

第4節 食育の推進

第1節 子どもや母親の健康づくり

1 めざす姿

- ・ リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。
- ・ 妊娠中の女性が、少ない負担で安心して健診を受けることができます。
- ・ 妊娠中の女性が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。
- ・ 子どもの育ちや子育てが、多くの人に支えられていると実感できます。

2 具体的な取組

(1) 安全・安心な妊娠・出産環境の確保

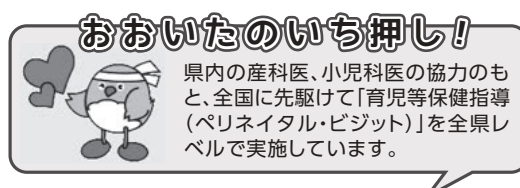
- ① 県内における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、安定した周産期医療提供体制を維持します。
- ② 一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安全・安心な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。
- ③ 周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。
- ④ 働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等、職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及・啓発を行います。
- ⑤ 市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査の受診勧奨を促し、未受診妊婦や飛び込み出産の減少を図ります。
- ⑥ 精神疾患を持つあるいは精神的リスクを持つ妊婦に対し、産科医療機関と精神科医療機関、行政との連携により、無事に出産に至るよう支援体制の強化を図ります。

(2) 妊娠期からの子育て支援の充実

- ① 「子どもの育ちや子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点等で、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。
- ② 妊娠・出産に関する悩みや女性の心身の健康に関する悩みに専門的に対応するため、おおいた妊娠ヘルプセンター（子育て・女性健康支援センター）の充実を図ります。
- ③ 妊娠中は精神的にも不安定になりやすく、妊婦自身の体調や初めての出産や多胎児の子育てなど、育児に不安を抱く場合には、産科・小児科、必要に応じて精神科医療機関と行政が連携して支援を行う（「ペリネイタル・ビジット事業」等を利用する）ことで、産後うつ予防や育児不安の軽減を図り、産後も、市町村において産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援家庭訪問事業を推進します。

(3) 地域におけるネットワークの推進

圏域ごとの関係者連絡会議の開催や育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット事業）を推進し、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」（ヘルシースタートおおいた）による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。



(4) 子どもの健やかな発育・発達への支援

- ①市町村が実施する乳幼児健康診査の平準化及び質の向上を図り、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見に努めるとともに、早期療育を行うため、関係機関のネットワーク化を推進します。
- ②市町村と連携し、子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、受動喫煙防止対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を推進します。
- ③心身の状態や経済的状況等により、子どもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、支援が行える体制の充実を図ります。
- ④むし歯予防のための食生活の確立とフッ化物利用等による効果的な歯科保健対策の普及を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値(R6年度)
周産期死亡率(過去5年間の平均)	出産千対	3.8	H30年度	全国水準以下
妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	92.4	H29年度	全国水準以上
全出生数中の低出生体重児の割合	%	9.5	H29年度	全国水準以下
乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	96.6	H29年度	全国水準以上を維持
乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	95.0	H29年度	全国水準以上
むし歯のない3歳児の割合	%	78.9	H29年度	80%以上
むし歯のない12歳児の割合	%	50.5	H30年度	60%以上
妊娠中の妊婦の喫煙率	%	2.9	H29年度	0.0
育児期間中の母親の喫煙率	%	8.7	H29年度	全国水準以下
育児期間中の父親の喫煙率	%	43.1	H29年度	全国水準以下

トピック

ヘルシースタートおおいた(地域母子保健・育児支援システム)について

県では、すべての子どもが健やかな出生を迎えられること(ヘルシースタート)を目指して、県全体や県内7保健所単位で、医療・保健・福祉・教育の関係機関が連携した、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援が受けられる仕組みづくりを行っています。

トピック

おおいた妊娠ヘルプセンター(子育て・女性健康支援センター)

「思いがけない妊娠で困っている」「妊娠したけど、出産や育児が心配」など、妊娠・出産・育児や女性の心身の悩みに専任の助産師が相談に対応しています。お気軽にご相談ください。

【電話】0120-241-783 【E-mail】ninsin-783@sage.ocn.ne.jp
水曜日～日曜日 11:30～19:00(年末年始を除く)



第2節 思春期からの健康づくり

1 めざす姿

- ・思春期の子どもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。
- ・思春期の子どもが、自分の健康に興味を持ち健康な生活習慣を送るために必要な判断ができるようになります。
- ・思春期の子どもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。

2 具体的な取組

(1) 思春期特有の悩みの軽減への支援

大分県こころとからだの相談支援センターや保健所、おおいた妊娠ヘルプセンター(子育て・女性健康支援センター)において、思春期の身体的・精神的不安や悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。

(2) 健康教育等の推進

保健所・市町村において学校保健等と連携し、性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。

(3) 学校保健における指導の充実

- ①学校医と協力し、学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、学校保健委員会の設置を推進し、保健、医療、福祉等の関係機関と緊密に連携して指導の充実を図ります。
- ②心の問題の相談も含めた保健室機能の充実を図るとともに、各種講習会や子どもの性に関する現状及び指導の在り方についての研修会を充実させ、関係職員の資質の向上を図ります。
- ③心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において保健指導計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。
- ④性の問題については、生命尊重や人間尊重、男女平等の精神、さらに多様な性への理解に基づき、心のつながりを重視し、児童生徒の発達段階や受容能力に応じて、保健体育科や特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じた指導に努めます。
- ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実し、児童生徒の気持ちに寄り添った支援を推進します。

3 数値目標

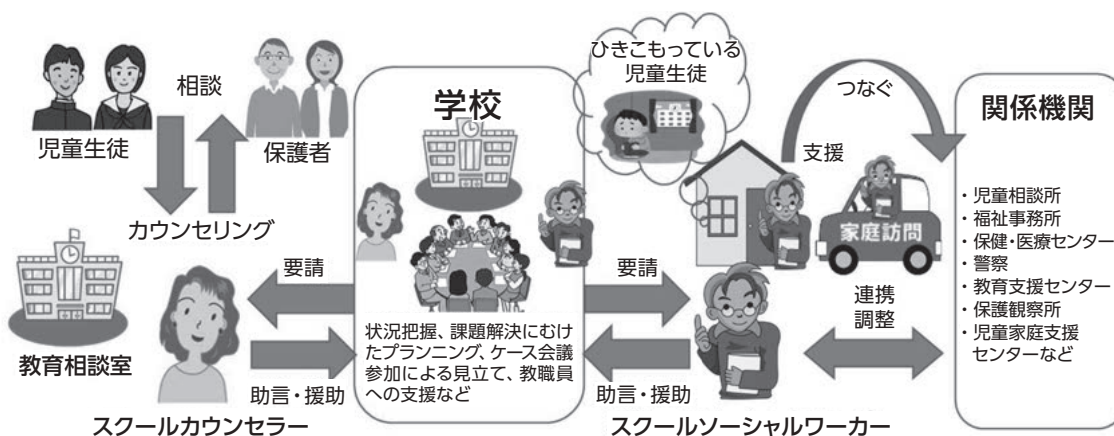
指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
十代の人工妊娠中絶率	人口千対	5.2	H29年度	全国水準以下

スクールカウンセラー(SC)・ スクールソーシャルワーカー(SSW)について

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、心理的な悩みを抱える児童生徒やその保護者へ相談やカウンセリングを行う公認心理師などのスクールカウンセラーや、児童生徒やその保護者が置かれた様々な環境の問題へ働きかけをする社会福祉士などのスクールソーシャルワーカーが学校へ配置されています。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、専門的な見識を活かした下記のような相談・連携・支援を行い、教職員と協力して問題解決に当たるための役割を果たしています。

- 児童生徒に対する相談・助言(SC)
- 保護者や教職員に対する相談・支援(カウンセリング、コンサルテーション、アウトリーチ)(SC)
- ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応(SC)
- 事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア(SC)
- 関係機関等との連携・調整(SSW)
- 児童生徒の抱える課題の状況把握(SSW)
- 校内会議等への参加
- 教職員や児童生徒への研修や講話
- 相談者への心理面や環境面の見立てや対応



第3節 子どもの病気への支援

1 めざす姿

- ・安心して子どもの病気に関する相談や医療を受けることができます。
- ・子どもの医療費に係る負担が軽減されます。
- ・小児慢性特定疾病等で長期に療養が必要な子どもとその家族の精神的な不安が軽減されます。

2 具体的な取組

(1) 小児救急医療体制の整備

- ①休日・夜間における子どもの急な病気やけがに関する相談に応じる大分県こども救急電話相談事業を実施します。
- ②地域の実情に応じた小児の休日・夜間における軽症の救急患者の受入体制整備を進めます。
- ③入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制の整備を進めます。

(2) 早期治療の促進等

- ①子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、子どもの傷病の早期治療を促進し、保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。
- ②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病患者に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。
- ③長期に療養が必要な子ども(小児慢性特定疾病児童等)及びその家族を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。
- ④先天性代謝異常等検査の充実を図り、発症予防や正常な発育を支援します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
小児の二次救急医療体制の整備率 (整備済医療圏数／医療圏数)	%	83.3	H30年度	83.3

トピック

子どもの急な病気・けが こんなときどうする？

① 大分県こども救急電話相談

休日・夜間に、子どもの急病やけがで心配なときや、病院へ行った方がよいかどうか判断に迷ったときに、看護師が相談に応じます。



■相談時間

【平日】午後7時～翌朝8時 【日・祝】午前9時～午後5時、午後7時～翌朝8時

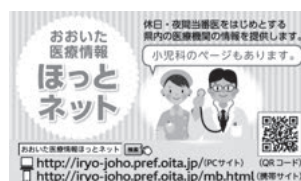
【プッシュ回線・携帯電話から】#8000 【電話】097-503-8822

※県境地域は大分県外につながる場合がありますので、097-503-8822に掛けてください。

② おおいた医療情報ほっとネット

県内の医療機関（病院、診療所、歯科診療所、助産所）・薬局の情報や、医療に関する情報を提供します。

お近くの小児科医を探したり、休日・夜間の当番医を探したりすることができます。



③ 小児救急ハンドブック

子どもの具合が悪くなった時に、しばらく様子を見てもいいのか、すぐに医療機関を受診した方がよいのかなど、症状に合わせて具体的な対処法を記載しています。実際に医療機関を受診するかどうかは、保護者のご判断となりますが、その際にお役立てください。

【HP】<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/handbook2012.html>



トピック

大分県難病相談・支援センター (小児慢性特定疾病児童等自立支援員)

大分県難病相談・支援センターは、難病患者さんやご家族等の相談窓口です。

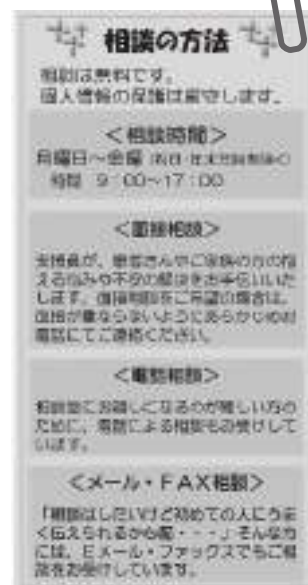
小児慢性特定疾病児童等自立支援員も配置され難病のお子さんの成長にあわせて、関係機関と連携しながらご相談に応じています。

〒870-0037 大分県大分市東春日町1-1 (NS大分ビル2階)

【電話】097-578-7831 【FAX】097-578-7832

【E-mail】nanbyo-o@tempo.ocn.ne.jp

【HP】<http://nanbyo-o.server-shared.com/>



第4節 食育の推進

1 めざす姿

- ・「食べることは楽しい」と感じ、家族のふれあいも深まり、食事マナーや礼儀作法が身につきます。
- ・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。
- ・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。
- ・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、食べ物への感謝や地域の食文化、豊かな自然環境を大切にする気持ちが生まれます。

2 具体的な取組

(1) 食を通じた家族や地域のふれあい

- ①家庭で一緒に食事をすることを推奨して、孫から祖父母まで幅広い世代と一緒に料理や食事することで、食の楽しさを伝えていきます。
- ②家庭に代わり温かな団らんを提供している子ども食堂などの地域の共食の場で世代間の交流を進め、食事のマナー、食文化、バランスのとれた食事の大切さなどを伝えます。

(2) 望ましい食習慣の定着

- ①市町村が実施する乳幼児健診における離乳食指導や相談機会の活用、また、幼稚園・保育所等との連携により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、市町村と連携した取組を推進します。
- ②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や「若者世代講座」などを通じ、食生活指針や食事バランスガイドを活用しながら、食に関する知識と食を選択する力の習得を図ります。
- ③学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。
- ④学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。
- ⑤家庭の事情から食習慣に問題がある子どもについては、栄養教諭等を中心に学校全体で、さらにスクールカウンセラーや保健師、福祉担当部局と連携して必要な支援を行います。

(3) 地域の食文化の継承

- ①おおいた食育人材バンク(食育ひろげ隊)などの食育の実践者や団体が、子どもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。
- ②学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解してもらうとともに、地域の伝統的な食文化を大切にしていける心を育成します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (R6年度)
			(年度)
朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)	%	89.4	H30年度
朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)	%	88.2	H30年度

トピック

孤食と個食を解消!子ども食堂で食育の環が広がっています。

家族と一緒に食事をするのが食育の原点ですが、核家族化や共働き家庭の増加などで、家族みんなで食卓を囲むことが難しくなっており、子どもが1人で食事をする事(孤食)もあります。

そのような状況の中、2012年頃に始まった「子ども食堂」は、県内でも相次いで開設されており(令和元年12月31日現在、65箇所)、温かい食事を地域の方々と一緒に食べること(共食)ができます。

家庭に代わって団らんの場となっている子ども食堂では、食事のマナー、バランスのとれた食事の大切さ、食文化などを伝えるとともに、食への感謝の気持ちを醸成するなど、食育にも取り組んでいます。



子ども食堂での食事の様子



提供される食事の一例

》 第4章 《

子どもの育ちを支えるための 地域における子育ての支援

第1節 地域子育て支援サービスの充実

第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

第3節 子育て支援者の育成

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

第5節 子育て支援のネットワークづくり

》第4章 子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援

第1節 地域子育て支援サービスの充実

1 めざす姿

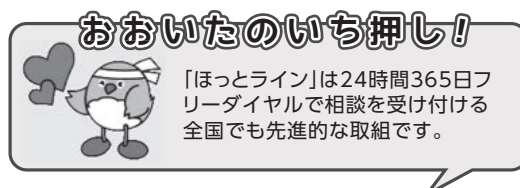
- ・子どもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聴いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。また、必要な子育て支援サービスを気軽に受けられます。
- ・外国人や多子・多胎児など多様なニーズに対応した子育て支援サービスを気軽に受けられ、安心して子育てができます。
- ・子どもを預けて、ちょっと用事を済ませたり、外出したりすることができます。
- ・子どもが、放課後も楽しくのびのびと安心して過ごすことができます。
- ・子どもが、保育所等から小学校に進んだ後も、保護者は安心して働くことができます。

2 具体的な取組

- ①24時間365日体制で子どもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける

「いつでも子育てはっとライン」

こども子育て よろず ひやくとーばん
(電話)0120-462-110」を充実するなどにより子育ての不安解消を図ります。



- ②多様なニーズに対応するため、市町村枠を超えた子育てを応援する等、子育てサービスの柔軟な運用を促進します。
- ③子育て支援サービスが使えるクーポンを配布し、サービスの周知と利用促進を図ります。また、出生順位ごとに配布額を増額するなど、多子世帯の負担軽減に努めます。
- ④主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するための取組を推進します。
- ⑤利用者にとって身近で、利用しやすい地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、家庭に出向く「訪問支援」や、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。
- ⑥保育所への送迎や子どもの預かりなど、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。
- ⑦冠婚葬祭、保護者の育児疲れや病気等のため、一時的に家庭での子育てが困難となった場合に、子どもを保育所等で預かる「一時預かり」の充実を図ります。
- ⑧認定こども園や幼稚園、保育所等における、地域の子育て家庭に対する相談や、施設を活用した親子交流の場の開設による情報提供など、保育士等の専門性を活用した地域の子育て支援の取組を促進します。
- ⑨保護者が病気等の理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で短期間(7日以内)子どもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。
- ⑩保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間又は休日等に不在となり、子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で預かる「トワイライトステイ事業」を促進します。
- ⑪昼間家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。
- ⑫小学生に対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「協育」ネットワーク活動を推進します。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
地域子育て支援拠点を知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	51.5	H30年度
ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	46.8	H30年度
一時預かり実施保育所数	か所	160	H30年度
トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	9	H30年度
放課後児童クラブ数	か所	386	R元年度
指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	77.7	R元年度

トピック

ファミリー・サポート・センター ～地域での子育ての相互援助～

ファミリー・サポート・センター事業では、子育て中の家庭を応援するため、子どもの預かりや送迎などの援助を依頼する方（依頼会員）と援助を行う方（提供会員）とのマッチングを行っています。

依頼会員（援助を依頼する方）になるためには、お住まいの市町村のセンターに登録が必要です。また、提供会員（援助を行う方）になるためには、センターへの登録に加えて講習の受講が必要です。

【お問い合わせ先】

大分市	大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階	097-576-8246
別府市	別府市荘園6組5 西部子育て支援センターべるね内	0977-27-1189
中津市	中津市三光成恒421番地1 三光福祉保健センター内	0979-27-7715
日田市	日田市中城町1-66 市中央児童館内	0973-27-6406
佐伯市	佐伯市鶴岡西町1-104 つるおか子どもの家内	0972-20-0726
臼杵市	臼杵市大字臼杵72番50	0972-86-2716
竹田市	竹田市大字君ヶ園1158-3 南部幼稚園併設	090-2084-7912
豊後高田市	豊後高田市美和1335-1 健康交流センター花いろ内	0978-25-4512
杵築市	杵築市山香町大字内河野2629-20	0977-75-2223
宇佐市	宇佐市大字閤437 宇佐市社会福祉協議会事務局内	0978-33-0725
豊後大野市	豊後大野市三重町市場1200 豊後大野市役所社会福祉課内	0974-22-1001
由布市	由布市挾間町向原128-1	097-583-8220
国東市	国東市国東町鶴川149 国東市役所福祉課内	0978-72-5164
日出町	日出町大字藤原2777-1 日出町保健福祉センター内	0977-85-8899
九重町	九重町大字引治508-1 ここのえみつばこども園内	0973-73-2666
玖珠町	玖珠町岩室24-1 玖珠町社会福祉協議会内	0973-72-5513

※R1.4現在、津久見市と姫島村を除く16市町で実施

妊娠・出産・子育て期に困ったときは

お住まいの市町村には、妊娠期から子育て期までを支える様々な相談機関があります。このトピックではその一例をご紹介します。

①子育て世代包括支援センター

お住まいの市町村の「子育て世代包括支援センター」では、妊娠期から子育て期の「妊娠・出産・育児」にまつわる総合相談窓口として、出産や育児の不安や悩みなどに、子育て支援機関等の関係機関と連携して、保健師等の専門職員がサポートしています。

自身の体調や初めての妊娠・双子や三つ子などの多胎児の妊娠など、出産・育児に不安を感じている妊婦さんには、妊娠中から出産後も、産科や小児科や子育て支援機関等と連携して、保健師等の専門職員がサポートを行っていきます。

県内には、13箇所(令和元年12月現在)設置されており、令和2年度(2020年度)末までに全市町村で設置することを目指しています。

②地域子育て支援拠点

より身近な地域にある、「地域子育て支援拠点」では、乳幼児の子ども遊びを見守りながら、親同士が交流することで、リフレッシュを図ったり、子育ての悩みを相談したりすることができます。

県内には、73箇所(令和元年5月現在)設置されており、市町村によっては「こどもルーム」や「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれています。

また、設置場所も保育所や小児科医院、行政機関に併設されていたり、商店街の空き店舗を活用していたりとさまざまです。



地域子育て支援拠点青い鳥(宇佐市)

○地域子育て支援拠点のホームページ

<https://www.pref.oita.jp/site/kosodatenotane2/kosodatesienkyoten.html>

③市町村子ども家庭総合支援拠点

「市町村子ども家庭総合支援拠点」は身近な場所で、一般的な子育てに関する相談から養育困難に関する相談まで、子どもとその家族等に関する相談全般に応じるための拠点として、平成28年度の児童福祉法の改正によって創設されました。県内には、4箇所(令和元年12月現在)設置されています。

○市町村子ども家庭総合支援拠点の連絡先電話番号

大分市	中央子ども家庭支援センター	097-537-5688	中津市	0979-22-1129
	東部子ども家庭支援センター	097-527-2140	杵築市	0978-64-2525
	西部子ども家庭支援センター	097-541-1440	国東市	0978-72-5164

○県内市町村の相談窓口は県のホームページ(市町村の児童相談窓口一覧)をご覧ください。

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1064903_2187519_misc.pdf

第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

1 めざす姿

- ・それぞれの地域に、子どもを安心して預けることができる保育所等や様々な保育サービスがあります。
- ・身近な保育所や幼稚園、認定こども園は、子どもにとって安全で安心できる楽しい場所で、質の高い教育・保育が受けられます。
- ・子育て世帯の保育料の負担を軽減します。

2 具体的な取組

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保（待機児童ゼロに向けた取組）

- ①地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- ②保護者の働いている状況に関わらず利用が可能で、人口減少地域にあっても、子どもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保が図られる「認定こども園」の普及に努めます。
- ③幼稚園、保育所等を利用する子どもの安全・安心を確保するため、施設の新設・改修・増改築等、施設整備を促進します。
- ④認可外保育施設に入所する子どもの安全を確保するため、巡回支援や、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組を支援します。
- ⑤認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、全ての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

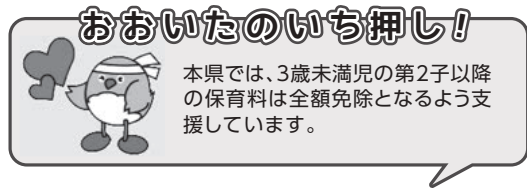
- ①多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進します。
- ②病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを、保育所・認定こども園・病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。
- ③保育所や放課後児童クラブなど、それぞれの地域のニーズに沿ったサービスが利用できるよう、市町村の取組の支援や環境整備を促進します。

(3) 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保

- ①待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、処遇改善や修学資金等の貸付け、就職マッチングの強化などにより、保育士等の確保を図ります。
- ②幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図るため、幼児教育センターによる子どもの人権、教育・保育に必要な知識及び技術、安全対策等に関する研修を充実します。
- ③保育所等の機能強化を図るため、障がいのある子どもやネグレクトなど特別な配慮が必要な家庭や子どもへの対応等専門性を高める研修を実施します。
- ④ICTの普及促進や保育補助者の配置支援など働き方改革により、保育士の業務の効率化と負担軽減、保育の質の向上を図ります。
- ⑤幼稚園教諭免許や保育士資格の取得の特例制度の周知を図るなど、保育教諭の確保を支援します。

(4) 子育て世帯の保育料の負担軽減

- ①子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育・保育の無償化を行います。
- ②保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の第2子以降の保育料を全額免除する市町村の取組を支援します。



3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
教育・保育施設定員数(2号認定)※	人	15,225	R元年度	16,007
教育・保育施設定員数(3号認定)※	人	13,206	R元年度	16,431
認定こども園数	か所	143	R元年度	177
認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	180	H30年度	208
病児・病後児保育実施施設数	か所	31	R元年度	33
保育コーディネーター養成数(累計)	人	490	H30年度	790

※認定区分等

	年齢	保護者の利用状況	利用先
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳		保育所、認定こども園、地域型保育

トピック

「認定こども園」ってなあに？

亮太君は3歳の男の子。ついこの間まで保育所に通っていた。でも、今はおうちにいる。弟が生まれて、ママが出産を機に仕事を辞めることになったので、保育所は退園しなければならなかったのだ。

退園して3か月が経ったある日、園長先生からママに電話がかかってきた。「亮太君のお母さん!来年の4月から当園は認定こども園になります。認定こども園は、お母さんが働いていても、いなくても3歳以上なら利用できるんですよ。」

保育所の友達と会えなくて寂しがっていた亮太君は大喜び♪ママもひとりぼっちで遊んでいた亮太君のことがとても心配だった。「亮太、よかったね。4月からみんなと一緒に遊べるね。」



ひがしこども園(豊後大野市)

「認定こども園」とは

- ◎幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができます。
- ◎認定こども園に通っていないお子さんや保護者に対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの地域の子育て支援を行っています。

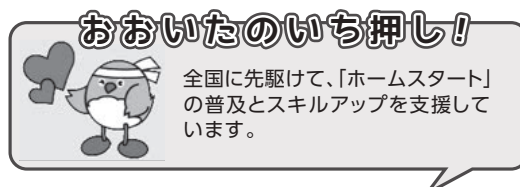
第3節 子育て支援者の育成

1 めざす姿

- ・思いどおりにいかない子育てにイライラ。そんな時、あなたの気持ちを受け止め、安心や自信を引き出してくれる人がいます。
- ・子どもに障がいや発達上の心配などがあるとき、専門家につないだり、市町村や関係機関と連携・協力して個別に支援をしてくれる人がいます。

2 具体的な取組

- ①地域で子育て応援活動や団体運営を担うリーダーを養成し、活動の継続・発展を支援するとともに、地域の子育て支援の優良事例を情報発信し、取組の拡大を促進します。
- ②地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。
- ③地域の子育て家庭への相談支援活動を行う主任児童委員の資質向上を図るため、研修会を実施します。
- ④家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）に従事するスタッフのスキルアップのための研修会を実施するとともに、取組団体・市町村・県からなる会議を定期的に開催し、情報交換を行うとともに、活動の質を確保するよう努めます。
- ⑤保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する人に、知識や技能等を習得するための放課後児童支援員研修や子育て支援員研修を充実します。
- ⑥子どもの心身の健康や豊かな情操が育まれるよう、児童館において遊びの指導等を行う児童厚生員等に対する研修事業への支援を行います。
- ⑦地域における家庭教育支援者の組織を「協育」ネットワーク内に立ち上げ、地域の状況に応じた家庭教育支援の取組を行います。
- ⑧放課後児童支援員や「協育」ネットワーク活動の支援者の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、子どもの人権、障がいのある子どもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。



※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(R6年度)
放課後児童支援員・子育て支援員研修修了者数(累計)	人	1,248	H30年度 2,500
ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数(累計)	人	308	H30年度 438

トピック

「放課後児童クラブ」について

放課後児童クラブは元々「鍵っ子」の社会問題をきっかけに生まれました。共働き家庭が増える中、働く親にとって安心して児童を預けられる場所として、また、児童にとっては、放課後を過ごす大切な居場所となっています。

クラブでは、放課後児童支援員に見守られながら、友達と色々な遊びをしたり、おやつを食べたりとのびのびとした時間を過ごしています。

県では、放課後児童支援員向けの階層別の研修等を開催し、児童に携わる支援員の資質向上を図り、安全・安心な放課後の居場所づくりに取り組んでいます。



荏隈校区児童育成クラブ(大分市)

トピック

訪問型子育て支援「ホームスタート」について

子育てに悩む家庭に寄り添い、地域とつながりをつくる取組、ホームスタートが県内で広がっています。

ホームスタートとは、1973年にイギリスから始まった子育て支援活動です。妊婦や未就学児のいる家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが、1回2時間の訪問を4回程度行います。具体的には、家庭の話をゆっくり聴いて、不安や悩みをしっかりと受け止め、一緒に家事や育児を行うなどの活動をしています。

県内では令和元年9月時点で12の市と町で団体が活動しており、「子育てを一緒に支えたい」、「誰かの役に立ちたい」と思って活動する訪問ボランティアは300人を超えています。

県では、ホームスタートの取組団体や関係市町村職員を対象に、ホームスタートの普及、発達障がいのお子さんと親への支援、母子保健との連携・協働などについて研修を実施しています。



ホームスタートの様子(豊後大野市)

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

1 めざす姿

- ・子育て支援サービスに関する情報を必要とする家庭にわかりやすく提供します。
- ・保護者は、様々な子育て支援サービスの中から自分が受けたいサービスを選び、安心して子育てすることができます。
- ・身近な地域子育て支援拠点に行けば、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。

2 具体的な取組

- ①住民に身近な市町村におけるきめ細かな子育て支援情報の提供を促進します。
- ②子育て支援に関する行政情報や地域の先進的な取組事例等を県ホームページなどで紹介し、関係機関との連携や先進事例の横展開を進めます。
- ③必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、県ホームページ「子育てのタネ」に様々な情報を集約しわかりやすく提供するとともに、マスメディアや多様な ICT（情報通信技術）の活用など創意工夫した情報発信に努めます。
- ④地域子育て支援拠点等において、子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図るとともに、子育て家庭に出向いて支援を行うアウトリーチの取組の中で、必要な情報提供に努めます。
- ⑤出生時に、子育て支援サービスが使えるクーポンを配布し、サービスの周知と利用促進を図ります。
- ⑥「おおいた NPO 情報バンク（おんぽ）」において、子育てに関わる NPO・ボランティア等についての情報をわかりやすく提供します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 (R6年度)
利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	12	R元年度	17
ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	63,828	H30年度	114,000
子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	65.3	H30年度	100

トピック

県ホームページ、「子育てのタネ」「大分県次世代育成支援のページ」

平成30年度に実施した「子ども・子育て県民意識調査」では、「子育て支援サービスを知っている」と答えた人の割合(就学前児童の保護者に18サービスの周知状況を調査し、その平均をとったもの)は65.3%と、その周知が課題となっています。

県のホームページ、「子育てのタネ」では、主に子育て世帯が利用できるサービスや、相談窓口について、「大分県次世代育成支援のページ」では、主に子ども・子育て応援プランに沿った、取組内容を掲載し、情報提供に努めています。

○子育てのタネ <http://www.pref.oita.jp/site/kosodatenotane2/>

○大分県次世代育成支援のページ <https://www.pref.oita.jp/site/jisedai/>

トピック

おおいた子育てほっとクーポンについて

地域の子育て支援サービスの周知を図るとともに、サービスの利用を通じ、子育て世帯の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた全世帯や転入時に3歳未満児がいる世帯を対象に、子育て支援サービスに利用できる「おおいた子育てほっとクーポン」を出生時に配布しています。



また、令和元年度から配布額の上限を撤廃し、1万円×子どもの数(第1子 1万円、第2子 2万円、第3子 3万円・・・第5子 5万円、・・・)のクーポンを配布し、複数の子どもを養育する家庭の支援に取り組んでいます。

○おおいた子育てほっとクーポンのページ

<https://www.pref.oita.jp/site/hot-coupon/>

第5節 子育て支援のネットワークづくり

1 めざす姿

- ・子育て家庭と地域の人たちがつながり、みんなが子育てを応援してくれていると実感できます。
- ・子どもや保護者、高齢者等の多世代の交流を活性化させるとともに、住民相互の支え合い活動を推進します。
- ・子どもが、保護者や学校の先生以外にも話を聴いてもらったり、相談したりできる場所があります。
- ・みんなで食事や勉強をすることにより、コミュニケーションの向上や地域の人との交流を深めることにつながります。
- ・子どもが、安心して自由に過ごせる場所が地域にあります。

2 具体的な取組

(1) 地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり

- ①地域ぐるみでの子育てを推進するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行うなど、ネットワークづくりを進めます。
- ②子育て支援の充実のため、地域子育て支援拠点間の情報共有を図ります。また、外に出向いて必要な支援を行うアウトリーチの利用促進や、スタッフの専門性の向上等に取り組めます。

(2) NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働

- ①民間の子育てに関する知識やノウハウを活用し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。
- ②子育て親子の見守りや交流の場づくり等を推進するため、ボランティアをはじめ、民生委員・児童委員や老人クラブ、愛育班等の保健福祉関係団体、自治会、地域福祉活動を行う社会福祉法人、社会福祉協議会等のネットワークづくりを支援します。
- ③企業の子育て支援の取組を促進するため、地域で活動するNPO等と企業との協働を支援します。
- ④高齢者による子育て支援等の地域活動の取組を支援します。

(3) 子どもの居場所づくり

- ①地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館などの子どもの健全な居場所づくりを応援します。
- ②地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「協育」ネットワーク活動と、「放課後児童クラブ」の連携を促進させ、放課後や土曜日、長期休暇等における子どもの安全・安心な居場所づくりを進めます。
※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。
- ③子育て世代が気軽に集う「子育てサロン」等、NPOやボランティアなどによる、地域における交流の場や、助け合いの仕組みづくりを支援します。
- ④市町村との連携による「子ども食堂」の開設や機能強化に対する支援及び関係者による「子ども食堂地域ネットワーク」の形成を図ります。

(4) 地域ぐるみの交流活動の推進

- ①児童館が、子育て家庭や異年齢の子どもの交流の場となるよう、子育て親子や小学生をはじめとして、中学生や高校生についても積極的に受入れ活動支援の取組を促進します。
- ②豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、「協育」ネットワーク活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。
- ③多種目・多世代・多志向の理念のもと創設された「総合型地域スポーツクラブ」における多様な交流が可能となるよう、スポーツ活動にとどまることなく提供するプログラムや企画するイベントの更なる充実を推進します。
- ④大人が子どもの手本となり、皆が感謝の言葉を伝えられる社会となるよう、「県民総ぐるみあいさつ運動」など「大人が変われば子ども変わる」県民運動に取り組めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(R6年度)
放課後児童クラブと連携する小学生チャレンジ教室の割合	%	78	H30年度 90

トピック

地域で活躍する高齢者の活動を応援します！ ～パワフルシニア活動応援事業～

現在の高齢者は、10～20年前に比べて、身体面で5～10歳程度「若返り」が見られており、また、高齢者自身の社会参加意欲は高く、今後、様々な分野で高齢者のさらなる活躍が求められています。

県では、地域の高齢者団体が行う、「健康づくり」や「生きがいづくり」、「子育て支援」等の活動を募集し、活動に要する経費を補助することで、事業の立ち上げを支援しています。



【活動例】

放課後児童クラブ等での読み聞かせ教室の開催

(子育ての経験を活かして、読み聞かせや昔ながらの遊びの伝承等の集いを開催)

「協育」ネットワークの構築 ～地域全体で子どもを育てるまちづくり～

大分県では「地域全体で子どもを育てるまちづくり」をめざし、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働（「協育」）を推進する「協育」ネットワーク活動に平成 19 年から取り組んでいます。

「協育」ネットワークはおおむね中学校区において公民館等を拠点として、活動の企画や学校、家庭、地域の調整を行う「協育」コーディネーターを中心に、自治会、PTA などの関係者による会議（校区ネットワーク会議）を組織し、地域の実情に応じて学校教育活動の支援や家庭教育支援に取り組んでいます。また、放課後や土曜日に様々な体験活動を行う「小学生チャレンジ教室」や小中学生を対象に学習支援を行う「未来創生塾」なども実施しています。

子どもの登下校時の見守り活動や補充学習、地域の特色を活かした様々な体験活動などがその地域に住む方々により行われていることで、子どもを中心にした学校、家庭、地域の連携強化につながっています。



登下校の見守り活動(中津市)



学習活動(豊後高田市)



料理教室(杵築市)



親子ふれあいスポーツ大会(国東市)

》 第5章 《

子育ても仕事もしやすい環境づくり

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

第2節 男性の育児参画の推進

第3節 女性の就労支援

》第5章 子育ても仕事もしやすい環境づくり

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 めざす姿

- ・子育て中の人だけでなく、全ての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味やスポーツ、生涯学習、ボランティア活動など自己実現のための時間を持つことができます。
- ・家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事につながるといった意識が広がります。
- ・メリハリのある働き方をすることで、家族との有意義な時間を過ごすことができます。

2 具体的な取組

- ①働き方の見直しを行い、仕事と生活を両立できる環境整備や意識改革を行うため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成・配布など様々な啓発活動に取り組みます。
- ②労使代表者、有識者等で構成された「おおいた働き方改革推進会議」で、県内企業における仕事と子育ての両立支援等ワーク・ライフ・バランスにつながる議論を行い、浸透を図ります。
- ③社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を拡大するため、ワーク・ライフ・バランスに関する国の調査・研究報告や、県内外の取組、先進事例等について情報提供を行うとともに、周知に努めます。
- ④企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業の拡大を図ります。
- ⑤企業の取組を促進するため、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「おおいた女性活躍推進事業者」として表彰するとともに、取組の成果等について、広報・啓発を行います。
- ⑥企業や団体の仕事と子育てを両立しやすい職場環境を醸成するため、イクボスの普及・啓発を行います。
- ⑦子育てと仕事を両立できる働き方を選択しやすくするため、育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりを進めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」 認証企業数	社	287	R元年度	637
女性の育児休業取得率	%	94.6	H30年度	100

トピック

「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」について

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局へ届け出た企業を、「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」「仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりに取り組む企業」として認証しています。

認証企業に交付される「おおいた子育て応援団」認証マークは、広告等に付すことができるため、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などに繋がります。



「おおいた子育て応援団」認証マーク

トピック

県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組について

「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」の認証を取得し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を行っている株式会社坂井建設(大分市)を紹介します。

同社は、「男性社会」をイメージしがちな建設業界において、従業員の6割以上が女性で、女性管理職の割合も5割を超えています。

以前は、長時間労働が当たり前だった同社では、結婚・出産を理由に有能な女性職員が次々と辞めていく時期がありました。

残業が常態化していた中、代表が率先して女性社員の離職理由に正面から向き合い、労働時間の見直しを図りました。

最初の取組として、「定時を過ぎたら帰ってもいいと言われても、上司が残っていれば帰りづらい。」という意見を踏まえ、本社事務所の照明を指定した時間に完全消灯させ、従業員に限られた時間で優先順位を考えさせる意識改革に取り組みました。

その後、育児に合わせた働き方として、勤務時間が選択できる「時短勤務制度」をはじめ、退職後3年未満であれば辞める前の役職で復職できる「離職社員の再雇用制度」、子育て経験のある先輩ママに業務時間内に相談できる「子育てサポーター支援」制度をスタートさせ、男女を問わず、子育てする従業員が働きやすい環境づくりを推進しています。ハード面でも授乳室を設置し、従業員の乳児を事務所で一時的に面倒を見ることができるようになりました。

今後の取組として、働きながら安心して子どもを預けられる場所として、企業主導型保育園の開設を予定しています。



令和元年度「大分働き方改革」推進優良企業の表彰式の様子(同賞は、働きやすい職場環境づくりに加え「働き方改革」に積極的に取組み成果をあげた企業に贈られる。)

》第5章 子育ても仕事もしやすい環境づくり

第2節 男性の育児参画の推進

1 めざす姿

- ・男性の家事や育児について、企業や社会の理解が深まります。
- ・男性も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。
- ・家事や育児の喜びや責任を共有することで、家庭生活がより豊かになります。
- ・家族のふれあいが増えることで、子どもの健やかな育ちに良い影響を与えます。
- ・子育てを通じて、視野が広がるとともに、周囲の協力を得たり、時間を上手に使ったりと段取り力の向上も期待できます。

2 具体的な取組

(1) 効果的な意識啓発

- ①男性の育児参画についての理解や関心を深め、県民総参加による取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子やインターネット等、様々な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、男性の子育て参画を促進する市町村等の取組の支援を行います。
- ②働き方の見直し等や家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度をはじめ法制度の周知を行うため、セミナーや労働講座の開催、リーフレットの配布等の取組を行います。
- ③地域子育て支援拠点を中心に、夫婦で協力し、積極的に子育てを行う父親のコミュニティづくりの支援を行います。
- ④PTAにおける父親の会の設置や父親のPTA活動への積極的な参画を促進するために、県内各地の父親の会の活動を積極的に広報し、父親の子育て参画意識の向上を図ります。

(2) 男性の育児参画を可能とする職場環境づくり

- ①男性の子育て支援について先駆的な取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。
- ②企業に対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図るとともに、男性の育児参画が進むことによる企業のメリットを啓発するためのセミナーを開催する等、企業の意識改革に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
男性の育児休業取得率	%	6.8	H30年度	国の目標以上 (現状13%(R2))

トピック

おおいたパパくらぶ

男性の子育て参画の推進は、母親の育児負担の軽減や子どもの健全な育ちはもとより、女性の就業率向上や、職場の業務効率化にも資すると言われています。

「おおいたパパくらぶ」は、大分県の実施した父親向け講座から自発的に発生した父親による育児サークルです。

父親同士の交流に加えて、絵本の読み聞かせ活動や父親講座での講師などボランティア活動を行っており、平成30年度には、内閣府の「子どもと家族・若者応援団活動事例紹介事業(チャイルド・ユースサポート章)」を受章しました。



「おおいたパパくらぶ」の活動



内閣府 チャイルド・ユースサポート章



「パパの子育て応援」
シンボルマーク

トピック

おおいたイクボス宣言

子育てや親の介護などにより働き方に制約がある方が増えている一方で、労働力不足も大きな課題となっています。

このため、一緒に働く部下や職場の仲間が、ワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、組織としての成果を出すため、具体的な行動や目標を宣言する「イクボス」の宣言を推進しています。

【イクボス宣言の例】

- ①意識改革(自分の考え方や価値観を示す)
 - ・仕事を効率的に終わらせ、早く帰る部下を評価します。
- ②業務改善(仕事の見直しや改善を目指す)
 - ・仕事の効率化や進め方の改善に努めます。
- ③自分の取組(まずは自分が実践することを示す)
 - ・休日、定時以降には、仕事の依頼をしません。



第3節 女性の就労支援

1 めざす姿

- ・様々な子育ての段階や状況の中で、女性が希望する働き方を選択することができます。
- ・働きたい女性が、意欲や能力を生かすことができ、企業や社会の活性化につながります。

2 具体的な取組

- ①女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じます。また、長時間労働の是正、短時間勤務制度等多様な働き方の推進を図るため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成など様々な啓発活動に取り組みます。
さらに、県ホームページ「おおいた女性チャレンジサイト」等において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。
- ②女性の継続就労、職域拡大、登用促進等に関して優れた取組をしている事業所の表彰や事例紹介等を行います。
- ③妊娠や出産で退職した人が、その後、働く環境が整った場合に再度退職した会社で働くことができる制度の普及促進を図ります。
- ④出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。
- ⑤女性の再就職を支援するための就職に結びつきやすい職業訓練や、女性の活躍が期待される分野の職業訓練を、民間教育機関等に委託して実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。
- ⑥出産や育児等で離職した女性のスムーズな職場復帰を支援するため、職場復帰に必要な基礎研修を行うとともに、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。さらに、子育て等により外で働くことが困難な女性に対し、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能なテレワークに関する支援を行います。
- ⑦女性の起業へのチャレンジを支援するため、セミナーの開催や女性起業家ネットワークの構築などを進めます。また、農林水産業に従事する女性に対し、経営への参画に関する支援を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍推進宣言 企業数(累計)	社	155	H30年度	230

トピック

「働きたい女性のための託児サービス」について

大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉では、結婚や育児、介護などでいったん退職された女性の再就職等を応援するため、就職活動や面接、就職ガイダンスなどに参加する方を対象に、無料の託児サービスを大分市ではアイネスにおいて、その他の市町村では保育所等の一時預かり事業と連携して実施しています。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。



アイネスでの託児サービス

●大分市分

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takujisabisu.html>

●大分市以外

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takuji-ichijiazukari.html>

●お問合せ

【電話】097-534-2039

大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉参画推進班

トピック

女性の起業を応援します！

一億総活躍社会の実現が求められる中で、創業の面でも女性のチャレンジを促進し、女性の多様な生き方の実現を図ることが必要となっています。

県では、自分らしく輝く女性の起業を応援するため、平成29年度より、様々な学びや交流の場の提供と、自身の想いを伝えるためのビジネスプラン発表会「おおいたスタートアップウーマンアワード」を実施し、女性起業家の裾野拡大と、次代の女性起業家のロールモデル創出に取り組んでいます。

平成30年度県内起業件数のうち、28.2%が女性による起業となっています。今後は、女性の起業を全体の3分の1まで引き上げることを目標に、引き続き女性起業家の支援を行っていきます。



第2回おおいたスタートアップウーマンアワード（平成30年度）ファイナリスト

子育ても仕事もしやすい環境づくり ～県庁内の取組をご紹介します!!～

県庁では、職員の子どもたちを健やかに育てていくために、**特定事業主行動計画「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」**を定めて、職員みんなで子育てを支え合い、子育ても仕事もしやすい環境づくりに率先して取り組んでいるよ。

その取組のうち、いくつかを紹介するね。



「所属長によるお父さんの子育て応援プログラム」の活用



子どもが産まれる予定の男性職員と職場が、休暇の取得や職場としてのサポートなどをどうしていくのか話し合い、協力して「所属長によるお父さんの子育て応援プログラム」を作成し、お互いが同じ思いを共有しながら、職員の子育てを応援していくよう取り組んでいます。



「子育てパパ退庁日」の実施

3歳未満の子どもを育てている男性職員が、毎月第3水曜日に年次有給休暇を取って、15時を目途に退庁しようという取組です。効率的な業務遂行や、子育てが大変な時期に父親も主体的に関わることができる職場づくりを目指しています。

「大分県職員子育て支援のページ」の開設

子育てに関する制度や取組を理解しやすいように、大分県のホームページ内に「大分県職員子育て支援のページ」を設けています。職場だけでなく家庭からも閲覧でき、いつでも必要な情報を得ることができます。



大分県職員子育て支援のページ

<http://www.pref.oita.jp/site/shokuin-kosodate/>

その他にも、職員の育児・介護と仕事の両立を支援し、県自らが率先してワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な働き方の構築をめざすため、効率的・効果的な働き方の一つとして「在宅勤務制度」を行うなど、様々な取組を行っています。

【問合せ先】大分県総務部人事課 【電話】097-506-2311

》 第6章 《

きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

第1節 児童虐待に対する取組の強化

第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実

第3節 子どもの貧困対策の推進

第4節 ひとり親家庭への支援

第5節 障がい児への支援

第6節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

第7節 在住外国人の親と子どもへの支援

第1節 児童虐待に対する取組の強化

1 めざす姿

- ・虐待で子どもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会をつくれます。
- ・身近な場所で相談援助が受けられ、子育てについての不安軽減が図られます。
- ・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような仕組みづくりを行います。
- ・虐待を受けた子どもと、その家族との適切な関係の築き直しを行います。

2 具体的な取組

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

- ①児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189 (いちはやく)」の周知に取り組みます。
- ②医療機関(産科・小児科)や乳幼児健診との連携により、支援が必要な妊産婦へ緊急的な住まいの提供や保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行うなどの取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。
- ③児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施するなど、人材の育成に努めます。
- ④子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、児童虐待の発生防止等のため、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。
- ⑤要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」の構成員の拡充を進め、病院、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関等との連携を図ります。
- ⑥児童虐待の発生に際しては、子どもの安全確保を最優先とし、平常時から警察との連携を密にするなどにより早期対応に努めます。

(2) 児童相談体制の強化

- ①増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置など体制を強化します。
- ②重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施するとともに、児童相談所に弁護士を配置することにより法的対応力の強化を図ります。
- ③心理的・精神的問題を抱える子どもや、保護者に対するケア・指導を充実させるとともに家族再統合に向けた取組を充実させるため、児童心理司等の育成や医療等専門機関との連携強化に努めます。
- ④中央児童相談所一時保護所における生活支援や教育面及び医療・心理面での支援や生活環境について充実させるため、児童指導員や保育士に専門研修を実施するなどにより職員の資質向上を図ります。
- ⑤児童相談の一義的な窓口である市町村を支援するため専門研修の開催や児童相談所への実習受入を行うなどにより市町村児童福祉担当職員のスキルアップを図ります。

- ⑥「児童家庭支援センター」における緊急的な保護への対応、地域における子どもや家庭に関する相談・指導、児童相談所をはじめとする関係機関との調整等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。

(3) 児童虐待の重大事例に関する検証等

児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。

3 数値目標

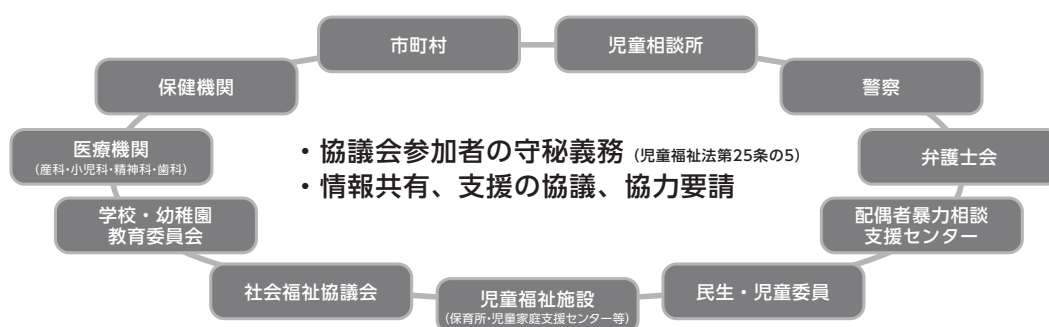
指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	市町村	4	R元年度	18
市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	85	H30年度	185

トピック

「要保護児童対策地域協議会」について

児童虐待の早期発見・早期対応のためには、子どもや子育てに関わるあらゆる機関が緊密に連携することが不可欠です。「要保護児童対策地域協議会」は市町村、児童相談所、医療機関、学校など、虐待を発見しやすい立場にある機関がネットワークを組んで、子どもたちを守るための活動を行っています。県内では全市町村にこの「要保護児童対策地域協議会」が設置されていて、各機関の代表者による「代表者会議」、実務者による「実務者会議」、具体的なケースへの支援について話し合う「個別ケース検討会議」の開催等により、連携を図っています。

特に本県では、平成23年11月に県内で発生した児童虐待死事件を受け、「実務者会議」を毎月開催するようにして、ケースの情報共有と進行管理を徹底することで、虐待により幼い命が奪われることのないよう、関係機関の皆さんと一致団結して、きめ細かな対応に努めています。



トピック

「いつでも子育てほっとライン」について こども子育て - よろず - ひやくとーばん (電話)0120-462-110

子育ての喜びは何ものにも代えがたいものですが、一方で、悩みや不安もつきものです。仕事が忙しくて相談する時間がなかったり、身近に相談できる相手がいないなどの理由で、一人で悩みを抱え込んでしまうお母さんやお父さんも少なくありません。

そこで、県では、子どもや子育てに関するあらゆる電話相談を24時間365日お受けする「いつでも子育てほっとライン」を平成22年度から開設しています。23年度にはフリーダイヤル化したほか、電話相談員の体制も順次強化してきました。

平成30年度、この「ほっとライン」に寄せられた相談件数は3,198件で、開設初年度（平成22年度1,314件）の2.4倍となり、そのうち8割が母親からでした。相談内容は「子育ての不安」に関するものが約半数を占め、育児の基礎知識に関するものも多く見られることから、身近に相談できる相手がおらず、孤独感を深めるお母さんの実態が浮き彫りになっています。

トピック

おかしいと感じたら迷わず連絡を！

「何か変だな」、「気になるな」と思っても、なかなかよその家庭に口出しできないと思われるかもしれません。

しかし、虐待を受けている子どもだけではなく、親自身も子育てに悩み、一人で悩みを抱え込んでしまっている場合も少なくありません。

周囲が早い段階で気づき、支援の手を差し伸べることで、児童虐待防止の第一歩となるのです。



【連絡先】

○各市町村児童福祉担当課

○大分県中津児童相談所【電話】0979-22-2025

○大分県中央児童相談所【電話】097-544-2016

○児童相談所全国共通 3 桁ダイヤル 189

トピック

<ご存じですか?> 子ども虐待防止 オレンジリボン運動

子どもが虐待によって命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、栃木県小山市の「カンガルーOYAMA」が子ども虐待防止を目指し、2005年にオレンジリボンキャンペーンを始めました。NPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」がその活動に協力し、大きく育てました。現在では、国や自治体を始め、各種団体、企業、個人の方々へと全国的に活動が広がっています。

オレンジリボンを見たら、子どもへの虐待防止を思い出してください。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実

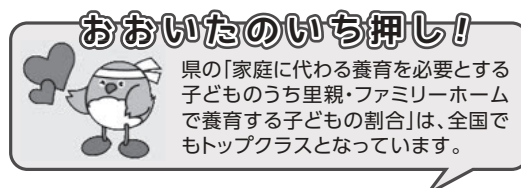
1 めざす姿

- ・様々な事情で親や家族と一緒に暮らせない子どもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。
- ・子どもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。

2 具体的な取組

(1) より家庭に近い環境での養育の推進

- ①地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う、里親やファミリーホームでの養育を推進します。
- ②里親が地域の理解と協力のもとに子どもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努めます。
- ③親元を離れて生活する子どもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、各小中学校区での複数の里親登録の推進に取り組みます。
- ④里親家庭等で子どもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図ります。



(2) 児童養護施設等におけるケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化

- ①できる限り良好な家庭的環境において養育できるよう、施設の小規模化かつ地域分散化を促進します。
- ②特に専門的な対応を必要とする子どもに、きめ細かなケアを行う環境を整えるため、本体施設の生活単位を小規模化します。
- ③早期の家庭復帰や里親養育等に向けた支援等、さらに専門性の高い施設養育を行うため、専門性のある職員を配置します。
- ④地域における家庭養育を支援するため、ショートステイなど、一時的に子どもを受入れる体制を整備します。
- ⑤子どもを養育する里親への支援として、レスパイトケアや里親支援専門相談員による訪問活動など、里親養育の支援を強化します。
- ⑥児童自立支援施設(二豊学園)や児童心理治療施設(愛育学園はばたき)による、特に専門的な対応を必要とする子どもへの支援を強化します。

(3) 子どもの自立支援の強化

- ①社会的養護自立支援事業者(児童アフターケアセンターおおいた)による相談支援及び就職、進学や資格取得に伴う貸付の実施等により、児童養護施設退所者等の自立を促進します。
- ②各児童養護施設に「職業指導員」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図ります。
- ③「自立援助ホーム」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。

(4) 施設や里親家庭で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止

- ①子どもの権利擁護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともに、「子どもの権利ノート」の活用促進等により、子どもが自らの意見を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。

- ②施設入所児童などへの虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、事実関係を調査した上で、医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。
- ③子どもの苦情等意見表明の機会の確保など、子どもの権利を擁護する仕組みの在り方について、今後の国の検討結果を踏まえ、必要な体制整備を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合	%	33.1	H30年度	38
里親登録数	組	180	H30年度	230
児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	65.4	H30年度	100
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	12	R元年度	14
児童家庭支援センター数	か所	3	R元年度	4
児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	1	R元年度	3
児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	88	H30年度	138

トピック

「大分県社会的養育推進計画」を推進します

親の病気や経済的困窮、親からの不適切な養育などの理由で親元を離れざるを得ない子どもたちが、児童養護施設などで生活しています。児童養護施設等の多機能化や里親・ファミリーホームへの委託の推進等の取組を通じて、「家庭養育優先原則」(*)を徹底するなどし、子どもの最善の利益を実現するため、「大分県社会的養育推進計画(令和2年度から令和11年度までの10カ年計画)」を策定しました。

※家庭養育優先原則…平成28年の児童福祉法改正により、国や都道府県、市町村の責務として明記。

- ①まずは、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援すること。
- ②家庭における養育が適当でない場合、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずること。
- ③②の措置が適当でない場合、子どもが「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう必要な措置を講ずること。

第3節 子どもの貧困対策の推進

1 めざす姿

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されことなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもたちへの教育・生活の支援や、子どもの居場所としての「子ども食堂」等、必要な環境の整備を進めます。
- ・全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

(1) 教育の支援

①学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の育成やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進、高等学校等における就学継続のための支援を行います。

また、学校で把握した支援が必要な子どもの状況について、学校ごとに福祉関係機関との情報連携を行い、子どもの貧困対策の推進を図ります。

②幼児教育の質の向上及び保育所等での子どもの貧困の早期発見

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するとともに、保育者や教職員に対して研修機会の充実を図ります。また、保育所等での保育コーディネーターと連携した子どもの貧困の早期発見に努めます。

③就学支援の充実

ア 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が適切に実施されるよう働きかけます。

イ 「高校生等就学給付金制度」などによる経済的負担の軽減や低所得者世帯を対象とした生活福祉資金の周知と円滑な実施を図ります。

④大学等進学に対する教育機会の提供

経済的理由により修学困難な者に対する様々な給付型・貸与型奨学金について、必要な情報が届くよう制度の周知に努めるとともに、円滑な実施を図ります。

⑤子どもの学習支援

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2) 生活の支援

①保護者の生活支援

生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実を図ります。

②子どもの生活支援

ア 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童に対して、日常生活上の援助や生活指導、就業支援を行います。

イ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

③子どもの就労支援

ア 児童養護施設等の退所児童や親の支援のない子ども等への就労支援を行います。

イ 「ジョブカフェおおいた」において、高校生や高校中退者、若年求職者等の就職相談や就活の支援を行います。

④その他の生活支援

子育て世帯等の県営住宅への優先入居を促進します。

(3) 保護者に対する就労の支援

生活困窮者やひとり親家庭の親への就労相談や職業訓練などを実施し、生活の安定が図られるよう努めます。

(4) 経済的支援

放課後児童クラブ利用における保護者負担金の減免や高校生奨学給付金の給付等による経済的支援を行います。

(5) 子ども食堂への支援

①市町村と連携し、「子ども食堂」の開設に必要な経費や学習支援機能強化に伴う経費について助成します。

②開設希望者への相談対応や研修会を開催します。

③困りのある家庭の子どもや保護者の早期発見に繋げるため、関係者による「子ども食堂地域ネットワーク」を形成します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 (R6年度)
生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	93	H30年度	99.2
生活保護世帯に属する子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	80.2	H30年度	97.9
児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	100	H30年度	100
児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	H30年度	100

子どもの貧困について

平成28年国民生活基礎調査によれば、我が国の平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円（名目値）となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.6%となっています。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.9%となっています。

子どもの貧困については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。令和元年6月19日には同法が改正され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、現在から将来にわたる子どもの貧困の解消に向け、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされています。

県では、「大分県子どもの貧困対策推進計画（平成28年度から令和2年度までの5カ年計画）」を策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な施策を総合的に展開しています。

相対的貧困率：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

貧困線：等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

子どもの貧困率：子ども（17歳以下）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

貧困率の年次推移（全国）

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

注：1）平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2）平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

3）貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

4）大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

5）等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

おおいた子ども食堂ネットワークについて

県内の子ども食堂を運営する団体間の交流や情報共有、人材や食材のマッチングなどの支援を通じて、子ども食堂の輪を広げていくことを目的に、令和元年5月1日に「おおいた子ども食堂ネットワーク」が設立されました。



第4節 ひとり親家庭への支援

1 めざす姿

- ・ひとり親家庭の子どもの心身にわたる健やかな育成をめざします。
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父のそれぞれの状況に応じた取組を実施することにより、ひとり親家庭の親と子どもが健康で文化的な生活が実現する社会づくりをめざします。

2 具体的な取組

(1) 相談体制と情報提供の充実

①相談事業の充実

- ア 母子・父子自立支援員をひとり親家庭からのワンストップ相談窓口と位置づけ、子育てや生活、就業等に関する様々な相談に適切に対応します。
- イ 大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

②ひとり親家庭への支援施策の広報・周知の強化

ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの施策について、様々なウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した広報・周知を強化します。

③関係団体や地域との連携

ひとり親家庭が地域において気軽に相談や交流ができるよう、母子・父子福祉団体の活動を支援します。

(2) 子育てや生活支援策の充実

①保育・子育て支援サービス等の充実

- ア 就業促進や子どもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。
- イ 就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。

②生活支援サービスの充実

- ア ひとり親家庭における県営住宅への優先入居を進めるとともに、市町村営住宅においても同様の取組が行われるよう、市町村に働きかけます。
- イ 母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化するなど機能の充実を図ります。

③子どもの学習支援、就職支援の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(3) 就業支援の推進

①就職あっせん等の充実

- ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを、公共職業安定所（ハローワーク）やひとり親家庭支援プラザ（大分市）、大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。
- イ ひとり親家庭の就労に理解の深い企業を開拓することで、就職と就労を支援します。

②職業能力開発への支援

ア ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。

イ ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給します。

③支援機関の専門性の向上と連携の強化

母子・父子自立支援員への研修を実施するとともに、ハローワーク等との連携を強化します。

(4) 養育費確保及び面会交流支援対策の充実

①広報・啓発活動の充実

養育費や面会交流の必要性について、重点的な広報を行い、周知をします。

②養育費確保に向けた支援

養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子・父子福祉センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。

③面会交流の実施に向けた支援

子どもと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスを行うとともに、父母の同意があった場合は面会交流を支援します。

④関係機関との連携による体制づくり

家庭裁判所調査官 OB や NPO 法人等による連絡会を開催し、面会交流を支援する体制を確保します。

⑤支援者向け研修会の開催

面会交流支援者の資質向上を図るため、研修会を開催します。

(5) 経済的支援の充実

①児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。

②ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	510	H30年度	470
大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	55	H30年度	77
ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率	%	95.6	H30年度	98
ひとり親家庭の18歳の子どもの在学率	%	97.6	H30年度	82.1
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	62	H30年度	72
母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合	%	83.7	H30年度	77.7
母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	85.7	H30年度	100

※母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合

一定の所得以下のひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給している母子家庭に対して、就業支援施策等を実施することにより、年間就労収入が300万円未満の家庭の割合を引き下げることを目指すもの。

第5節 障がい児への支援

1 めざす姿

- ・ 障がいのある子どもが、身近な地域で、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援を受けられます。
- ・ 障がいのある子どもの家族が、周囲の無理解に悩み、周囲から孤立することがないように、家族に寄り添った支援を充実します。

2 具体的な取組

(1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援

- ①乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。
- ②在宅の障がい児への支援に当たっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)と、障害者総合支援法による支援(居宅介護、短期入所、日中一時支援等)を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- ③保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施します。また、保育所等において、園内での問題解決や必要に応じて専門機関と連携するための保育コーディネーターを養成し、障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。
- ④就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行うための相談支援ファイルの周知、配布及び活用を関係機関と連携して推進します。
- ⑤施設に入所している障がい児に対し、18歳以降も継続した支援が受けられるよう市町村との連携を図るとともに、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能強化等の支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえたきめ細かな支援を行います。
- ⑥障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等のネットワークづくりを進めるよう支援します。

(2) よりきめ細かな対応が必要な障がいのある子どもへの支援

- ①早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツールの導入推進により、発達障がいに関するスクリーニング精度の向上を図ります。
- ②発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。また、医療機関を含む関係機関の連携強化、及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。
- ③人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(医療的ケア児)が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、専門人材の育成やサービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉その他の各関連分野の相互連携体制を整備します。

- ④強度行動障がいのある子どもは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、飛び出しなど危険につながる行為をする、といった本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を頻繁に起こすため、特別に配慮された支援が必要です。子どもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。

(3) 障がいのある子どもの家庭への支援

- ①家族の介護負担等の軽減と子どもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、放課後等デイサービスや短期入所、児童発達支援センター等の充実を図ります。
- ②親の会など家族団体は、同じ障がいのある子どもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。
- ③障がいのある子どもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターを養成・活用し、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。
- ④子どもの発達が気になる保護者に対し、子どもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会(ペアレントプログラム)を実施します。
- ⑤家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の充実を図るとともに、相談支援従事者の支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族への相談支援の充実を図ります。
- ⑥発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのある子どもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じて広く県民に向けた普及啓発を行います。

(4) 特別支援教育の推進

- ①障がいのある子ども一人一人のニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成・活用を推進します。
- ②障がいのある子どもの指導に携わる教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得推進や、子どもの障がいの重度化、重複化、多様化に対応した指導や支援の充実を図ります。
- ③特別支援学校において、小・中学校等の教員の要請に応じた支援や、特別支援教育全般に関する相談・情報提供等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。
- ④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校等に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある子どもに対する支援体制の整備・充実を図ります。
- ⑤発達障がい等の障がいのある子どもへの指導・支援の方法等について助言等を行うため、保育所や幼稚園、小・中・高等学校等を対象に、特別支援学校教員による巡回相談を実施します。
- ⑥特別支援学校において、各圏域の企業、福祉・労働機関等の関係者との連携を強化し、産業現場等における実習の受入れや就労等に関する啓発、職場開拓等を促進し、進路指導・就労支援の充実を図ります。
- ⑦通常の学級に在籍する障がいのある子どもに、障がいの状態に即した適切な指導や支援を行うために、専門性を備えた教員が担任する通級指導教室の充実に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(R6年度)
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	28.5	H30年度 33

トピック

障がいのある人への「合理的配慮」について

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が施行されました。

法や条例では、障がいのある人が障がいのない人と同じように、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、「合理的配慮」を行うことが求められています。

「合理的配慮」とは、障がいのある人の障がいの特性や困りごとに応じ、過度な負担になりすぎない範囲で行う配慮のことで、例えば、視力の弱い子どもが読めるように、大きな文字を書いてあげるなどのことです。

障がいのある子どもへの「合理的配慮」の取組を一層進めていくことは、子育て支援にもつながるとともに、障がいのある人が社会参加のしやすい共生社会の実現が図られることとなります。

トピック

インクルーシブ教育システムについて

人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限まで発達させることを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成 28 年 4 月 1 日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。学校教育においては、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためには、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育が推進され、障がいのある子どものニーズに応じ、適切な合理的配慮の提供がなされるような体制の整備が必要です。

トピック

「児童発達支援センター」について

児童発達支援センターは、県内全ての障がい福祉圏域（6 圏域）に設置されており、通所による障がい児の療育訓練のほか、地域における障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などを行っています。



センターでの療育（こじか園）

今後も、センターを中核として、障がい児支援に関わる各機関の連携による、障がい児とその家族を地域で支えるネットワークづくりを進めていきます。

【児童発達支援センター】

（令和元年12月1日現在）

圏域	所在地	センター名	定員(人)	電話番号
東部	別府市	児童発達支援センターひばり園	24	0977-22-4185
	日出町	みのり学園 児童発達支援センター「プリンちゃん」	30	0977-72-2818
中部	大分市	大分こども発達支援センター つばさ学園	30	097-557-0114
		児童発達支援センターこじか園	20	097-586-5252
		こども発達支援センターもも	16	097-546-3400
		博愛こども発達支援センター あそびのお城	30	097-586-0005
		こども発達支援センター 大分なごみ園	20	097-524-3636
		こどもセンター かおるおか	20	097-574-6106
	臼杵市	児童発達支援センター めぐみ	10	0974-32-7770
南部	佐伯市	児童発達支援センターつばみ	20	0972-28-6765
豊肥	豊後大野市	こども発達・子育て支援センターなかよしひろば	24	097-586-8811
西部	日田市	児童発達支援センター び〜と	8	0973-28-5626
	玖珠町	こども発達支援センターあ〜く	12	0973-72-1023
北部	中津市	つくし園 医療型児童発達センター	30	0979-43-6181
	宇佐市	地域総合支援センター どんぐり	20	0978-33-1015
合 計			314	

第6節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

1 めざす姿

- ・ いじめや不登校など子どもに関する悩みを、身近な場所で相談できます。
- ・ 親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。
- ・ 学校に行きたいのに不安で行けない子どもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。

2 具体的な取組

(1) いじめ・不登校への支援

- ①24 時間子供 SOS ダイアルやいじめ相談(メール)、LINE 相談、SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス) 等によるいじめ等通報窓口を設置して、いつでもどこでも児童生徒や保護者から、いじめや悩みの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、重大ないじめ事案については生徒指導支援チームを派遣して早期の解決を図ります。
- ②近年、SNS を利用したネットいじめが増加している傾向から、情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。
- ③子どもの気持ちに寄り添った相談を行うため、全ての公立学校に公認心理師等のスクールカウンセラーや社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置し、その活用を図ります。また、児童生徒の抱える様々な課題に対処する校内委員会については、福祉関係者等が参加する体制をさらに促進します。
- ④学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ対策委員会を設置していじめの予防や早期対応に取り組むとともに、重大な事態が起きた場合は設置者に報告して早期の解決と再発防止に取り組めます。
- ⑤保育所や幼稚園から小学校に、あるいは小学校から中学校に進む子どもの不安を解消し、移行が円滑に行われるよう、連携の充実を図ります。
- ⑥地域児童生徒支援コーディネーターを県内市町村(玖珠町は九重町を、国東市は姫島村を含む)に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては、教育支援センター、学校、家庭、フリースクール等の関係機関が連携し、学校復帰を含めた社会的自立に向けた多様な教育機会の確保をしていきます。
- ⑦児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくりに向け、生徒指導の三機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を意識した授業づくりや、「人間関係づくりプログラム」を実施することにより、不登校の未然防止に取り組めます。
- ⑧不登校児童生徒に対して、教育センターの訪問型支援や大学生サポーター等による校外での補充学習教室の実施など、学校以外の学びの場における教育機会を確保します。
- ⑨県や市町村が「いじめ対策連絡協議会」を設置して教育、人権、福祉、警察等の関係機関が連携をしていじめの防止に向けて取り組むとともに、重大事態の時には調査機関を設けて解決と再発防止に取り組めます。

(2) ひきこもり等の若者への支援

ニート、ひきこもり、不登校状態にある青少年やその家族等への支援を行う「大分県青少年自立支援センター」、若者の就職支援を行う「おおいた地域若者サポートステーション」、児童養護施設等の退所者支援を行う「児童アフターケアセンターおおいた」を1か所に集約して開設した「おおいた青少年総合相談所」において、これまで点在していた各相談窓口のワンストップ化による連携強化に加え、様々な支援機関との連携を密にし、相談者に最適な支援を

行います。平成30年4月には、JR大分駅近くに移転し、利用者の利便性をさらに高めるとともに、学習支援のほか、商店街等「まちなか」を活用した体験プログラムの提供、訪問支援（アウトリーチ）の実施など、支援の充実を図っています。

また、そうした総合窓口に加え、平成27年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、ひきこもりの若者等を含む地域の生活困窮者の支援を行う窓口が市町村ごとに設置されました。専門機関と連携を図りながら、身近な地域での支援も推進していきます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
不登校児童生徒の出現率の全国との比（小学校）	%	104.3	H30年度	100
不登校児童生徒の出現率の全国との比（中学校）	%	107.1	H30年度	100
いじめの解消率	%	84.4	H30年度	90
青少年自立支援センターの相談件数	件	1,750	H30年度	2,000

トピック

「おおいた青少年総合相談所」について

おおいた青少年総合相談所では、以下の支援機関を1か所に集約し、就学や就労、生活等、さまざまな悩みや困難を抱える子ども・若者やそのご家族に対する相談・支援を行っています。お気軽にお問い合わせください。



■1F・2F「青少年自立支援センター」(ひきこもり地域支援センター)

不登校やニートなど青少年の自立に伴う諸課題に専門相談員が対応し、関係機関や支援団体等と連携して支援を行います。また、ひきこもりに関しては年齢を問わず、相談を受け付けています。

■1F・2F「児童アフターケアセンターおおいた」

児童養護施設等を退所された方々に対し、生活や就業に関する相談に応じることで、社会的自立に向けた支援を行っています。

■3F「おおいた地域若者サポートステーション」

働くことに悩みを抱えている15～39歳*までの若者に対し、各種プログラムにより、就労に向けた支援を行っています。（*令和元年度時点）

【問合せ】おおいた青少年総合相談所(大分市中央町1-2-3 KNTビル)

【電話】097-534-4650 【ホームページ】<http://oita-konet.net/>

第7節 在住外国人の親と子どもへの支援

1 めざす姿

- ・地域に暮らす外国人の親と子どもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。
- ・外国人の子どもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、生き生きと暮らすことができます。

2 具体的な取組

(1) 在住外国人・留学生への情報提供と支援

- ①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「大分県外国人総合相談センター」において、生活に関わる様々な事柄について相談対応を行うとともに、メールや情報誌により生活情報の提供を行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。
- ②「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援を行います。また「おおいた留学生ビジネスセンター」において、留学生の就職と起業の支援を行います。

(2) 地域や学校における異文化理解の取組

- ①地域や学校において、異文化理解を促進する学びや留学生等外国人との交流の機会を設けます。
- ②異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていくための態度を育成します。

(3) 外国人児童生徒の自己実現の支援

- ①外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援します。
- ②外国人児童生徒に関わる教育指導を充実するため、推進体制の確立と教職員研修を推進します。
- ③P T A活動等様々な機会を捉えて、外国人児童生徒に関わる学校の教育指導の意義と教育活動についての理解を図るとともに、N P O等との連携を図り、外国人の持つ文化や生活習慣等多様性を尊重する態度の育成に努めます。

トピック

「おおいた国際交流プラザ」について

「おおいた国際交流プラザ」では、県内に居住されている外国人の方々のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

○大分県外国人総合相談センター(県受託事業)

【相談時間】毎週月～土曜日 10:00～17:00(祝日、第2、第4月曜日、年末年始を除く)
専用回線 097-529-7119

【相談言語】英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、タイ語など
全19言語

また、以下の通り専門相談を行います。

- ・専門家(弁護士、行政書士)による相談……毎週土曜日 13:00～16:00
- ・中国語による相談……毎週木曜日 10:00～13:00
- ・タガログ語による相談……毎月第1土曜日、第3火曜日 13:00～16:00

○メールによる情報発信

「国際交流プラザ無料配信メール OIPM」に登録いただくと、イベント情報はもとより、県内の生活情報やお得な情報、さらに、いざという時の災害情報などを携帯メールで受け取ることができます。

【対応言語：日本語、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語】

○通訳・翻訳ボランティアの登録及び紹介・派遣

14か国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、紹介・派遣を行っています。また、通訳・翻訳ボランティアの登録も随時受けつけています。

【対応言語：英語、韓国語、中国語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、ポルトガル語、イタリア語、ベンガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、マレー語】

詳しくは「おおいた国際交流プラザ」までお問い合わせください。

【住所】大分市高砂町 2-33 **【電話】**097-533-4021 **【FAX】**097-533-4052

【HP】<https://www.oitaplaza.jp/> **【E-mail】**in@emo.or.jp

★なお、生活に関するお悩みやお困りごとについては、お住まいの市町村でもご相談いただけます。

トピック

「特定非営利活動法人 大学コンソーシアムおおいた」について

「大学コンソーシアムおおいた」は、数多くの留学生が学び、生活しているという大分県の地域特性を活かし、県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対する支援、地域社会との連携並びに国際性あふれる人材の育成等に資する事業を行い、世界に開かれた活力ある地域づくりに貢献することを目的としています。

詳しくは「大学コンソーシアムおおいた」までお問い合わせください。

【住所】大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階

【電話】097-578-7400 **【FAX】**097-578-7401

【HP】<http://www.ucon-oita.jp>

【E-mail】info@ucon-oita.jp



留学生との交流事業の様子

》 第7章 《

子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

第1節 「しんけん遊ぶ子」の育成をめざす幼児教育の充実

第2節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり

第3節 家庭や地域の教育力の向上

第1節 「しんけん遊ぶ子」の育成をめざす幼児教育の充実

1 めざす姿

幼稚園と保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるように、幼児教育センターを核として、幼稚園教諭、保育士等を対象とする研修や助言を行うことで、幼児教育の更なる質の向上を実現します。

2 具体的な取組

- ①小学1年生における「小1 プロブレム」の発生を抑えるとともに、就学前後の不安を解消するため、幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等の教職員を対象とした研修会等を実施します。
- ②幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設における教育力・保育力の向上を図るため、各種研修会等を開催するとともに、園からの要請に応じて幼児教育アドバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。
- ③幼児教育振興プログラム～しんけん遊ぶ子～（平成28年3月改訂）に沿った幼児教育の充実を図るとともに、市町村における幼児教育アドバイザーの配置を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 （R6年度）
			R元年度	
幼児教育アドバイザー養成研修の修了者数（累計）	人	0	R元年度	90

「大分県幼児教育センター」が開設しました！



大分県幼児教育センターパンフレット

平成 31 年 4 月、大分県教育庁義務教育課内に、大分県幼児教育センターが開設しました。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。幼稚園、保育所、認定こども園の区分や設置主体に関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるように、幼児教育センターは教育・保育の内容に係る支援を行います。

幼児教育センターには次の4つの機能があります。

- ▽研修内容の充実をめざす「研修」の機能
- ▽幼児教育アドバイザーによる「支援」の機能
- ▽幼児教育に関する情報を発信する「情報」の機能
- ▽大学や関係団体等との連携を図る「連携」の機能

幼稚園、保育所、認定こども園を対象とする研修は幼児教育センターが一元化して実施し、研修内容の更なる充実を図っています。幼児教育から小学校教育へスムーズにつながるよう「幼小接続地区別合同研修会」も新たに実施しています。

幼児教育センターには幼稚園や保育所での豊富な勤務経験がある3名の幼児教育アドバイザーを配置しています。園からの要請に応じて、各園を訪問し、子どもたちとの関わり方や、保育の在り方について、保育者に寄り添いながらアドバイスしています。

訪問した園からは、「自分たちでは気付いてなかった長所を教えてもらえた」「課題が整理され、保育の質を高めるきっかけとなった」などの声が寄せられています。アドバイザーは県内各地の園を訪問しています。



幼児教育アドバイザーを活用した園内研修の様子

詳しくは、幼児教育センターホームページ
(<https://www.pref.oita.jp/site/oita-youjikyoku/>)をご覧ください。

第2節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり

第1項 確かな学力の育成

第2項 豊かな心の育成

第3項 健康・体力づくりの推進

第4項 信頼される学校づくりの推進

第1項 確かな学力の育成

1 めざす姿

- ・子どもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成するとともに、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。
- ・学校や家庭、地域が一体となって子どもの学習を支援します。

2 具体的な取組

(1) 小・中学校の学力向上対策に係る支援

- ①子どもの習熟の程度や適性に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとともに、調査結果を踏まえながら学習指導方法の工夫や改善を行います。
- ②学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。
- ③小学校高学年における教科担任制の取組や、中学校学力向上対策「3つの提言」の取組など、組織的な授業改善の取組を促進します。

(2) 家庭や地域等学校外での学習活動に係る支援

毎日の積み重ねにより学力の維持・向上が図られるよう、教員経験者等地域の人材の協力を得て、放課後の時間や土曜日等における学習支援を実施し、家庭における学習習慣の確立を支援します。

(3) 各市町村教育委員会に対する支援

- ①市町村学力向上アクションプランの作成や学校全体による組織的な授業改善の取組及び家庭や地域と連携した取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。
- ②市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上に向けた加配教員を配置します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	102.2	H30年度
児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	99.8	H30年度

第2項 豊かな心の育成

1 めざす姿

- ・生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付けることができます
- ・子どもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えとともに、相手の気持ちや考えを、思いやりを持って受け取ることができるようになります。
- ・子どもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。
- ・子どもが、多彩な文化芸術を通して、豊かな感性や創造性を身につけることができます。

2 具体的な取組

(1) 道徳教育の充実

- ①自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えた子どもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。
- ②児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。

(2) コミュニケーション能力の養成

気持ちや考えを伝え合うコミュニケーション能力を養成するため、学校教育活動全体を通じて伝える力や他者の思いを受け取る力を養うとともに、児童生徒が互いに話し合っ

て課題を解決する機会等を設けます。

(3) 文化芸術活動の充実

子どもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、文化体験や作品展示の機会を提供するとともに、地域の人材を活用するなど、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。

(4) 読書活動の充実

- ①子どもが本に親しむ機会を増やすため、小学校において週1回以上の読書活動の実施を推進するとともに、保護者、ボランティアや地域住民の協力による読み聞かせの充実を図ります。
- ②子どもを主体として読書活動を活性化させるため、学校や地域で友達等へ読書の楽しさを伝える「子ども司書(子ども読書リーダー)」を育成します。さらに、中学生、高校生対象のビブリオバトルを開催します。
- ③子どもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。
- ④大分県立図書館情報ネットワーク(OLIB)による、小・中学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験(スクールサービスデイ)を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。
- ⑤家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「子ども読書支援センター」により、地域や学校の研修会等に子ども読書推進員を派遣し、読書活動に役立つ情報の収集・提供・研修を実施します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(小5)	%	6.1	H30年度	1
1か月に1冊以上本を読まない児童生徒の割合(中2)	%	17.4	H30年度	7

トピック

県立図書館(子ども読書支援センター)について

大分県立図書館には、子ども読書活動推進のために、子ども読書に関する講師の紹介や情報発信などを行い、家庭や学校での読み聞かせなどを支援する「子ども読書支援センター」が設置されています。

【子ども読書支援センターの主な活動】

○子ども読書推進員(研修会講師)の紹介

読み聞かせグループや PTA などが開催する研修会に、子どもの読書に関する専門的な知識や活動経験の豊富な県内在住の講師を紹介します。読み聞かせの方法や子どもの発達段階に応じた本の選び方、ブックトークや紙芝居の手法などを学ぶ研修を行うときには、ぜひご相談ください。

《研修テーマ》

- ・子どもを取り巻く環境と読書
- ・子どもの心を育む読み聞かせ
- ・本の選び方や読み聞かせのおすすめの本の紹介
- ・子どもと本が会うことの大切さ など



子ども読書推進員が開催する研修の様子

【問い合わせ先】子ども読書支援センター(大分県立図書館内)

【電話】097-546-9972

【受付時間】土・日・祝日を除く開館日の9時～17時

第3項 健康・体力づくりの推進

1 めざす姿

- ・子どもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。
- ・子どもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。

2 具体的な取組

- ①児童・生徒の体力向上を図るため、小学校体育専科教員活用推進校及び中学校体力向上推進校を指定し、学校体育の充実を図るとともに、運動に取り組みやすい環境の整備を促します。
- ②運動部活動の充実を図るために、部活動指導員の活用を促進するとともに、その資質向上に努めます。
- ③県下全ての公立小学校、中学校、高等学校において体力向上プランを作成し、児童生徒の体力向上に向けた「一校一実践」に取り組むことにより、運動好きな児童生徒を増やし、運動の習慣化・日常化を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合 (小学校 男子)	%	73.3	H30年度	74.5
運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合 (小学校 女子)	%	63.3	H30年度	64.5

トピック

「一校一実践」について

児童生徒の体力向上に係る「一校一実践」は、各学校の体力向上に関する検証改善サイクルを確立し、児童生徒の体力を向上させるための取組です。

体力向上については、体力・運動能力調査結果の向上を直接的に目指した取組ではなく、児童生徒に運動の楽しさを味わってもらい、運動の習慣化・日常化を図っていく取組とすることが重要です。

また、効果的な取組となるよう、体力・運動能力調査や生活習慣等調査結果から課題を明らかにするとともに、児童生徒の自主的な活動につながるような工夫や仕掛けを組織的・計画的に行う必要があります。

現在、県内全ての小・中・高等学校及び一部の特別支援学校でこの「一校一実践」が実施されており、小学校では始業前や休み時間を使った外遊び、中学・高等学校では生徒会活動と連携した活動等、工夫した取組が行われています。



中休みを使った「一校一実践」

第4項 信頼される学校づくりの推進

1 めざす姿

- ・保護者や地域住民の意向が学校運営に反映されることにより、学校がより身近になります。
- ・保護者や地域住民への情報提供により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。
- ・保護者の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、特色を生かした教育活動を展開できます。

2 具体的な取組

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ①学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開するなど、県民の教育に対する関心と理解を深めます。
- ②明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」(11月1日)や「おおいた教育週間」(11月1日～7日)において、県民が身近な場所で教育や子どものことを考える機会を提供します。
- ③保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。その際、重点目標に即した項目により評価します。また、学校ホームページ等による評価結果の公表を進めるとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。
- ④保護者や地域住民からなる「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」や、外部関係者の客観的評価などを活用して、より地域に密着した特色ある教育活動を展開し、その取組をホームページ等で積極的に発信します。
- ⑤各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。

(2) 豊かな教育環境づくりの推進

- ①学力・体力の向上、不登校等の諸課題の解決のため、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。
- ②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「大分県公立学校教員育成指標」を踏まえ、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

- ①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。
- ②電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等、新学習指導要領の実施に対応した施設・設備の整備を進めます。
- ③登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。
- ④インフルエンザや感染症胃腸炎のほか、新型インフルエンザなど新たな感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(R6年度)
学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率（小・中学校）	%	87.2	100 (R5)

トピック

「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ ～コミュニティ・スクールの推進～

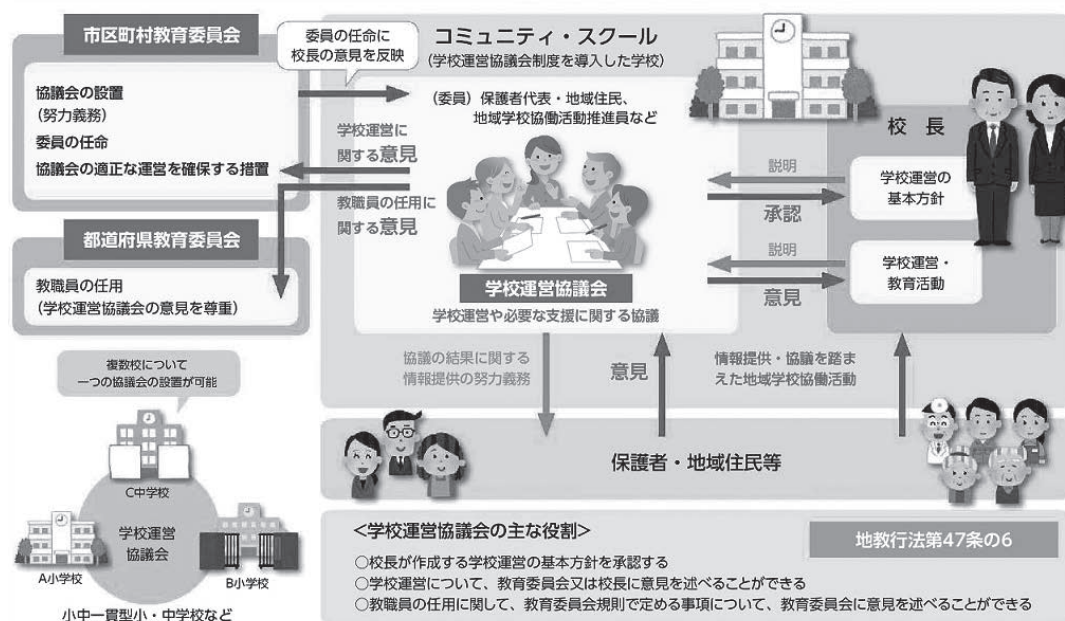
子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

子どもたちが輝く未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。



第3節 家庭や地域の教育力の向上

1 めざす姿

- ・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあったりすることができます。
- ・子どもにとって、地域における活動の場が充実します。
- ・地域の人々の見守りにより、子どもの安全が保たれ、親や保護者の安心につながります。
- ・地域の大人にとって、子どもとふれあう機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。

2 具体的な取組

(1) 家庭の教育力の向上

- ①家庭教育の啓発に関することや子育てに関する相談などについて、「協育」ネットワーク活動における家庭教育支援の取組やPTAの研修、県ホームページにおける情報提供などを通して支援を行います。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

- ②家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と家庭保育についての理解に重点を置きます。

(2) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり

- ①公民館等を拠点に、学校、家庭、地域社会が連携・協働して子どもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーターの資質向上等を図ります。
- ②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、芸術家や文化団体を地域の児童養護施設等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催する子どもを対象としたワークショップや子どもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。
また、地域の人材を活用し、講習会や研修会の開催、学校における文化活動の指導等を行います。
- ③児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、子どもや子育て家庭が参加できる農林水産業体験や料理教室等を開催します。
- ④子どもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、地域のイベントや商業施設等を会場に熟練技能士等による「ものづくり体験教室」を開催します。あわせて、大分県技能祭において親子でものづくりに親しめる「親子ふれあい技能ひろば」を開催するほか、技能や技術に関する展示を行います。また、非工業系職種を中心に、熟練技能者等を高等学校に派遣して、高校生の技能検定3級資格取得のための技術指導を行います。
- ⑤子どもたちに等しく科学体験の機会を提供するため、O-Laboにおける科学体験活動を充実させます。施設では、科学に関する展示やプログラミングに関する教材を常設します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベントを実施します。
- ⑥子どもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「こどもエコクラブ」の結成を促進します。
また、小・中・高校生の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へ大分県環境教育アドバイザーを派遣します。

- ⑦森林や自然に対する子どもたちの理解や関心を高めるため、「森の先生」の派遣による森林環境教育や、子どもたちが木のおもちゃとふれあえる木育を推進します。
- ⑧子どもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育むため、子どもたちの自然体験等の環境学習を支援するとともに、幼児・児童向け環境教育を推進します。
- ⑨「協育」ネットワークを活用し、地域における家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援部会を組織し、家庭教育に関する地域課題の解決と親支援を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数	人/年	20,593	H30年度	14,000
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	10.7	H30年度	11

トピック

みんな元気!!「大分県少年の船」を体験してみませんか!

県では、青少年健全育成の一環として、毎年、夏休み期間中に「大分県少年の船」を運航しています。県内各地から集まった小学生団員が、中学生の副班長さんや高校生の班長さんとともに船内で4泊5日の集団生活を送るとともに、訪問地の沖縄で平和学習や自然体験、文化交流などの活動を行います。始めは緊張気味の団員も、世代や価値観が異なる仲間やスタッフと交流する中で、相手のことを考え、協力しあうことの大切さや、自らルールを決めて主体的に行動することの難しさなど多くのことを学び、成長していきます。昭和55年の事業開始からこれまで、延べ約2万6千人が乗船し、地域や企業等様々な分野でリーダーとして活躍しています。40周年を機に大きく羽ばたく「大分県少年の船」をぜひ体験してください。



*「少年の船」運航事業の詳細や、小学生団員、班長・副班長の募集案内は、県庁ホームページや公式フェイスブックでご覧いただけます。⇒ [大分県少年の船](#) で検索
【お問い合わせ】 大分県少年の船実行委員会(私学振興・青少年課内) **【電話】**097-506-3087

トピック

いつでも楽しく科学体験!「体験型こども科学館O-Labo」

体験型こども科学館O-Labo（オーラボ）は、大分県教育委員会が開設した小さな科学体験スペースです。

土曜日と日曜日、夏休み期間中に大学の先生や企業の技術者の方等と一緒に実験や観察、ものづくりを行うことができ、科学体験を楽しむことができるスペースです。

施設内には、ドローン等のプログラミング教材や科学読み物の紹介コーナーを常設し、企画展示も実施しています。

また、県内各地に科学体験活動を広げるために出前講座等を実施しています。

【お問い合わせ】 <http://o-labo.net>



トピック



大分県立美術館(OPAM:オーパム)では、「五感で楽しむことができる」「出会いによる新たな発見と刺激のある」「自分の家のリビングと思える」「県民とともに成長する」という4つのコンセプトに基づいて、様々な視点で、全ての年齢層の方が芸術文化に親しめる美術館を目指しています。

美術館では、魅力ある企画展の開催はもちろんのこと、ワークショップや体験学習など、教育普及といわれる活動にも力を入れていきます。美術館の2Fは、研修室やアトリエ、体験学習室、ライブラリーなど、アートをより身近に感じてもらえるフロアとなっています。エドューケーターといわれる美術館の専任スタッフが、趣向をこらしたワークショップや講座など、楽しい企画をたくさん用意しています。どうぞ、自分の家のリビングのように、気軽にお越しください。



© Hiroyuki Hirai



ワークショップの様子



県立美術館とiichiko総合文化センターを中心とした「大分県芸術文化友の会 びび」では、メンバー募集中です。美術館の企画展やコレクション展の鑑賞無料や割引、iichiko総合文化センターの公演チケット先行割引、県内の芸術文化の情報のお届けなど、特典が盛りだくさんです。

県立美術館とiichiko 総合文化センターでは、子ども向けの企画展や公演を実施します。また、両施設ともベビーベッド・ベビーチェア、授乳室が完備されており、iichiko 総合文化センターでは、公演時の未就学児童の託児や親子室鑑賞サービスなども行っております。「友の会 びび」にご入会いただき、芸術文化を日常生活に取り入れませんか？詳しくは、OPAM ホームページ(<http://www.opam.jp/bivi>)をご覧ください。

》 第 8 章 《

子どもにとって安全・安心なまちづくり

第 1 節 子育てしやすい生活環境づくり

第 2 節 安心して外出できる環境づくり

第 3 節 子どもを交通事故から守る環境づくり

第 4 節 子どもを犯罪から守る環境づくり

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

1 めざす姿

- ・安心して住める住宅が増えることにより、子育てしやすい生活環境をめざします。
- ・川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、安心して子育てができます。

2 具体的な取組

(1) 良質な住宅の確保

- ①子どもの成長や家族構成の変化に対応できる長期優良住宅の普及を図るほか、子ども部屋増築等のリフォーム改修支援を行います。また、子育て世帯が入居しやすい民間賃貸住宅の供給の促進に取り組みます。
- ②子育て家庭における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を促進します。また、子育てしやすい居住環境を整備するため、公営住宅の建替等の際はユニバーサルデザインに配慮します。
- ③子どもをシックハウスによる健康被害から守るため、有害物質を発散する建築材料の使用を抑制するほか、室内空気環境測定や相談のための体制整備等を推進します。

(2) 良好な生活環境の確保

- ①地域の子育て環境の改善を図るため、公営住宅の整備に当たっては、地域住民の利用に配慮した子育て支援施設の配置等に努めます。
- ②河川や海などの水質を保全するため、下水道や農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。また、廃食用油等の適正処理や洗剤の適正使用等、日常生活の中で取り組める生活排水対策についての理解と協力を呼びかけるため、「おおい たうつくし作戦」の一環として、「生活排水きれい推進月間」（9月10日～10月10日）を定め、各種啓発活動を実施します。
- ③子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。
- ④子どもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R6年度)
県営住宅住戸内バリアフリー整備戸数の割合	%	34.1	H30年度	35

トピック

子育て世帯のリフォームを支援します！

県では、市町村と連携して、子育て世帯が安心して子育てできる住環境づくりのため、子ども部屋の増築や間取りの変更、内装改修など、子どものために行うリフォーム工事費用に対して補助を行うなどの支援を行っています。対象は、18歳未満の子どもがいる世帯で、条件を満たせば、賃貸住宅にも利用できます。

また、世代間で助け合いながら子育てできる三世代同居世帯が行うリフォームについても支援していますので、リフォームをお考えの方は、県建築住宅課（097-506-4677）またはお住まいの市町村へお気軽にご相談ください。

■子ども部屋の改修例（畳から板張りへ改修）



トピック

生活排水対策の普及啓発について

川や海の汚れの原因の約4割は、日常生活では欠かせない台所や洗濯、お風呂、トイレなどの生活排水です。みなさんのちょっとした行動によって、身の回りの環境は改善できます。また、次世代へきれいな水環境を受け継いでいくために、子供のころから水環境へ関心をもち生活排水対策に取り組んでいくことが重要です。

平成30年度、県では大分県内18小学校を訪問し、「生活排水出張教室」を開催しました。教室では、下水道への早期接続や合併処理浄化槽への転換の重要性、家庭でできる生活排水の取組等の授業を行いました。

そのほか県内各地で開催されるイベントに「生活排水きれい推進」ブースを出展し、パネルや合併処理浄化槽の模型を展示し、グッズ（水切りネット）やリーフレットを配布するとともに、生活排水対策についてのご質問やご相談にお答えしています。



生活排水出張教室の様子



「生活排水きれい推進」ブース出展の様子

第2節 安心して外出できる環境づくり

1 めざす姿

- ・子育て家庭や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができるようになります。
- ・子どもが、友達と一緒に外で元気に安心して遊ぶことができます。

2 具体的な取組

(1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供

- ①ユニバーサルデザインについて、県民への意識の醸成を推進するための普及・啓発に努めるとともに、県ホームページ「大分バリアフリーマップ」において、ショッピング施設や飲食店、文化・レジャー施設等におけるバリアフリー情報をはじめ、妊娠中の方や小さな子ども連れの方が利用しやすい施設等に関する情報提供を行います。
- ②子ども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビー・シートを備えたトイレの設置促進を行うなど、ユニバーサルデザインの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。
- ③民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、子ども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、子どもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス導入の支援を行います。
- ④公共施設や商業施設等の「障がい者等用駐車区画」を、妊産婦の方も優先して利用できる「大分あったか・はーと駐車場」の協力施設の拡大と利用マナーの向上に取り組みます。
- ⑤子ども連れでも安心して外出し、歩きたくなるようなコミュニティ機能を有する場所として、また、子どもも楽しくすごせる商店街づくりに向けて支援します。

(2) 安全な遊び場の整備

- ①子育て家庭が、安心してスポーツ等に親しめるよう、「高尾山自然公園」や「大洲総合運動公園」、「大分スポーツ公園」の老朽化した遊具や運動施設等の更新を進めます。また、施設の更新に当たっては、利用者のニーズに合わせた整備を行います。
さらに、関係市町村に対しても、交付金事業等を活用して、公園整備や老朽化した遊具等施設の更新を行うよう働きかけます。
- ②「大分農業文化公園」を活用し、豊かな自然と親しみながら、体験農園や親子物づくり教室などを通して農業・農村の文化等を学習し、子育て家庭でも楽しめる空間を提供します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
バリアフリーマップ登録施設数	施設	3,061	H30年度
大分あったか・はーと駐車場協力施設数	施設	1,209	H30年度
1人あたりの都市公園等面積	m ²	13.4	H29年度

「大分あったか・はーと駐車場」利用証制度

県では、公共施設や商業施設などに設置されている「障がい者等用駐車区画」を適正に利用いただくため、障がいのある方や介護の必要な方、妊産婦の方など、車の乗り降りや歩行が困難な方へ利用証を交付する「大分県あったか・はーと駐車場利用証制度」を設けています。

妊産婦の方には、妊娠7か月から産後3か月までの間に利用できる利用証を交付しており、この利用証を車内に掲示することにより、「大分あったか・はーと駐車場」の看板のある対象駐車区画を利用することができます。

詳しくは県庁ホームページ（「大分あったかはーと」で検索）をご覧ください。



大分農業文化公園について

大分農業文化公園は、豊かな自然と親しみながら農業・農村の文化などを学習する機会を提供し、農業・農村や自然環境に対する県民の理解を深めていくことを目的として、平成13年に設置されました。

公園には、季節の花々や野菜、果物が植えられており、動物や昆虫なども観察することができます。また、ジャガイモやサトイモ、桃、ブドウ、ブルーベリーなどの収穫体験やサツマイモ、ジャガイモなどの植付け体験なども行っているほか、地域の伝統的な家庭料理をつくる教室や県産材を使った木工品づくり教室など、家族と一緒に農業や農村にふれあう機会を盛りだくさん用意しています。

令和元年度には、フラワーガーデンを大幅リニューアルし、春にはネモフィラ、秋にはコキアの丘として整備をするなど見どころづくりにも力をいれています。



ブドウの収穫体験



満開のネモフィラ

第3節 子どもを交通事故から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・交通事故のない道路交通環境が整備されています。
- ・地域ぐるみで、子どもを交通事故から守ります。
- ・子どもが正しい交通ルールを学べます。

2 具体的な取組

(1) 安全な道路交通環境の整備

子どもが交通事故に遭うことを防止するため、県、教育委員会、学校等の施設管理者、道路管理者及び警察が連携して、通学路及び保育所等の園外移動経路の合同点検を実施し、ガードパイプ、歩道、信号機の設置、歩車分離式信号機の導入、横断歩道の更新等、道路交通環境の整備を推進します。

(2) 交通安全活動の推進

- ①交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総参加による交通安全運動を推進するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行います。
- ②親子で一緒に交通ルールやマナーを学べるよう、幼児交通安全クラブをはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。
- ③自転車乗車時における子どもの事故を防止するため、自転車乗車用ヘルメットの着用や、幼児同乗用自転車の安全利用等についての指導・安全教育を推進します。
- ④シートベルトやチャイルドシートの利用促進を図るため、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 (R6年度)
県管理道における法指定通学路の歩道整備率	%	77.2	H30年度	80
通学路合同点検の実施回数（累計）	回	15	H30年度	75

トピック

「みんなの事故防止マップ」(<https://ansin-oita.jp/jikomap/>) をご存じですか？

県内で発生した交通事故の発生場所や内容などを電子地図上で公開しています。

検索条件により、小学生が歩行中に交通事故に遭遇した場所を調べることもできますので、家庭で交通事故を起こさない・あわないように役立ててください。

詳しくは「県警ホームページ」、または「大分県交通事故マップ」で検索してご覧ください。



トピック

「大分っ子フレンドリーサポートセンター」について

大分っ子フレンドリーサポートセンターでは、少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩み、困りごとへの相談対応を行っています。

また、少年の非行を防止するために、必要と認められる場合には、保護者等と協力しながら、少年に対して継続的な助言・指導等を行う継続補導も行っています。

この他にも、少年の社会参加活動や体験活動等の機会を確保するために、少年警察ボランティア等と連携して、少年の心の拠り所となる「居場所づくり活動」を推進しています。



●相談受付時間：平日 9:00～17:45（時間外は、留守番電話による対応となります。）

サポートセンター	担当地域	専用電話
本部サポートセンター 警察本部人身安全・少年課	県北・県西センター以外の地域	097-532-3741
県北サポートセンター 中津警察署	中津・宇佐・豊後高田警察署管内	0979-24-3741
県西サポートセンター 日田警察署	日田・玖珠警察署管内	0973-24-3711

第4節 子どもを犯罪から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・地域ぐるみで、子どもを犯罪から守ります。
- ・子どもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、子どもを非行から守ります。
- ・被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。

2 具体的な取組

(1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

①犯罪被害の未然防止

- ア 子どもを犯罪から守るため、県民や事業者等と連携して、子ども達を見守る目を増やします。また、通学路や公園等の危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいた防犯マップみはるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。
- イ 緊急時に子どもが助けを求められるよう、関係機関・団体等と連携し「こども連絡所」の設置促進や運用に対する支援を行います。
- ウ 学校や地域と連携し、子どもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及・啓発に努めます。
- エ 登下校時における子どもの見守り活動を行う自主防犯パトロール隊など、地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します。
- オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。
- カ 学校における子どもの安全確保・子どもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」を充実させるとともに、活用を推進します。
- キ 家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。

②子どもの福祉を害する犯罪対策

- ア 性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となって広報啓発活動に取り組むとともに、県下一斉立入調査を実施し、青少年を取り巻く有害図書や有害興行の一掃等を行います。
- イ 児童ポルノ・児童買春事件や少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、子どもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。

(2) 子どもの非行を防止する取組

①喫煙・薬物乱用の防止

- ア たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組みます。
- イ 中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組みます。

②インターネット安全利用の教育推進

- ア 学校と連携して、子どもや保護者にスマートフォン・携帯電話のフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の重要性やスマートフォン・携帯電話の利用について家庭内でのルールづくりの大切さ等を広報・啓発するとともに、出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介した被害防止対策を推進します。
- イ 児童生徒によるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用に伴う消費者トラブルが社会問題化していることから、児童生徒、教職員を対象とした「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を通してネット消費者教育を実施します。また、教職員や保護者等に対して情報モラルや情報セキュリティに関する知識と支援方法等についての講習会を実施し、校内で児童生徒に指導できる人材を育成します。

③非行問題に関する相談や支援の実施

- ア 問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。
- イ 県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱える子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。
- ウ 子どもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進します。

(3) 犯罪被害に遭った子どもへの支援

- ①犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、子どもや保護者を支援します。
- ②犯罪被害に遭った子どもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。
- ③県警広報課の犯罪被害者支援室及び（公財）大分被害者支援センターと連携し、被害少年等の支援に当たるとともに、サポートセンター職員のカウンセリング技術の向上に努め、被害少年の要望に添った活動を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 (R6年度)
ヤングサポートパトロール実施回数（累計）	回	1,197	H30年度	3,600
フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合（小・中・高）	%	96.4	H30年度	100



「まもめーるアプリ」 配信中！

県内の不審者情報・事件情報を配信！

まもめーるとは？

- 事件等の発生、被害防止の情報
 - 声かけ事案、不審者の情報
 - 交通事故、交通安全に関する情報
 - 迷い子、行方不明者の情報
- などをリアルタイムにお知らせするサービスです。



アプリ

コチラからダウンロード！



声掛け事案発生場所等が地図上で確認できる

防犯マップみはるちゃんの機能も搭載！



メール

メール配信を希望される方は、こちら！

e@ansin-oita.jp に
空メールを送ってください。

※右記QRコードを読み込むと上記メールアドレスが表示されます。



迷惑メールの設定をしている方は、ドメイン指定などで、「e@ansin-oita.jp」からのメールを受信できるように設定して下さい。

大分県警察

Ⅲ 子ども・子育て支援法

第62条に基づく事項

※子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（法第62条第2項第1号から第4号までに係る事項に限る。）

第1号

市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第2号

子どものための教育・保育給付に係る教育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

第3号

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

第4号

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

第1号関係(1) 幼児教育・保育の区域の設定

1 区域の設定

県で定める区域は、教育・保育の量の見込み、実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となり、県が認定こども園、保育所の認可、認定を行う際の需給調整の判断基準となります。

県では、市町村と効果的な連携を図る観点から、1市町村を1つの区域とし、18区域を設定します。

なお、この設定区域は教育・保育の供給状況などを把握するための単位であり、県の設定区域（市町村）を越えた実際の利用が制限されるものではありません。

2 市町村の区域設定

市町村は、現在の施設の利用状況や今後の利用希望を踏まえ、今後5年間の幼児期の学校教育・保育等についての需給計画である市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）を作成しています。各市町村における区域の設定は以下のとおりです。

市町村設定区域数

市町村名	区域数	設定方法	市町村名	区域数	設定方法
大分市	13	地区公民館単位	杵築市	2	旧杵築市 旧山香町・大田村
別府市	1	1市全域	宇佐市	3	旧市町単位
中津市	2	旧中津市・三光村 旧本耶馬溪町・耶馬溪町・山国町	豊後大野市	7	旧町村単位
日田市	1	1市全域	由布市	3	旧町単位
佐伯市	1	1市全域	国東市	4	旧町単位
臼杵市	2	旧市町単位	姫島村	1	1村全域
津久見市	1	1市全域	日出町	5	小学校区
竹田市	4	旧市町単位	九重町	2	飯田小学校 その他の小学校区
豊後高田市	1	1市全域	玖珠町	1	1町全域
県 計				54	

第1号関係(2) 教育・保育の提供体制

1 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保の内容

子ども・子育て支援事業支援計画(以下「支援計画」という。)における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期については、市町村計画の数値を県設定区域(市町村)ごと、子どもの認定区分ごとに集計し、定めることとします。

(1) 子どもの認定区分

1号認定・・・満3歳以上の学校教育を希望する小学校就学前の子ども

2号認定・・・満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前の子ども

3号認定・・・満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前の子ども

(2) 各年度における量の見込みと確保の内容

(令和2年2月7日現在)

(単位：人)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	①量の見込み	10,906	10,636	10,323	10,057	9,773
	②確保方策	16,072	16,122	16,127	16,127	16,197
	過不足(②-①)	5,166	5,486	5,804	6,070	6,424
2号認定	①量の見込み	15,375	15,272	15,166	15,072	14,965
	②確保方策	15,655	15,796	15,881	15,963	16,007
	過不足(②-①)	280	524	715	891	1,042
3号認定	①量の見込み	14,983	14,943	15,053	15,150	15,247
	②確保方策	14,207	14,747	15,352	15,900	16,431
	過不足(②-①)	△ 776	△ 196	299	750	1,184

※上記は年間を通じた見込みであり、不足分は各年度の待機児童数を示すものではない。

(3) 市町村計画における量の見込み及び確保方策

(令和2年2月7日現在)

<大分市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	5,692	5,541	5,406	5,266	5,111
	②確保方策	8,343	8,343	8,343	8,343	8,343
	過不足 (②-①)	2,651	2,802	2,937	3,077	3,232
2 号 認 定	①量の見込み	6,360	6,475	6,612	6,745	6,873
	②確保方策	6,508	6,603	6,696	6,786	6,873
	過不足 (②-①)	148	128	84	41	0
3 号 認 定	①量の見込み	6,715	6,867	7,071	7,272	7,470
	②確保方策	5,269	5,828	6,380	6,928	7,470
	過不足 (②-①)	△1,446	△1,039	△ 691	△ 344	0

<別府市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	1,122	1,122	1,094	1,094	1,067
	②確保方策	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525
	過不足 (②-①)	403	403	431	431	458
2 号 認 定	①量の見込み	1,195	1,195	1,164	1,164	1,134
	②確保方策	1,195	1,195	1,164	1,164	1,134
	過不足 (②-①)	0	0	0	0	0
3 号 認 定	①量の見込み	1,456	1,433	1,443	1,435	1,431
	②確保方策	1,456	1,433	1,443	1,435	1,431
	過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

<中津市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	870	852	810	761	723
	②確保方策	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	過不足 (②-①)	156	219	261	310	348
2 号 認 定	①量の見込み	1,439	1,408	1,339	1,258	1,195
	②確保方策	1,347	1,347	1,347	1,347	1,347
	過不足 (②-①)	△ 92	△ 61	8	89	152
3 号 認 定	①量の見込み	1,183	1,121	1,109	1,094	1,079
	②確保方策	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359
	過不足 (②-①)	176	238	250	265	280

<日田市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	708	710	710	709	710
	②確保方策	759	719	719	719	719
	過不足 (②-①)	51	9	9	10	9
2 号 認 定	①量の見込み	904	899	912	905	905
	②確保方策	937	945	945	945	945
	過不足 (②-①)	33	46	33	40	40
3 号 認 定	①量の見込み	1,057	1,060	1,056	1,057	1,058
	②確保方策	1,122	1,119	1,119	1,119	1,119
	過不足 (②-①)	65	59	63	62	61

<佐伯市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	658	611	572	525	501
	②確保方策	764	764	764	764	764
	過不足 (②-①)	106	153	192	239	263
2 号 認 定	①量の見込み	717	666	624	574	546
	②確保方策	783	783	783	783	783
	過不足 (②-①)	66	117	159	209	237
3 号 認 定	①量の見込み	548	524	496	471	449
	②確保方策	757	757	757	757	757
	過不足 (②-①)	209	233	261	286	308

<臼杵市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	205	194	187	180	173
	②確保方策	250	250	250	250	250
	過不足 (②-①)	45	56	63	70	77
2 号 認 定	①量の見込み	514	489	472	456	435
	②確保方策	525	525	525	525	525
	過不足 (②-①)	11	36	53	69	90
3 号 認 定	①量の見込み	397	383	369	361	350
	②確保方策	405	405	405	405	405
	過不足 (②-①)	8	22	36	44	55

<津久見市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	85	84	79	78	73
	②確保方策	120	120	120	120	120
	過不足 (②-①)	35	36	41	42	47
2 号 認 定	①量の見込み	154	154	143	142	133
	②確保方策	175	175	175	175	175
	過不足 (②-①)	21	21	32	33	42
3 号 認 定	①量の見込み	108	101	96	94	91
	②確保方策	131	131	131	131	131
	過不足 (②-①)	23	30	35	37	40

<竹田市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	196	184	170	160	154
	②確保方策	255	255	255	255	255
	過不足 (②-①)	59	71	85	95	101
2 号 認 定	①量の見込み	161	151	140	131	125
	②確保方策	196	188	178	170	169
	過不足 (②-①)	35	37	38	39	44
3 号 認 定	①量の見込み	209	200	206	200	193
	②確保方策	224	232	242	250	251
	過不足 (②-①)	15	32	36	50	58

<豊後高田市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	147	141	139	138	139
	②確保方策	260	260	260	260	260
	過不足 (②-①)	113	119	121	122	121
2 号 認 定	①量の見込み	301	289	286	284	284
	②確保方策	295	295	295	295	295
	過不足 (②-①)	△ 6	6	9	11	11
3 号 認 定	①量の見込み	265	268	261	257	251
	②確保方策	275	275	275	275	275
	過不足 (②-①)	10	7	14	18	24

＜杵築市＞

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	161	154	148	143	139
	②確保方策	440	440	440	440	440
	過不足 (②-①)	279	286	292	297	301
2 号 認 定	①量の見込み	420	401	388	375	363
	②確保方策	493	493	493	493	493
	過不足 (②-①)	73	92	105	118	130
3 号 認 定	①量の見込み	361	351	343	333	326
	②確保方策	443	443	443	443	443
	過不足 (②-①)	82	92	100	110	117

＜宇佐市＞

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	118	115	112	110	108
	②確保方策	307	307	307	307	307
	過不足 (②-①)	189	192	195	197	199
2 号 認 定	①量の見込み	1,140	1,113	1,090	1,069	1,044
	②確保方策	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
	過不足 (②-①)	2	29	52	73	98
3 号 認 定	①量の見込み	771	756	739	728	714
	②確保方策	792	792	792	792	792
	過不足 (②-①)	21	36	53	64	78

＜豊後大野市＞

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	120	116	113	110	107
	②確保方策	323	323	323	323	323
	過不足 (②-①)	203	207	210	213	216
2 号 認 定	①量の見込み	497	481	462	446	430
	②確保方策	433	463	463	463	463
	過不足 (②-①)	△ 64	△ 18	1	17	33
3 号 認 定	①量の見込み	337	327	319	313	306
	②確保方策	445	415	415	415	415
	過不足 (②-①)	108	88	96	102	109

<由布市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	279	275	274	273	270
	②確保方策	505	550	555	555	610
	過不足 (②-①)	226	275	281	282	340
2 号 認 定	①量の見込み	486	476	474	472	466
	②確保方策	431	476	476	476	476
	過不足 (②-①)	△ 55	0	2	4	10
3 号 認 定	①量の見込み	506	500	502	506	508
	②確保方策	476	516	516	516	516
	過不足 (②-①)	△ 30	16	14	10	8

<国東市>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	116	106	95	85	75
	②確保方策	570	570	570	570	570
	過不足 (②-①)	454	464	475	485	495
2 号 認 定	①量の見込み	307	297	295	291	289
	②確保方策	392	392	392	392	392
	過不足 (②-①)	85	95	97	101	103
3 号 認 定	①量の見込み	328	316	312	308	304
	②確保方策	328	328	328	328	328
	過不足 (②-①)	0	12	16	20	24

<姫島村>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	17	17	4	9	11
	②確保方策	30	30	30	30	30
	過不足 (②-①)	13	13	26	21	19
2 号 認 定	①量の見込み	10	6	11	10	8
	②確保方策	20	20	20	20	20
	過不足 (②-①)	10	14	9	10	12
3 号 認 定	①量の見込み	19	19	16	15	15
	②確保方策	20	20	20	20	20
	過不足 (②-①)	1	1	4	5	5

<日出町>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	287	290	288	295	292
	②確保方策	390	390	390	390	405
	過不足 (②-①)	103	100	102	95	113
2 号 認 定	①量の見込み	407	412	411	412	415
	②確保方策	387	387	417	417	417
	過不足 (②-①)	△ 20	△ 25	6	5	2
3 号 認 定	①量の見込み	405	413	416	417	420
	②確保方策	382	382	422	422	422
	過不足 (②-①)	△ 23	△ 31	6	5	2

<九重町>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	23	24	23	23	22
	②確保方策	55	55	55	55	55
	過不足 (②-①)	32	31	32	32	33
2 号 認 定	①量の見込み	153	159	150	153	141
	②確保方策	165	165	165	165	165
	過不足 (②-①)	12	6	15	12	24
3 号 認 定	①量の見込み	134	125	125	120	117
	②確保方策	130	130	130	130	130
	過不足 (②-①)	△ 4	5	5	10	13

<玖珠町>

(単位：人)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号 認 定	①量の見込み	102	100	99	98	98
	②確保方策	150	150	150	150	150
	過不足 (②-①)	48	50	51	52	52
2 号 認 定	①量の見込み	210	201	193	185	179
	②確保方策	231	202	205	205	193
	過不足 (②-①)	21	1	12	20	14
3 号 認 定	①量の見込み	184	179	174	169	165
	②確保方策	193	182	175	175	167
	過不足 (②-①)	9	3	1	6	2

2 県の認可・認定に関する需給調整に係る基本的な考え方

県は、認可・認定の申請をした認定こども園や保育所が、認可・認定基準を満たす場合、市町村計画との整合性を図るため、関係市町村と協議のうえ、原則として認可・認定を行います。

ただし、1号から3号の認定区分毎に、県の設定区域(市町村)における教育・保育の「供給(サービス量)」が、「需要(量の見込み)」に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになる場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

需要(量の見込み) > 供給(サービス量) → 原則として認可・認定
需要(量の見込み) < 供給(サービス量) → 認可・認定を行わないことができる
(需給調整)

※供給(サービス量)には私学助成の幼稚園含む

第2号関係 教育・保育の一体的な提供の推進

1 認定こども園の設置目標

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況の変化によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

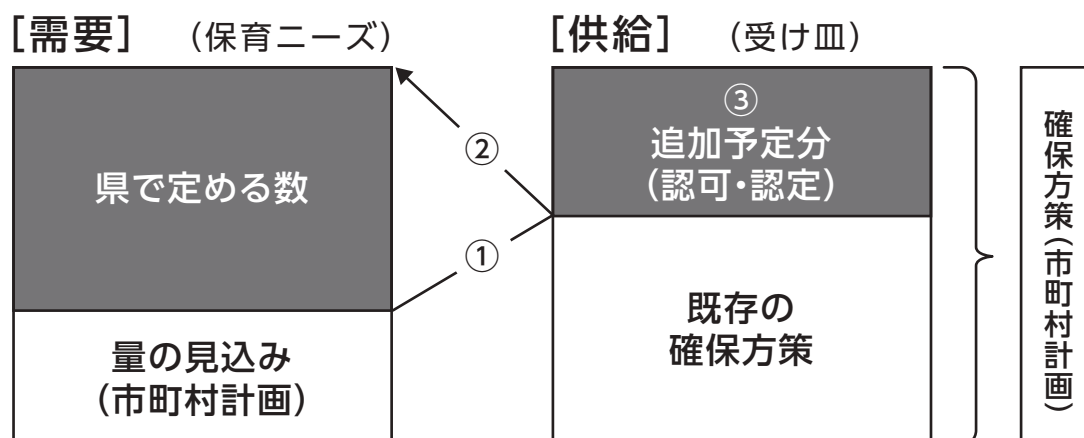
県としては、保護者のニーズや既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望などを踏まえながら、認定こども園の普及に努めていきます。

(単位：園)

類 型	現状 (R1.10.1)	計画期間					増減 (R6-R1)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
幼保連携型認定こども園	94	100	102	104	105	110	16
幼稚園型認定こども園	25	25	25	25	25	25	0
保育所型認定こども園	24	34	40	40	41	42	18
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
合 計	143	159	167	169	171	177	34

2 「県で定める数」について

幼稚園・保育所から認定こども園への移行を推進するため、供給が需要を上回っている地域においても新たな認定こども園の移行が制限を受けないよう「県計画で定める数」を設定し、県の設定区域（市町村）の量の見込みに上乗せします。



- ①既に確保方策が量の見込みを上回っている状態（需要＜供給）
- ②認定こども園への移行を促進するため、市町村計画で予定している供給量と一致するよう「県で定める数」を市町村計画上の「量の見込み」に上乗せする（需要＝供給）
- ③認可・認定基準を満たす限り、認定こども園の認可・認定を行えるようにする

なお、設定区域（市町村）における「県計画で定める数」は、以下のとおりです。

（令和2年2月7日現在）

< 1号利用定員分 >

（単位：人）

市町村名		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大分市	量の見込み	5,692	5,541	5,406	5,266	5,111
	確保方策	8,343	8,343	8,343	8,343	8,343
	県が定める数	2,651	2,802	2,937	3,077	3,232
別府市	量の見込み	1,122	1,122	1,094	1,094	1,067
	確保方策	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525
	県が定める数	403	403	431	431	458
中津市	量の見込み	870	852	810	761	723
	確保方策	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	県が定める数	156	219	261	310	348
日田市	量の見込み	708	710	710	709	710
	確保方策	759	719	719	719	719
	県が定める数	51	9	9	10	9
佐伯市	量の見込み	658	611	572	525	501
	確保方策	764	764	764	764	764
	県が定める数	106	153	192	239	263
臼杵市	量の見込み	205	194	187	180	173
	確保方策	250	250	250	250	250
	県が定める数	45	56	63	70	77
津久見市	量の見込み	85	84	79	78	73
	確保方策	120	120	120	120	120
	県が定める数	35	36	41	42	47
竹田市	量の見込み	196	184	170	160	154
	確保方策	255	255	255	255	255
	県が定める数	59	71	85	95	101
豊後高田市	量の見込み	147	141	139	138	139
	確保方策	260	260	260	260	260
	県が定める数	113	119	121	122	121
杵築市	量の見込み	161	154	148	143	139
	確保方策	440	440	440	440	440
	県が定める数	279	286	292	297	301
宇佐市	量の見込み	118	115	112	110	108
	確保方策	307	307	307	307	307
	県が定める数	189	192	195	197	199
豊後大野市	量の見込み	120	116	113	110	107
	確保方策	323	323	323	323	323
	県が定める数	203	207	210	213	216
由布市	量の見込み	279	275	274	273	270
	確保方策	505	550	555	555	610
	県が定める数	226	275	281	282	340
国東市	量の見込み	116	106	95	85	75
	確保方策	570	570	570	570	570
	県が定める数	454	464	475	485	495
姫島村	量の見込み	17	17	4	9	11
	確保方策	30	30	30	30	30
	県が定める数	13	13	26	21	19
日出町	量の見込み	287	290	288	295	292
	確保方策	390	390	390	390	405
	県が定める数	103	100	102	95	113
九重町	量の見込み	23	24	23	23	22
	確保方策	55	55	55	55	55
	県が定める数	32	31	32	32	33
玖珠町	量の見込み	102	100	99	98	98
	確保方策	150	150	150	150	150
	県が定める数	48	50	51	52	52

< 2号利用定員分 >

(単位：人)

市町村名		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大分市	量の見込み	6,360	6,475	6,612	6,745	6,873
	確保方策	6,508	6,603	6,696	6,786	6,873
	県が定める数	148	128	84	41	0
別府市	量の見込み	1,195	1,195	1,164	1,164	1,134
	確保方策	1,195	1,195	1,164	1,164	1,134
	県が定める数	0	0	0	0	0
中津市	量の見込み	1,439	1,408	1,339	1,258	1,195
	確保方策	1,347	1,347	1,347	1,347	1,347
	県が定める数	0	0	8	89	152
日田市	量の見込み	904	899	912	905	905
	確保方策	937	945	945	945	945
	県が定める数	33	46	33	40	40
佐伯市	量の見込み	717	666	624	574	546
	確保方策	783	783	783	783	783
	県が定める数	66	117	159	209	237
臼杵市	量の見込み	514	489	472	456	435
	確保方策	525	525	525	525	525
	県が定める数	11	36	53	69	90
津久見市	量の見込み	154	154	143	142	133
	確保方策	175	175	175	175	175
	県が定める数	21	21	32	33	42
竹田市	量の見込み	161	151	140	131	125
	確保方策	196	188	178	170	169
	県が定める数	35	37	38	39	44
豊後高田市	量の見込み	301	289	286	284	284
	確保方策	295	295	295	295	295
	県が定める数	0	6	9	11	11
杵築市	量の見込み	420	401	388	375	363
	確保方策	493	493	493	493	493
	県が定める数	73	92	105	118	130
宇佐市	量の見込み	1,140	1,113	1,090	1,069	1,044
	確保方策	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
	県が定める数	2	29	52	73	98
豊後大野市	量の見込み	497	481	462	446	430
	確保方策	433	463	463	463	463
	県が定める数	0	0	1	17	33
由布市	量の見込み	486	476	474	472	466
	確保方策	431	476	476	476	476
	県が定める数	0	0	2	4	10
国東市	量の見込み	307	297	295	291	289
	確保方策	392	392	392	392	392
	県が定める数	85	95	97	101	103
姫島村	量の見込み	10	6	11	10	8
	確保方策	20	20	20	20	20
	県が定める数	10	14	9	10	12
日出町	量の見込み	407	412	411	412	415
	確保方策	387	387	417	417	417
	県が定める数	0	0	6	5	2
九重町	量の見込み	153	159	150	153	141
	確保方策	165	165	165	165	165
	県が定める数	12	6	15	12	24
玖珠町	量の見込み	210	201	193	185	179
	確保方策	231	202	205	205	193
	県が定める数	21	1	12	20	14

< 3号利用定員分 >

(単位：人)

市町村名		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大分市	量の見込み	6,715	6,867	7,071	7,272	7,470
	確保方策	5,269	5,828	6,380	6,928	7,470
	県が定める数	0	0	0	0	0
別府市	量の見込み	1,456	1,433	1,443	1,435	1,431
	確保方策	1,456	1,433	1,443	1,435	1,431
	県が定める数	0	0	0	0	0
中津市	量の見込み	1,183	1,121	1,109	1,094	1,079
	確保方策	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359
	県が定める数	176	238	250	265	280
日田市	量の見込み	1,057	1,060	1,056	1,057	1,058
	確保方策	1,122	1,119	1,119	1,119	1,119
	県が定める数	65	59	63	62	61
佐伯市	量の見込み	548	524	496	471	449
	確保方策	757	757	757	757	757
	県が定める数	209	233	261	286	308
臼杵市	量の見込み	397	383	369	361	350
	確保方策	405	405	405	405	405
	県が定める数	8	22	36	44	55
津久見市	量の見込み	108	101	96	94	91
	確保方策	131	131	131	131	131
	県が定める数	23	30	35	37	40
竹田市	量の見込み	209	200	206	200	193
	確保方策	224	232	242	250	251
	県が定める数	15	32	36	50	58
豊後高田市	量の見込み	265	268	261	257	251
	確保方策	275	275	275	275	275
	県が定める数	10	7	14	18	24
杵築市	量の見込み	361	351	343	333	326
	確保方策	443	443	443	443	443
	県が定める数	82	92	100	110	117
宇佐市	量の見込み	771	756	739	728	714
	確保方策	792	792	792	792	792
	県が定める数	21	36	53	64	78
豊後大野市	量の見込み	337	327	319	313	306
	確保方策	445	415	415	415	415
	県が定める数	108	88	96	102	109
由布市	量の見込み	506	500	502	506	508
	確保方策	476	516	516	516	516
	県が定める数	0	16	14	10	8
国東市	量の見込み	328	316	312	308	304
	確保方策	328	328	328	328	328
	県が定める数	0	12	16	20	24
姫島村	量の見込み	19	19	16	15	15
	確保方策	20	20	20	20	20
	県が定める数	1	1	4	5	5
日出町	量の見込み	405	413	416	417	420
	確保方策	382	382	422	422	422
	県が定める数	0	0	6	5	2
九重町	量の見込み	134	125	125	120	117
	確保方策	130	130	130	130	130
	県が定める数	0	5	5	10	13
玖珠町	量の見込み	184	179	174	169	165
	確保方策	193	182	175	175	167
	県が定める数	9	3	1	6	2

第3号関係 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付とは、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設や新制度未移行幼稚園、一時預かり事業等の保育サービスを利用した際の費用を保護者またはサービスの提供者に支給するものです。

県及び市町村は、サービスの質を確保するため、人員配置や面積などの基準についてそれぞれの立場で指導・監査を行いますが、複数の法令や基準等の内容が密接に関連することから、相互に連携し、効率的・効果的に指導・監査を実施する必要があります。

そのため、次のような取組により、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図ります。

1 情報共有

県に提出される認可外保育施設の設置届や、年に1回の運営状況報告の内容を市町村と情報共有します。（児童福祉法第59条、第59条の2、第59条の2の5）

2 指導・監査

実施スケジュールや確認項目について各市町村と調整を行い、内容の重複や漏れのない指導・監査の実施に努めます。

第4号関係 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上

1 計画期間内に確保する教育・保育従事者数

教育・保育の提供体制を確保していくためには、幼児教育・保育従事者の確保が重要です。計画期間内における利用児童数の増加や施設の認定こども園への移行等により、今後新たに確保が必要となる幼児教育・保育従事者の数は次のとおりです。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育士・保育教諭	152	137	130	111	120

※保育教諭とは、幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に従事する者であり、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている者。

2 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保

幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保については、「Ⅱ各論編」の「第4章第2節、第3節及び第7章第1節」に記載。

その他

地域子ども・子育て支援事業にかかる市町村計画

現況：平成31年3月末
目標：令和7年3月末

	①利用者支援事業(実施か所数)		②地域子育て支援拠点事業(実施か所数)		③妊婦健康診査(実施市町村)		④乳児家庭全戸訪問事業(実施市町村)		⑤養育支援訪問事業(実施市町村)				⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業実施市町村)	
	(単位：か所)		(単位：か所)						養育支援訪問事業		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標
大分市	7	7	11	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別府市	0	4	6	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中津市	2	2	8	8	○	○	○	○	○	○			○	○
日田市	1	1	3	3	○	○	○	○	○	○			○	○
佐伯市	0	1	7	7	○	○	○	○	○	○			○	○
臼杵市	1	1	4	4	○	○	○	○	○	○			○	○
津久見市	0	1	1	1	○	○	○	○	○	○			○	○
竹田市	2	2	2	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊後高田市	1	1	3	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杵築市	1	2	3	4	○	○	○	○	○	○			○	○
宇佐市	1	2	7	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊後大野市	2	2	5	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
由布市	1	2	4	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国東市	1	1	4	4	○	○	○	○	○	○			○	○
姫島村	0	0	1	1	○	○	○	○						
日出町	1	2	2	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九重町	0	1	1	1	○	○	○	○		○			○	○
玖珠町	0	1	1	1	○	○	○	○	○	○		○	○	○
合計	21	33	73	76	18	18	18	18	16	17	8	9	17	17

	⑦ファミリー・サポート・センター事業(実施市町村)		⑧一時預かり事業(実施か所数)		⑨延長保育事業(実施か所数)		⑩病児保育事業(実施か所数)		⑪放課後児童クラブ(実施か所数)		⑫実費徴収に係る補給付を行う事業(実施市町村)		⑬多様な主体が本制度に参入することの促進事業(実施市町村)	
			(単位：か所)		(単位：か所)		(単位：か所)		(単位：か所)					
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標
大分市	○	○	44	55	115	134	6	6	133	141	○	○	○	○
別府市	○	○	14	17	33	33	1	1	36	37		○		○
中津市	○	○	37	42	23	23	2	2	34	37				○
日田市	○	○	30	30	16	16	3	3	17	18	○	○		
佐伯市	○	○	26	24	16	16	1	1	23	24				
臼杵市	○	○	11	11	9	9	1	1	14	14				
津久見市		○	5	5	1	1	1	1	4	4		○		○
竹田市	○	○	5	7	4	4	1	1	13	14	○	○		○
豊後高田市	○	○	8	9	5	5	2	2	12	12	○	○		
杵築市	○	○	8	8	8	8	2	2	15	15	○	○		
宇佐市	○	○	26	26	15	15	1	2	23	28				
豊後大野市	○	○	16	13	13	13	4	4	13	13				
由布市	○	○	10	17	8	10	2	3	15	17		○		
国東市	○	○	10	10	10	10	1	1	15	15		○		○
姫島村			2	2	0	0	0	0	1	1				
日出町	○	○	12	13	8	9	1	1	9	12		○		○
九重町	○	○	2	2	0	0	1	1	5	5				
玖珠町	○	○	5	6	4	7	1	1	4	5	○	○		○
合計	16	17	271	297	288	313	31	33	386	412	6	11	1	8

IV 資料編

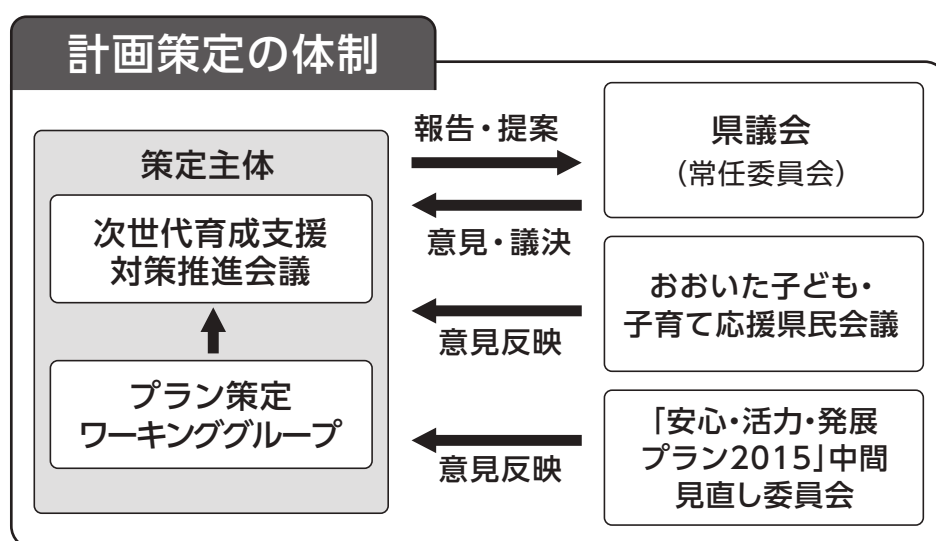
1 各論編施策別担当課(室)一覧

各論編				企画振興部			福祉保健部							生活環境部						
				国際政策課	芸術文化スポーツ振興課	交通政策課	福祉保健企画課	保護・監査指導室	医療政策課	薬務室	健康づくり支援課	高齢者福祉課	こども未来課	こども・家庭支援課	障害福祉課	生活環境企画課	うつくし作戦推進課	県民生活・男女共同参画課	私学振興・青少年課	食品・生活衛生課
章	節	項	節名・項目																	
1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり	1		社会全体の意識づくり								○									○
	2		子どもの人権を尊重する意識づくり								○	○								○
	3		男女共同参画に関する意識づくり								○				○					
2 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	1		結婚、妊娠・出産への支援							○	○	○					○			
	2		若者の就労支援																	
3 子どもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり	1		子どもや母親の健康づくり							○		○	○							
	2		思春期からの健康づくり						○	○		○	○							
	3		子どもの病気への支援						○	○	○									
	4		食育の推進							○								○		
4 子どもの育ちを支えるための地域における子育ての支援	1		地域子育て支援サービスの充実									○	○							
	2		幼児期の教育・保育の環境整備					○				○								
	3		子育て支援者の育成									○								
	4		子育て支援サービスに関する情報提供の充実									○					○			
	5		子育て支援のネットワークづくり				○				○	○	○				○	○		
5 子育ても仕事もしやすい環境づくり	1		ワーク・ライフ・バランスの推進									○					○			
	2		男性の育児参画の推進									○					○			
	3		女性の就労支援														○			
6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	1		児童虐待に対する取組の強化										○							
	2		里親や児童養護施設などによる代替教育の充実										○							
	3		子どもの貧困対策の推進										○							
	4		ひとり親家庭への支援										○							
	5		障がい児への支援								○	○	○							
	6		いじめ・不登校やひきこもりへの対応														○			
	7		在住外国人の親と子どもへの支援	○																
7 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	1		幼児教育の充実									○								
	2		子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり																	
	1		確かな学力の育成																	
	2		豊かな心の育成					○												
	3		健康・体力づくりの推進																	
	4		信頼される学校づくり																	
8 子どもにとって安全・安心なまちづくり	3		家庭や地域の教育力の向上		○							○			○					
	1		子育てしやすい生活環境づくり																	○
	2		安心して外出できる環境づくり			○	○													
	3		子どもを交通事故から守る環境づくり									○			○					
	4		子どもを犯罪から守る環境づくり							○						○	○			

[illegible]

2 計画策定の経過

時 期	内 容
平成31年	
1月25日	平成30年度第3回大分県次世代育成支援対策推進会議
2月15日	平成30年度第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議
3月25日	第1回おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)会議
令和元年	
5月21日	県議会令和元年福祉保健生活環境委員会 報告
5月21日	第2回ワーキンググループ会議
6月24日	令和元年度第1回大分県次世代育成支援対策推進会議
7月4日	令和元年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議
7月9日	第3回ワーキンググループ会議
7月25日	県議会第2回定例会 福祉保健生活環境委員会 報告
8月22日	第4回ワーキンググループ会議
9月17日	県議会第3回定例会 報告議案提出
10月10日	第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議
12月6日	県議会第4回定例会 福祉保健生活環境委員会 報告
12月11日	パブリックコメントの募集(～令和2年1月10日)
1月24日	第2回大分県次世代育成支援対策推進会議
2月7日	第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議
2月25日	県議会令和2年第1回定例会 議案提出
3月23日	県議会令和2年第1回定例会 福祉保健生活環境委員会 議案審議
3月27日	県議会令和2年第1回定例会 議案可決



3 おおいた子ども・子育て応援県民会議条例

(平成25年7月4日大分県条例第33号)

(設置)

第1条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、おおいた子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 県民会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成26年条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(調査審議等の特例)

2 おおいた子ども・子育て応援県民会議は、この条例の施行の日前においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事項の調査審議等を行うことができる。

4 おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿 (令和元年6月30日～令和3年5月31日)

氏 名	団体・機関・所属等
相 澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授
荒 金 真由美	大分大学 福祉健康科学部 学生
荒 木 啓 司	大分県児童養護施設協議会 森の木施設長
市 原 豪	大分県商工会連合会 大分県商工会青年部連合会長
糸 永 隆 章	大分県自治会連合会 大分市滝尾地区連合自治会 会長
井 口 尚 子	株式会社大分放送 報道部 記者
井 村 元 子	大分県PTA連合会 母親部会 部員
太 田 瞳	公募委員(ライフデザインラボ株式会社 代表取締役)
○ 岡 田 正 彦	大分大学 高等教育開発センター 教授
小 川 由 美	地域子育て支援拠点 花っこルーム 施設長NPO法人アンジュ・ママン
小 野 貴美子	一般社団法人大分県公認心理師協会 会長
川 野 みどり	大分県商工会議所連合会 大分商工会議所副会頭
神 田 寿 恵	大分県保育連合会 社会福祉法人熊崎福祉会 すみれこども園 園長
塩 月 裕 市	日本労働組合総連合会大分県連合会 副事務局長
篠 原 丈 司	社会保険労務士篠原事務所 代表
武 津 智 美	大分県小学校長会 大分市立下郡小学校 校長
土 谷 修	おおいたホームスタート推進連絡会議 会長
土 居 孝 信	大分県私立幼稚園連合会 会長 学校法人明佳学園 理事長
富 高 国 子	放課後児童クラブ／ファミリー・サポート・センター つるおか子どもの家 代表
◎ 仲 嶺 まり子	別府大学短期大学部 学長
姫 野 美和子	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員
平 井 貴美子	公募委員(チャイルドラインおおいた 代表)
藤 澤 彩 花	大分県立看護科学大学 大学院博士課程助産学コース 学生
藤 田 恵 子	大分市子どもすこやか部 部長
藤 田 亘 宏	大分県社会福祉協議会 地域福祉部長
藤 本 保	大分県医師会常任理事 大分こども病院 理事長
正 本 秀 崇	大分県認定こども園連合会 会長 むさしこども園 園長
松 田 絵 美	ファミリーホームももたろう 所長
室 チ エ ミ	一般社団法人大分県助産師会 財務理事
幸 野 晋 也	おおいたパパくらぶ 共同代表

◎会長、○副会長

(50音順 敬称略)

5 大分県次世代育成支援対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 少子化の急速な進行に対応して、県が取り組むべき次世代育成支援対策について、総合的かつ効果的に施策を実施するため、大分県次世代育成支援対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 次世代育成支援対策に関する施策の企画・調整に関すること。
- 二 次世代育成支援対策に関する施策の効果的推進に関すること。
- 三 次世代育成支援対策に関する調査・研究に関すること。
- 四 その他次世代育成支援対策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務等)

第4条 会長は、推進会議を統括し、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

(連絡会議)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡会議を開催する。

- 2 連絡会議は、協議しようとする内容に係る総務企画監、構造改革企画監、企画調整監、組織管理監及び関係課室の職員等をもって構成する。
- 3 連絡会議は、福祉保健部こども未来課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部こども未来課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成12年7月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、病院局長、教育長、警察本部長

6 おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)(以下「応援プラン」という。)を策定するに当たり、大分県次世代育成支援対策推進会議におおいた子ども・子育て応援プラン(4期計画)策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) 応援プランの策定に関する事項
- (2) その他応援プランの策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 ワーキンググループは、おおいた子ども・子育て応援県民会議委員のうち同会議の会長が指名する者及び庁内関係課室の職員で構成する。

- 2 ワーキンググループの構成員の任期は、2020年3月31日までとする。
- 3 ワーキンググループに座長を置く。
- 4 ワーキンググループの座長は、構成員の中から互選により選出する。
- 5 座長は、ワーキンググループを統括し、必要に応じワーキンググループを招集し、その議長となる。
- 6 ワーキンググループは、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第4条 ワーキンググループの庶務は、福祉保健部こども未来課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年3月1日から施行する。

7 おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)策定ワーキンググループ委員名簿

所 属 等		氏 名
おおいた子ども・子育て応援県民会議委員	大分大学 高等教育開発センター 教授	岡 田 正 彦
	社会保険労務士 篠原事務所 代表	篠 原 丈 司
	つるおか子どもの家 代表	富 高 国 子
総 務 部	財政課 予算第三班主幹(総括)	松 垣 安 城
企画振興部	政策企画課 政策企画班主任	都 留 徹 也
福 祉 保 健 部	福祉保健企画課 企画管理班課長補佐(総括)	朝 久 野 理
	福祉保健企画課 地域福祉班主幹	香 嶋 秀 史
	医療政策課 政策医療班主幹(総括)	小 代 哲 也
	健康づくり支援課 母子保健班課長補佐	清 水 久 美 恵
	こども未来課 課長	御 手 洗 洋 子
	こども未来課 こども企画班課長補佐(総括)	羽 田 野 康 仁
	こども未来課 子育て支援班主幹(総括)	大 久 保 博 子
	こども未来課 幼児教育・保育班課長補佐(総括)	渋 谷 健 司
	こども・家庭支援課 家庭支援班課長補佐(総括)	島 川 雄 司
	こども・家庭支援課 こども育成支援班課長補佐(総括)	嶋 岡 真 司
	障害福祉課 自立・療育支援班 課長補佐(総括)	山 田 邦 文
生 活 環 境 部	県民生活・男女共同参画課 参画推進班課長補佐(総括)	後 藤 ト モ 子
	私学振興・青少年課 青少年育成班課長補佐(総括)	野 田 剛 史
商工観光労働部	雇用労働政策課 労政福祉班主幹(総括)	武 野 浩 二
農林水産部	新規就業・経営体支援課 就業促進班主幹(総括)	有 馬 義 信
土木建築部	建設政策課 企画・アセットマネジメント推進班課長補佐(総括)	岡 本 克 士
病 院 局	看護部 看護部長室 副看護師長	品 川 陽 子
教 育 庁	教育改革・企画課 改革企画班 参事	板 倉 慎 二
	学校安全・安心支援課 いじめ・不登校対策班 参事(総括)	佐 藤 茂
	義務教育課 義務教育指導班 参事(総括)	武 野 太
	社会教育課 生涯学習推進班 主任社会教育主事	馬 場 尚 登
警 察 本 部	警務課 課長補佐(企画担当)	川 野 恭 子

(敬称略)

令和2年3月発行

おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)
～子育て満足度日本一を目指して～

発行 大分県福祉保健部こども未来課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

電話 097-506-2718

